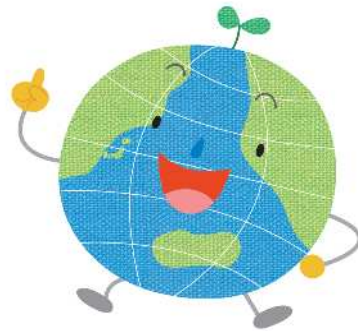


令和元年版

# すみだの環境

(平成30年度の実績)



墨田区環境キャラクター  
「地球くん」

墨田区都市整備部環境担当

環境保全課・すみだ清掃事務所

# 目 次

環境の保全	(10) ピオトープ事業	14
1 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる(墨田区基本計画)	(11) 副読本発行	14
	(12) 自然環境ボランティア	14
	(13) すみだ環境ふれあい館	15
2 すみだ環境基本条例の推進	6 地球温暖化防止の推進	
(1) すみだ環境基本条例	(1) 推進の考え方	15
(2) 第二次すみだ環境の共創プラン	(2) 墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度	16
(3) すみだ環境区宣言	(3) すみだエコポイント事業	16
(4) 墨田区環境審議会	(4) 墨田区環境経営認証取得費助成制度	16
(5) すみだ環境共創区民会議	(5) 省エネナビモニター制度	16
(6) 墨田区環境基本条例推進本部	(6) エコライフ講座	16
3 緑化の推進	(7) エコライフサポーター	17
(1) 推進の考え方	(8) 墨田区地球温暖化対策実行計画	18
(2) 緑の基本計画	(9) 節電対策	18
(3) 緑被率	(10) 水素社会の実現に向けた取り組み	18
(4) 民間緑化の支援	7 環境影響評価制度	19
(5) 緑と花の学習園		
(6) 緑と花のサポーターとの協働	公害の現状と対策	
(7) 森林整備体験	1 公害苦情の状況	
(8) 屋上緑化の普及	(1) 受付方法別の苦情件数	20
(9) 壁面緑化の普及	(2) 発生源別の苦情受付件数	20
(10) 「開発指導要綱」及び「集合住宅条例」に基づく緑化指導	(3) 現象別の苦情受付件数	20
(11) 緑と花のまちづくり推進地域制度	(4) 公害苦情件数及び指導内容	24
(12) 工場立地法	2 大気汚染	
4 雨水利用の推進	(1) 常時測定	25
(1) 雨水利用の目的	(2) 光化学スモッグ	29
(2) 雨水利用施策の取組	(3) アスベスト対策	29
5 普及・啓発	(4) 眺望調査	30
(1) すみだ環境フェア	(5) ダイオキシン類測定結果	31
(2) 遊んで!学べる!夏休み	(6) 大気中の有害化学物質の測定結果	32
すみだ環境プログラム2018	3 水質汚濁	
(3) 関野吉晴 グレートジャーニー展	(1) 調査期間	34
(4) 環境企画展	(2) 調査地点	34
(5) 水の循環講座	(3) 調査項目	34
(6) 星空観察出張講座	(4) 調査結果	34
(7) プールのヤゴ救出作戦		
(8) 区民向け環境体験学習事業		
(9) すみだ環境フェア2018 “トンボフェア”		

4	交通公害	
(1)	道路交通騒音・振動・交通量調査	40
(2)	自動車騒音の常時監視	44
5	環境パトロール	44
6	公害防止資金	44
7	工場認可及び各種届出の状況	
(1)	工場認可	45
(2)	指定作業場の届出	47
8	特定施設及び特定建設作業の届出状況	
(1)	騒音規制法に基づく特定施設	49
(2)	振動規制法に基づく特定施設	50
(3)	騒音規制法・振動規制法に基づく 特定建設作業	51
9	化学物質の適正管理	51
10	土壌汚染の調査及び対策	51
11	区内の空間放射線量の測定	51
12	カラス・ウミネコ対策	
(1)	カラス	52
(2)	ウミネコ	52
	<b>リサイクルと清掃事業</b>	
1	資源循環型社会の形成に向けて	
(1)	法体系及び特別区の動向	53
(2)	墨田区リサイクル清掃事業の沿革	54
(3)	墨田区一般廃棄物処理基本計画	56
(4)	墨田区廃棄物減量等推進審議会	56
(5)	すみだリサイクル清掃地域推進委員	56
(6)	墨田区リサイクル清掃事業の体系	57
(7)	廃棄物処理原価の算定	58
2	リサイクル事業	
(1)	リサイクル事業の概要	59
(2)	資源回収システム	59
3	清掃事業	
(1)	清掃事業の概要	64
(2)	ごみ収集など	64
(3)	し尿の処理	67
(4)	動物死体処理	67
(5)	業務指導等	68
(6)	不法投棄対策	69
(7)	持込ごみの受付	69
(8)	マニフェスト(一般廃棄物管理票) の受付	69
(9)	墨田区の特性を活かした清掃事業の展開	69
(10)	清掃事務所等の概要	71
	すみだの資源物・ごみの流れ	72
4	普及啓発事業	
(1)	イベント・キャンペーンなど	73
(2)	冊子・リーフレット等の発行	74
(3)	再生品の普及啓発事業	74
(4)	リサイクル手作り講座	74
(5)	環境学習の出前講座	74
(6)	フリーマーケット後援	74
(7)	墨田区ごみ分別案内チャットボット の導入	75
	<b>【資料】</b>	
	都市整備部環境担当の組織と業務分担	76
	墨田区における環境行政の変遷	79
	1 条例・規則・要綱の制定及び主な できごと等	79
	2 環境行政組織の変遷	83
	すみだ環境区宣言	87

## 環境の保全

### 1 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる（墨田区基本計画）

本区では、平成 18 年 4 月に、地球温暖化をはじめ環境問題に対応していくため、「すみだ環境基本条例」を施行し、平成 19 年 3 月には、「すみだ環境共創プラン」を策定して、省エネルギー・省資源等の施策を積極的に推進している。

平成 21 年 10 月には、「すみだ環境区宣言」を行い、環境にやさしいまち「すみだ」として未来の子どもたちに引き継ぐための行動指針を定めている。

### 2 すみだ環境基本条例の推進

#### （1）すみだ環境基本条例（平成 18 年 4 月施行）

区では、すみだらしさのあるよりよい環境づくりのために、区・区民・事業者それぞれの活動や行動を環境に配慮したものへと誘導する墨田区環境誘導指針を平成 7 年 3 月に策定し、これに基づき環境行政を推進してきた。しかし、地球温暖化やヒートアイランドといった地球規模で複雑・高度化する環境問題に対して、生活の基本である地域やコミュニティの中での取組が必要となった。そのため、墨田区環境誘導指針の理念を継承・発展させた「すみだ環境基本条例」を平成 17 年 12 月に制定し、平成 18 年 4 月から施行した。すみだ環境基本条例は、「環境の共創」についての基本理念を定め、区・区民・事業者及び滞在者の責務を明確にし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的としている。

<すみだ環境基本条例に示された基本理念>

- ・環境の共創は、区民及び事業者が十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。
- ・環境の共創は、すべての者が、環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを活かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

#### （2）第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）

本プランは、すみだ環境基本条例に基づき、環境の共創に関する目標及び施策を定め、それらの施策を総合的、計画的に推進することを目的とし、旧プランの基本方針である「環境負荷の低減とより良い環境の創造をめざす」を継承しつつ、さらに発展させた第二次プランとして平成 28 年 3 月に策定したものである。

また、本プランは、喫緊の課題となっている地球温暖化対策をより一層推進するため、温室効果ガス排出量の削減等を目的とした「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含したものとなっている。

ア 計画期間 平成 28 年度～平成 37 年度

イ 将来像 みんなで創る環境にやさしいまち「すみだ」

ウ 将来像を実現するための 5 つの基本目標と 6 つの重点プロジェクト

- |          |   |
|----------|---|
| 基本目標     | 1 : 温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまち<br>【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】 |
|          | 2 : 身近な緑と水辺に親しみ、生きものとふれあえるまち                              |
|          | 3 : 資源循環型社会の実現をめざすまち                                      |
|          | 4 : 良好な生活環境が確保され、安心とやすらぎが実感できる住みよいまち                      |
|          | 5 : 環境活動を実践する人が育つまち                                       |
| 重点プロジェクト | 1 : エコライフすみだの推進   |
|          | 2 : 緑感あふれる空間の創造   |
|          | 3 : ごみ減量化の推進  |
|          | 4 : ヒートアイランド対策の推進   |
|          | 5 : 環境体験学習の充実   |
|          | 6 : 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催への対応                           |

プランの進捗状況については、すみだ環境共創区民会議の意見を聞き、墨田区環境基本条例推進本部において毎年評価を行い、その結果を墨田区環境審議会に報告して意見等を伺うこととしている。

### （3）すみだ環境区宣言（平成 21 年 10 月 1 日告示）

墨田区では、「人と人がふれあい、お互いが支え合う 21 世紀のすみだを」という願いを込めて、平成 12 年 7 月に「すみだ やさしいまち宣言（人と地域と環境のために）」を行い、様々な取組みを行ってきた。その 10 年目を迎えるにあたり、地球温暖化をはじめとした深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み、「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行った。

宣言の主要目標は「温室効果ガス排出量のさらなる削減」とした。また、「すみだ環境区宣言 行動指針」を定めるとともに、宣言を契機に毎月 5 日を「すみだ 環境の日」とした。

（すみだ環境区宣言：87 ページ掲載）

### （4）墨田区環境審議会

区の環境基本計画に関すること等を調査審議するため、平成 18 年度にすみだ環境基本条例第 16 条に基づき区長の附属機関として設置した。委員は、学識経験者、区議会議員、区民及び事業者等から選出された 15 人で構成され、任期は 2 年間である。平成 30 年 4 月に第 7 期審議会が発足している。主な審議内容は、次のとおり。

- ・すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の策定について（平成 18 年度）
- ・すみだ環境基本計画の進捗状況について（平成 19 年度以降毎年度実施）
- ・墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定について（平成 19 年度）
- ・すみだ環境区宣言について（平成 20 年度）
- ・緑の基本計画の改定について（平成 22 年度）
- ・すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の改定について（平成 23 年度）
- ・東京スカイツリーの開業に伴う周辺環境について（平成 24 年度）
- ・すみだ環境ふれあい館の基本コンセプト（案）及び整備の基本方針（案）について（平成 25 年度）

- ・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する区民及び事業者意識調査について（平成 26 年度）
- ・第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の策定について（平成 27 年度）
- ・墨田区緑と生物の現況調査結果報告について（平成 30 年度）

#### （５）すみだ環境共創区民会議

墨田区環境誘導指針に基づき、区が行う施策等について区民及び事業者の意見・要望を反映させるため、平成 7 年度からすみだ環境区民会議を設置した。

平成 18 年度からは、すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に係る施策を総合的に推進するために、会議体名称を「すみだ環境共創区民会議」に改め設置した。委員は、公募による区民のほか、環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者、その他区長が必要と認める者から選出された 25 人以内で構成され、任期は 2 年間である。区民会議の所管事項は次のとおり。

- ア 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議をすること。
- イ 環境の共創に関する実践活動を行うこと。
- ウ 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。
- エ ア～ウに掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

#### （６）墨田区環境基本条例推進本部

すみだ環境基本条例に基づく環境の共創に関する施策及び事業を総合的かつ計画的に実施することを目的として設置している。区長を本部長とし、環境の共創に係る施策の計画・調整・運営・点検・評価等に関することを所掌事項とする。

また、推進本部のもとに幹事会を設置し、推進本部の指示による施策等の検討及び報告を行っている。

### 3 緑化の推進

#### （１）推進の考え方

緑は、人々の心にやすらぎと潤いをもたらすだけでなく、育成する喜びのほか、庭先や窓辺を装飾することを通じて、多くの人々に感動を呼び起こす芸術性さえも持っている。かつて本区の緑は、墨堤の桜や神社の杜に見られたように、人々の生活と深く関わり合いながら育まれてきた。しかし、関東大震災と戦災、その後の都市化の進行に伴い、区内の樹木等の大部分は次第に失われてしまうこととなった。これに対応するため、本区では緑の回復をめざして昭和 47 年 3 月に「緑化宣言」を行い、各種緑化施策を展開してきた。

今後も、刻々と変化する社会現象と区民ニーズを的確に捉えて、各種緑化施策を展開していく。長期的には河川の護岸整備に伴う緑地の確保等を視野に入れながら、屋上緑化などの立体緑化を進めていくほか、生活の中で緑を身近に感じる「緑感」の向上を図るため、区民、緑化ボランティア及び事業者の方と協働で緑の面的拡大を図っていく。

(2) 緑の基本計画(平成7年度策定、平成22年度改定)(計画期間平成22年度～平成32年度(令和2年度))

ア 緑の将来像

「まちは百花園」

イ 目標年次・計画目標

平成32年(令和2年度)・緑被率13.0%

ウ 基本方針

(ア) 緑の多様性を高める

質の高い多様な緑の創出

(イ) 生活を豊かにする緑をつくる

地域特性、区民ニーズに配慮した個性のある公園づくり

(ウ) 環境に資する緑をつくる

地球温暖化現象やヒートアイランド現象への対策

(エ) 緑と親しむ文化を育む

区民が緑の必要性や重要性などを感じることができる機会を増やす

(オ) 協働により緑化を進める

区民・事業者・区が、良好なパートナーシップを築く

墨田区緑の基本計画平成23年2月版P50～P56参照

本計画は、令和2年度に最終年度を迎えるため、平成30年度に実施した「墨田区緑と生物の現況調査」の結果を基礎資料とし、「第二次墨田区緑の基本計画」の策定を予定している。

(3) 緑被率

10.7%(平成30年度緑と生物の現況調査結果)

緑被率とは、緑の量を測る目安として使われている数値で、緑被地(樹木被覆地、草地、屋上緑地)が、その地域全体の面積に占める割合である。

土地被覆状況(平成30年度)



東京都縮尺2,500分の1地形図データの行政区データ図形面積を用いている。

調査年別推移

昭和48年	昭和59年	平成2年	平成12年	平成21年	平成30年
5.4%	6.2%	9.2%	9.4%	10.5%	10.7%

#### (4) 民間緑化の支援

##### ア 苗(木)等の配布及び立体緑化の推進

東京都から供給された苗木や、緑と花のサポーター(緑化ボランティア)が緑と花の学習園で種から育てた小菊等を、区主催イベント等で、積極的に配布した。

平成30年度配布実績 7回 556鉢

##### イ 緑化講習会

区民の方や緑化ボランティア(植替えボランティア・緑と花のサポーター)が緑化を進めるために役立つ内容をテーマにして、講習会を実施している。

平成30年度実績 29講座 延64回 880人

【内容】緑のカーテンづくり、土の再生、ハンギングバスケットづくり、大輪朝顔の育て方、寄せ植えづくり 等各種講習会

##### ウ 「緑のへい」等設置補助金等交付制度

道路に面した民間敷地の緑化推進を図るため、設置費用の一部を助成している。また、ブロック塀等の取り壊しについても併せて奨励し、費用の一部を助成している。

助成基準 道路に面した沿道部分のみ対象となる。

平成30年度実績 生け垣1件7.4m、植樹帯2件10.34㎡

ブロック塀取り壊し1件4.0m

##### エ 特別保全樹木等助成制度

一定基準以上の樹木(樹木・生垣)を、特別保全樹木等として指定し、その所有者や管理者に対して剪定費用の一部を助成している。

指定施設数及び本数、延長(累計)

樹木 28件161本 生け垣 2件189m 延29件(1件重複)

平成30年度助成実績 樹木21本 生け垣189m

#### (5) 緑と花の学習園

各種植物をジャンル別に植栽している区立植物園で、今年度開園38周年を迎えた(昭和56年4月1日開園)。休園日(国民の祝日 祝日が日曜日の場合は翌月曜日、年末年始)を除き毎日午前9時から午後4時まで無料で区民に開放している。また、毎週土曜日(8・12・1月を除く)の午前9時30分から午後3時30分まで、緑化相談員による相談業務を行っている。

(所在地)文花2丁目12番17号 (面積)1,545.87㎡ (植栽数)約350種類

平成30年度来園者数:9,393人 平成30年度緑化相談件数:134件

#### (6) 緑と花のサポーターとの協働

登録者数:48人

緑に関する専門知識と経験を生かし、緑と花の学習園を活動拠点に、まちなか緑化(緑と花のまちづくり推進地域制度)に携わる区民(町会等)に向けて、植栽管理の助言を行ったり、緑化講習会、イベントの運営等に参加し、地域の緑化推進のリーダーとしてボランティア活動を展開している。

平成30年度参加人数

延べ2,205人(植物の維持管理作業、研修会、講習会・イベントの運営補助等)



また、緑と花のサポーターの登録者を増やすための取組みとして、若年層の区民向けに、ボランティア体験会を日曜日に実施した。

「園芸・ガーデニング体験」平成 31 年 3 月 10 日(日) 参加者 7 名

### (7) 森林整備体験

間伐等の森林整備活動を通じて「みどり」の大切さ、地球温暖化防止やヒートアイランド現象対策への効果を学ぶとともに、すみだ環境の共創プランに基づく、環境学習として実施した。

また、平成 28 年度から「山の日」が国民の祝日として制定されたことから、「山の日イベント」を新たに実施している。

平成 30 年度実績

実施日	事業内容	会場	人数
6 月 2 日(土)	植林	栃木県鹿沼市上粕尾	13
8 月 4 日(土)	山の日イベント	「二十一世紀林業創造の森」 (栃木県鹿沼市)	14
10 月 20 日(土) ~ 21 日(日)	間伐 (「星空観察」と同時開催)	栃木県鹿沼市上粕尾	8

### (8) 屋上緑化の普及

#### ア 屋上緑化見本コーナーの設置

庁舎 4 階テラスに設置し、PR を行っている。

外壁工事のため一時閉鎖(撤去)中。

#### イ 屋上緑化助成制度

平成 15 年 4 月から、屋上緑化を行う建築物の所有者に対して、安全点検を受けて要件を満たしたものに対して、40 万円を限度として補助する制度をスタートさせた。

平成 30 年度補助件数 2 件 81.8 m<sup>2</sup>

#### ウ 屋上緑化調査制度

平成 21 年 4 月から、屋上緑化を良好な状態で長期的に育てていくため、既存の屋上緑化を調査し、維持管理について助言する制度をスタートさせた。

平成 30 年度調査件数 0 件

### (9) 壁面緑化の普及

#### ア 壁面緑化見本コーナーの設置

庁舎別棟に設置し、PR を行っている。

#### イ 壁面緑化助成制度

平成 21 年 4 月から、壁面緑化を行う建築物の所有者に対して、40 万円を限度として補助する制度をスタートさせた。

平成 30 年度補助件数 1 件 8.4 m<sup>2</sup>

**(10) 墨田区開発指導要綱（墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱）及び墨田区集合住宅条例（墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例）に基づく緑化指導**

集合住宅、大規模建築物建設事業、宅地開発事業等の建設事業を行う事業者に対し、良好な居住環境及び都市環境の形成等を確保することを目的に、事業規模に応じて緑地の設置を指導している。

開発指導要綱は、平成 7 年 12 月施行。

平成 15 年 6 月開発調整課（現：都市計画課）から事務移管。

集合住宅条例は、平成 20 年 7 月施行。

緑化指導 による緑地面積（数値は各年度の 3 月 31 日現在） 過去 5 年間

年度	件数	地上部（㎡）	建築物上（㎡）	合計（㎡）
26	125	6,325.05	3,788.17	10,113.22
27	137	5,378.98	2,302.06	7,681.04
28	120	4,207.05	2,266.39	6,473.44
29	113	2,840.90	1,826.16	4,667.06
30	151	7,766.55	4,121.67	11,888.22

上記件数のうち、地上部に 1,000 ㎡以上の緑化が必要な大規模建築物建設計画件数（過去 5 年間）

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
件数	2 件	0 件	0 件	1 件	3 件

緑化指導 開始年度（平成 15 年度）からの累計

累計	件数	地上部（㎡）	建築物上（㎡）	合計（㎡）
	1,802	127,692.49	55,077.01	182,769.50

緑化指導：協議時点の緑地面積（計画変更があるため、緑地面積は変動する）

**(11) 緑と花のまちづくり推進地域制度**

平成 22 年 7 月事業開始。まちの緑化に関心のある町会や自治会を募集し、応募のあった地域の方が緑と花のサポーターの協力を得て、広がりや視覚的效果のある場所に花壇やプランターを設置して維持管理を行う。

緑と花のまちづくり推進地域：16 地域

平成 30 年度現在の設置数：花壇 10 ヲ所 プランター 337 基 ハンギングバスケット 83 基

平成 30 年度実績：1 地域減（押上二丁目）

**(12) 工場立地法**

工場立地が周辺との環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場設置時等に、事業者が緑地面積等について事前に届け出るもの（地域主権改革により、平成 24 年 4 月 1 日東京都から権限委譲）。 区内該当工場 4 工場

## 4 雨水利用の推進

### (1) 雨水利用の目的

雨水利用とは、屋根に降った雨水をタンクにためて、植木への散水やトイレの洗浄水などに活用するものである。

平成7年10月に策定した墨田区雨水利用推進指針では、雨水利用の推進に必要な基本的事項を定めることにより、都市の渇水・洪水の防止及び防災対策の推進並びに地域水循環の再生を図り、もって都市の安全性の向上と快適な都市環境の創造を図ることを目的としている。

### (2) 雨水利用施策の取組

#### ア ホームページによるPR

墨田区のホームページに、雨水利用の普及を目的とした内容を掲載しており、雨水利用を考えている方、雨水利用施設を設計する方など目的別に分かりやすく掲載している。

アドレス [http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/kankyou\\_hozen/amamizu/index.html](http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/kankyou_hozen/amamizu/index.html)

#### イ 雨水利用促進助成制度

雨水利用を行うための貯留槽を設置する場合、規模に応じて一定の助成を行っている。

貯留槽設置助成の実績

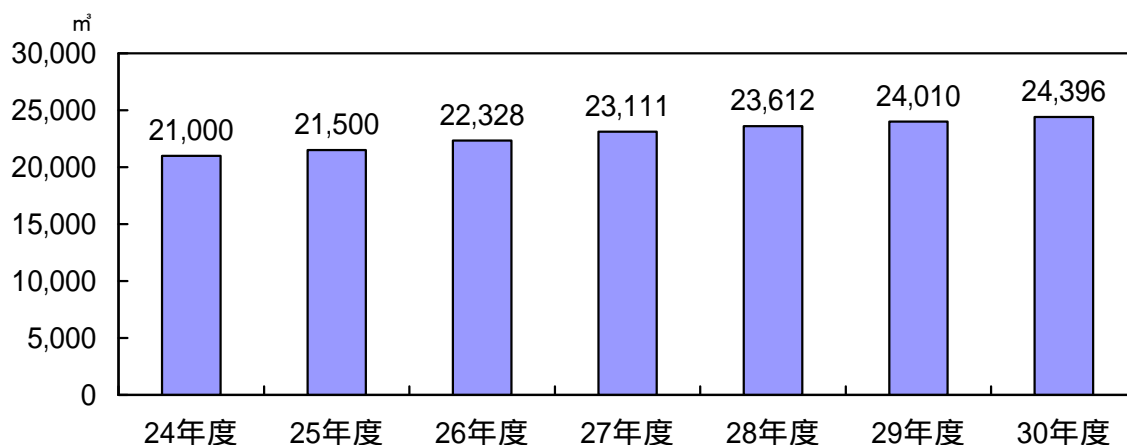
(単位：基)

貯留槽の種類	7～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
地中梁方式貯留槽設置助成	31	0	1	0	0	0	32
中規模貯留槽設置助成	13	0	0	0	0	0	13
小規模貯留槽設置助成	263	14	14	0	2	5	298

#### ウ 区内の雨水総貯留量の推移

雨水利用助成制度の利用と墨田区開発指導要綱(墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱)及び墨田区集合住宅条例(墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例)による雨水貯留槽設置の指導により、区内の雨水総貯留量は年々増加している。

区内の雨水総貯留量の推移



## エ 雨水利用自治体担当者連絡会

墨田区の呼びかけで、自治体間の雨水利用に関する情報交換や政策交流を行う「雨水利用自治体担当者連絡会」が平成 8 年に発足した。平成 20 年度には、雨水にかかわる産官学民のグループの緩やかな連携を目的とする「雨水ネットワーク会議」が発足した。平成 28 年 4 月から、「雨水利用自治体担当者連絡会」は「雨水ネットワーク会議・行政部会」に組織を改正し、民間企業や市民とより一層の連携を図ることとなった。

## オ 庁舎の雨水利用

墨田区庁舎は、雨水をため、雑排水の処理水とあわせてトイレの洗浄水に利用している。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
トイレの流し水に使用した量 ( $m^3$ )	15,416	17,011	20,555	13,801	17,842	22,227
雨水使用量 ( $m^3$ )	4,940	4,630	4,844	2,677	2,884	3,915
雨水利用率 (%)	32.0	27.2	23.6	19.4	16.2	17.6

## カ 雨水利用の国際貢献

平成 12 年 6 月、国際環境自治体協議会 (ICLEI) が創立 10 周年を記念して行われた「国際自治体環境賞」に、墨田区の雨水利用推進事業が選定された。

## キ 視察等の対応

雨水利用に関する相談や雨水利用施設の視察依頼に随時対応している。また、平成 28 年 8 月から雨水利用に関する視察について雨水市民の会との連携を始めており、平成 30 年度は区内の雨水利用視察等について国内外 2 団体 24 名を受け入れた。

## ク 水の日、水の週間での取組

水循環基本法により、毎年 8 月 1 日が水の日、1 日から 1 週間が水の週間と定められた。墨田区では東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催時期に合わせ、7 月 24 日から 9 月 26 日までの期間を「すみだ打ち水推進月間」として、区民や事業者に雨水を利用した打ち水の実施を呼びかけた。平成 30 年度は、1,550 人(延べ)が雨水を利用した打ち水を実施した。

## 5 普及・啓発

すみだ環境フェアのほか、環境体験学習事業として夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、ヤゴ救出作戦、トンボフェア、自然観察事業、自然環境観察員養成講座(初級)などを実施した。

### (1) すみだ環境フェア

区民・事業者に対して「すみだ環境区宣言」の普及・啓発を図るとともに、地域から環境にやさしい行動を実践してもらうことを目的として、「すみだ環境フェア」を実施している。実施に当たっては、環境関係団体、区内事業者及び環境担当職員を構成員とする実行委員会を組織して運営している。平成 30 年度は、例年どおり、6 月の環境月間及び 10 月のすみだまつり・こどもまつりで「すみだ環境フェア 2018」を実施した。

実施期間：6 月 19 日～24 日 延参加者数：16,290 人

実施期間：10 月 6 日・7 日 延参加者数：11,372 人

## (2) 遊んで！学べる！夏休みすみだ環境プログラム 2018

区内在住の児童生徒を主な対象に、環境問題について新たな気づきや発見ができるよう、楽しみながら学べる体験型学習を開催した。開催期間は、児童生徒が参加しやすい夏休み期間（平成30年7月24日～8月28日）とした。平成30年度は13回開催し、延べ418人が参加した。（受講希望者469組938名）

	日時	イベント名	講師（協力）	会場	人数
1	7月24日（火） 13:30～15:30	「のり」って何でできてるの？ つくってみて「はり絵」をためそう！	すみだエコライフ サポーター	本所地域プラザ BIGSHIP	16
2	8月2日（木） 9:00～16:00	エコでパワフル！みんなの電気を作る “最新鋭設備”川崎火力発電所と 「東京ストロベリーパーク」へ行こう！	東京電力 パワーグリッド(株)	川崎火力発電所 東京ストロベリーパーク (横浜火力発電所内)	22
3	8月8日（水） 10:00～12:00	キミも紙スキ職人になれる！かも？ 午前の部	三菱製紙(株) エコシステム アカデミー	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	18
4	8月8日（水） 13:30～15:30	キミも紙スキ職人になれる！かも？ 午後の部	三菱製紙(株) エコシステム アカデミー	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	18
5	8月17日（金） 9:40～14:30	楽しく美味しく親子でエコ・クッキング がすてなーに ガスの科学館見学	東京ガス(株)	がすてなーに (ガスの科学館)	24
6	8月18日（土） 18:30～20:00	見上げてみよう、すみだの星空。 夏のスターウォッチング	スターガーデン	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	136
7	8月19日（日） 13:30～15:30	雨の恵みで草木染め ～オリジナルハンカチを作ろう～	NPO 法人 雨水市民の会 ライオン(株)	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	26
8	8月21日（火） 9:00～15:30	生きものがいる豊かな森で草木染めと ピザ作り！	生活協同組合 コープみらい	コープみらい八街の森	22
9	8月23日（木） 12:30～16:00	ごみの最終処分場を見に行こう！ ～中央防波堤埋立処分場見学～	(公財)東京都 環境公社	中央防波堤 埋立処分場	18
10	8月24日（金） 10:00～12:00	すみだの水辺エコクリーニング 都市の水辺を見てみよう！	NPO 法人 あそんで学ぶ 環境と科学倶楽部	吾妻橋船着場 隅田川・神田川 日本橋川	30
11	8月24日（金） 14:00～16:00	すみだの水辺エコクリーニング 都市の水辺を見てみよう	NPO 法人 あそんで学ぶ 環境と科学倶楽部	吾妻橋船着場 隅田川・神田川 日本橋川	32

12	8月26日(日) 13:30~15:30	自然エネルギーを使って 発電を楽しもう	NPO 法人 雨水市民の会 ライオン(株)	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	36
13	8月28日(火) 9:00~17:00	食とくらしの身近なエコの工夫を見に 行こう ~味の素と花王の工場見学~	味の素株式会社 花王株式会社	味の素株式会社 川崎工場 花王株式会社川崎工場	20

### (3) 関野吉晴 グレートジャーニー展

墨田区出身の探検家 関野吉晴氏が踏破した人類のルーツをたどる旅「グレートジャーニー」の資料を展示することで、区民が自然環境・人類愛・異文化への関心と理解を深めるとともに、夢と希望を実感できる機会となることから、企画展を(有)崑崙企画(グレートジャーニー連絡事務所)と連携し開催した。

#### 【展示会】

題名： 関野吉晴 写真展「地球に生きる グレートジャーニーのこどもたち」  
 期間： 平成31年1月24日(木)~1月30日(水)  
 会場： すみだリバーサイドホールギャラリー  
 来場者： 1,382名

### (4) 環境企画展

環境啓発に取り組んでいる団体や企業などとの協働事業により、すみだ環境区宣言や第二次すみだ環境の共創プラン、地球温暖化防止をはじめとする環境分野全般についての普及啓発を目的とした環境企画展を開催した。なお、「環境問題に興味のない方」にも気軽に立ち寄り、参加ができる事業を展開している。

### (5) 水の循環講座

地球温暖化の影響により大気が乱れ、「豪雨」による災害が発生している。また一方では、「干ばつ」による食料難などの様々な環境問題が世界各地で発生している。

四方を川に囲まれた「すみだ」において、水辺環境をこれからも美しく保つためにも、水の循環を通して、環境問題について楽しみながら学べる体験型学習を NPO 法人 Water Aid Japan と連携し開催した。

	日時	イベント名	講師(協力)	会場	人数
1	11月30日(金) 12:40~16:00	第1回 オリンピックと水 東京2020オリンピック・パラリンピック競技会場を船で巡ろう!	・水ジャーナリスト 橋本 淳司氏 ・(株)東京ウォーターウェイズ	・吾妻橋船着場 ・各種競技会場横 ・豊洲市場横 ・RSH 会議室	34
2	12月18日(火) 9:20~16:30	第2回 都市と水 都市の利水・治水・防災の現場を見よう!	・水ジャーナリスト 橋本 淳司氏 ・(独)水資源機構 利根導水総合事業所	・水資源機構利根導水総合事業所 ・荒川横堤、 明秋神社	20

3	12月25日(火) 12:50~16:45	第3回 暮らしと水 ライオン(株)平井研究所を見に行こう!	・ライオン(株) ・静岡県立三島北高校	・ライオン(株) 平井研究所	28
4	1月12日(土) 11:50~17:00	第4回 地形と水 羽村~玉川上水の地形観察を通じて水について考えよう!	・八千代エンジニアリング(株) 長谷川 怜思氏	・まいまいず井戸 ・東京都水道局 羽村取水堰公園 ・東京都水道局 小平監視所 玉川上水	11
5	1月20日(日) 8:50~17:00	第5回 食と水 日本農業遺産に選ばれた「落ち葉たい肥の循環型農業」を体験しよう!	・三富ライフファーム(株) ・三富農家 山崎氏 ・エコネットくぬぎ山 ・生活クラブ生協埼玉	・三富 ライフファーム ・生活クラブ 所沢生活館	19
6	2月10日(日) 9:20~17:00	第6回 川と水 川の博物館「かわはく」で川を見て、感じて、知って、体感しよう!	・水ジャーナリスト 橋本 淳司氏 ・埼玉県川の博物館	・埼玉県川の博物館	23
7	2月16日(土) 13:00~16:00	第7回 水の授業 すみだと世界の水循環について考える授業を体験しよう!	・水ジャーナリスト 橋本 淳司氏 ・静岡県立三島北高校 ・ウォーターエイド スピーカークラブ ・昭島の水プロジェクト	・国際ファッション センター-KFC 会議室	50

## (6) 星空観察出張講座

区民が、天体観察から大気汚染や光害等が及ぼす環境影響を実感し、環境保全の重要性について意識啓発を行うことを目的に開催した。なお、講師として、スターガーデンと連携した。

	日時	イベント名	協力	会場	人数
1	8月18日(土) 18:30~20:00	見上げてみよう、すみだの星空。 夏のスターウォッチング すみだ環境プログラム内で開催	なし	すみだ生涯学習センター4階ドーム	136
2	12月1日(土) 17:00~20:00	ほしぞら宅急便 梅若小学校	桜堤中地区青少年育成委員会 第二寺島小学校、隅田小学校、 梅若小学校、桜堤中学校 各 PTA	桜堤中学校	362
3	2月9日(土) 18:30~20:00	すみだの星空 冬の天・覧・会 ~オリオン座とすばるを見よう!~	第三吾嬬小学校 PTA	第三吾嬬小学校	89
4	2月23日(土) 18:00~20:00	すみだの星空 「BIG SHIP から見る冬の星たち」	なし	本所地域プラザ BIGSHIP	23
5	3月16日(土) 18:00~20:00	すみだの星空 サイエンススターパーティー	文花児童館	・文花児童館体育館 ・文花宮前橋公園	49

### (7) プールのヤゴ救出作戦

平成 13 年度から自然生態系に関する環境学習の一環として、「プールのヤゴ救出作戦」の実施を区内の小学校に呼びかけ、その支援を行っている。平成 16 年度からは環境保全課でヤゴ捕り網を用意し、学校に貸出を行っている。また、プールが屋上等にあり、ヤゴが生息しにくい環境にある学校に対して、プール授業期間終了後、落ち葉等をプールに入れてヤゴを生息させる環境づくりの支援も行っている。

プールのヤゴ救出作戦：平成 30 年 5 月中旬から 6 月中旬まで 実施校数 19 校（うち説明者派遣 10 校）

プールにヤゴを生息させよう作戦：平成 30 年 8 月から 9 月まで 実施校数 11 校

### (8) 区民向け環境体験学習事業

ア すみだ自然観察会「見つけよう！楽しもう！～すみだの自然・生物多様性～」

	日時	イベント名	講師	場所	参加者数
1	5/13（日） 13：30～15：30	みっけ隊と一緒に 大横川親水公園生きもの観察会	すみだ自然みっけ隊 (自然環境観察員養成講座中級修了者)	大横川親水公園 万華池周辺	22
2	6/16（土） 13：30～15：30	すみだ自然観察会 「荒川河川敷の昆虫観察」	須田 真一氏 (中央大学理工学部 保全生態学研究室)	荒川河川敷	雨天中止
3	8/1（水） 18：30～20：00	すみだ自然観察会 「セミの羽化観察」	すみだ自然環境 サポーター	隅田公園	43
4	8/26（日） 13：30～15：30	すみだ自然観察会 「調べてみよう！すみだの 生きもの 身近な生きもの 調査体験！！」	須田 真一氏 (中央大学理工学部 保全生態学研究室) 国際航業株式会社 職員	大横川親水公園 万華池周辺	22
5	9/29（土） 13：30～15：30	すみだ自然観察会 「調べてみよう！すみだの 生きもの 身近な生きもの 調査体験！！」	須田 真一氏 (中央大学理工学部 保全生態学研究室)	荒川河川敷	雨天中止
6	11/3（土） 13：30～15：30	すみだ自然観察会 「池辺の生きもの観察」	須田 真一氏 (中央大学理工学部 保全生態学研究室)	大横川親水公園 万華池周辺	11
7	12/8（土） 10：00～11：00	すみだ自然観察会 「木のことばを読みとろう」	多田 亨 氏	緑と花の学習園	4
8	3/9（土） 10：00～12：00	すみだ自然観察会 「野鳥観察」	すみだ自然環境 サポーター	隅田公園周辺	3



## イ イベント関連自然観察会

	日時	イベント名	講師	場所	参加者数
1	6/23(土) 13:30~14:30	すみだ環境フェア 「すみだの生きもの観察会」	小泉 哲朗氏 百崎 孝男氏 (すみだ水族館) 国際航業株式会社 職員	隅田公園	8
2	10/6(土) 10/7(日) 10:00~15:30	すみだまつり・こどもまつり 屋上ピオトープ観察	須田 真一氏 (中央大学理工学部) (保全生態学研究室) 国際航業株式会社 職員	墨田区総合体育館	145

### (9) すみだ環境フェア 2018 “トンボフェア”

環境啓発事業として「トンボフェア」を平成 15 年から実施している。区役所 1 階アトリウムに蚊帳を張ったテントを設置し、区内で捕獲したヤゴをその中で飼育することで、羽化の過程が観察できるようにした。また、テントの外側には小学校のヤゴ救出作戦の成果をパネル展示して紹介している。

実施期間：平成 30 年 6 月 19 日(火)から平成 30 年 6 月 24 日(日)まで

来場者：約 1139 人

### (10) ピオトープ事業

平成 19 年度から企業、環境 NPO、区内小学校の協働で始まった、小学校のミニピオトープ造成「わくわく子どもの池プロジェクト」に参加支援をしている。

また、平成 29 年度からは既存のピオトープの維持補修のための授業の支援を行っている。

実績(過去 5 年間)

平成 26 年度 実施なし

平成 27 年度 小学校 2 校(押上・第一寺島小学校)改良

平成 28 年度 実施なし

平成 29 年度 小学校 4 校(横川・第二寺島・東吾嬬・押上小学校)

平成 30 年度 小学校 1 校(菊川小学校)

### (11) 副読本発行

平成 14 年度に作成した年齢・世代別の「すみだ環境学習プログラム」の副読本として「環境学習プログラムシリーズ」(冊子)及び平成 20 年度に作成した環境啓発パンフレット「すみだの自然と生きものガイドマップ」を適宜内容を更新しながら環境学習に役立てている。

### (12) 自然環境ボランティア

#### ア 自然環境観察員養成講座

自主的に環境啓発保全活動ができる「環境リーダー」を養成することを目指し、平成 21 年度から自然環境観察員養成講座を実施している。(受講者累計 91 名)

平成 30 年度：全 5 回、受講者累計 54 名

	日時	開催場所	内容	講師	受講者
1	6/30(土) 13:30~15:30	向島百花園、緑と花の学習園	草花や樹木などの見分け方や不思議な生態について学ぶ。	(株)生態計画研究所 佐藤真人 氏	12
2	7/7(土) 10:00~12:00	大横川親水公園と周辺施設	都市部で見られる昆虫の多様でおもしろい生態系などを学ぶ。	(株)生態計画研究所 佐藤真人 氏	8
3	9/2(日) 13:30~15:30	大横川親水公園と周辺施設	水の中の生きものを採集し観察する。	(株)生態計画研究所 大原庄史 氏	10
4	10/27(土) 13:00~15:30	都立水元公園	墨田区と他区の自然環境の違いを学ぶ。	(株)生態計画研究所 山崎祐子 氏	11
5	12/2(日) 10:00~12:00	旧中川河川敷	野鳥の生態系や保全活動について学ぶ。	(株)生態計画研究所 中村忠昌 氏	13

#### イ すみだ自然みっけ隊

平成 27 年度に実施した「自然環境観察員養成講座(中級)」修了者のうち希望する 20 名によるグループ。すみだの自然環境を“見守り”、自然環境や生きものの命の大切さや不思議さ、自然観察の楽しさを“地域に伝えて”行く活動を主体的に実施している。

平成 30 年度実績:「みっけ隊と一緒に大横川親水公園生きもの観察会」(5月13日(日))

#### ウ すみだ自然環境サポーター

大横川親水公園万華池のトンボを保護・定点観察する目的で発足したボランティアグループ「トンボサポーター」から平成 25 年 4 月に名称変更した(平成 31 年 3 月現在の登録者 34 名)。現在は、トンボに限らず、自然環境全般の調査、保全、啓発、観察会に参加している。

### (13) すみだ環境ふれあい館

平成 13 年 5 月に開館し、平成 16 年 2 月に墨田区出身の探検家である関野吉晴氏の探検資料室を設置し、平成 28 年 3 月に建物の老朽化に伴い閉館した。

すみだ環境ふれあい館では、国内外の雨水利用の事例や地球環境に関すること等を紹介し、環境関連事業や市民団体の活動の場として会場を提供していたが、ここでの事業は夏休みすみだ環境プログラムや水の循環講座等に引き継がれた。また、探検資料室の写真パネルやカヤックなどの展示会は、すみだ生涯学習センター等区内外で実施している。

## 6 地球温暖化防止の推進

### (1) 推進の考え方

第二次すみだ環境の共創プラン(墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編))において、平成 42 年度(2030 年度)までに平成 12 年度(2000 年度)比で区内の温室効果ガス排出量を 30%程度削減、エネルギー消費量を 38%程度削減する、と定めている。本区の温室効果ガスの排出量は、直近の平成 28 年度の実績で基準年度(平成 12 年度)比 3.3%減少、エネルギー消費量は基準年度比 29.2%減少となった。東日本大震災以降、火力発電による電力供給の割合が増え、二酸化炭素排出係数が上昇した結果、温室効果ガス排出量の減少幅は低いが、エネルギー消費量

は大幅に減少しており、今後も区民・事業者・滞在者・区の協働により、省エネルギーの取組の啓発や再生可能エネルギーの導入等の施策を積極的に推進していく。

## (2) 墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度

地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー機器の導入支援として、平成 20 年 7 月から開始した。墨田区内の建築物に地球温暖化防止設備を導入する場合に、その費用の一部を助成している。

30 年度実績 140 件

太陽光発電システム 7 件、 遮熱塗装 22 件、 建築物断熱改修 22 件、

燃料電池発電給湯器 44 件、 家庭用蓄電システム 5 件、 住宅エネルギー管理システム 2 件

直管型 LED 照明器具 38 件

## (3) すみだエコポイント事業

環境に配慮した暮らしの実践と定着化を図るため、平成 23 年 6 月、「すみだエコポイント事業」を開始し、当初は商店街連合会が発行する「すみだぼいんと」を付与していた。平成 28 年度から「Q U O カード(クオカード)」500 円分と交換していた。平成 30 年度は「墨田区地域ポイント制度」として実証実験を行い、検証の結果、省エネ活動のステップアップを図るインセンティブの役割を終えたため、同年度末をもって廃止となった。

## (4) 墨田区環境経営認証取得費助成制度

墨田区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、平成 20 年 7 月から開始した。墨田区内の中小企業等が環境に配慮した経営に関する認証(エコアクション 21、グリーンプリンティング、エコステージ、グリーン経営認証など)を新規に取得した場合に、その費用の一部を助成している。

26 年度実績 2 件(グリーンプリンティング)

27 年度実績 1 件(エコアクション 21)

28・29 年度は実績なし

30 年度実績 1 件(エコアクション 21)

## (5) 省エネナビモニター制度

平成 16 年度から、希望する区民に省エネナビ(家庭内の電気の使用量や使用状態を表示できるもの)の貸出を実施している。電気使用量が見える化することで、省エネ・節電に対する意識の向上を図る。平成 30 年度は、延べ 15 世帯に貸し出した。(本事業は、平成 30 年度をもって廃止となっている。)

## (6) エコライフ講座

地球温暖化の防止につながる環境にやさしい生活(エコライフ)について、楽しく無理なく学習してもらう講座である。平成 30 年度は 10 回開催し、延べ 154 人が参加した。(受講希望者 254 名)

回数	日時	開催場所	テーマ	講師	受講者
1	12 月 1 日(土) 10:00~12:00	本所地域プラザ BIG SHIP	あなたに合った方法は? 性格タイプ別整理収納法 講座	NPO 法人 ハウスキーピング協会 認定講師 収納整理アドバイザー 牛田 まさみ 氏	15

2	12月12日(水) 9:40~15:00	がすてなーに ガスの科学館	エコ・クッキングで省エネ! “ エスニック料理を気軽に 楽しもう ”	東京ガス株式会社	15
3	1月24日(木) 13:00~17:00	東京スイソミル がすてなーに ガスの科学館	これからのエネルギー “ 水 素 ” を楽しく学んで燃料電池 自動車に乗ってみよう!	公益財団法人 東京都環境公社 東京ガス株式会社	12
4	1月30日(水) 13:30~15:30	庁舎 131 会議室	森の循環講座 ~自分で絵付けした白河だ るま FSC® 認証を飾って旧正 月を祝おう~	三菱製紙株式会社 エコシステムアカデミー	18
5	2月5日(火) 12:30~16:30	株式会社 ハイパーサイクルシ ステムズ 本社工場	資源循環の現場を見に行こ う! ~使用済み家電製品が 高品質な再生素材に生まれ 変わる~	株式会社 ハイパーサイクル システムズ	20
6	2月7日(木) 9:00~16:00	川崎火力発電所 東京電力 電気の史料 館	最新鋭設備”川崎火力発電 所”と電気の歴史を見に行こ う	東京電力 パワーグリッド株式会社	15
7	2月19日(火) 13:30~15:00	すみだリバーサイド ホール会議室	竹を使ってエコなアレンジ メントでひなまつりを華や かに	緑と花のサポーター	16
8	2月26日(火) 13:30~15:30	すみだリバーサイド ホール会議室	「身近な紙を使って手すき 体験」~ウォールデコを楽し もう~	すみだ エコライフサポーター	12
9	3月5日(火) 12:30~16:00	中央防波堤埋立処分場	新生活に向けてお掃除した ごみはどこへ・・・? 中央防波堤埋立処分場見 学	公益財団法人 東京都環境公社	12
10	3月13日(水) 8:50~12:30	羽田空港	空エコ教室「飛行機の温暖化 対策ってどんなもの?」 ~JAL 整備工場見学~	日本航空株式会社	19

### (7) エコライフサポーター

エコライフ講座の修了生が中心となって、地球にやさしい生活(エコライフ)を家庭や地域に広めていくことを目的として平成18年8月に発足した。

サポーターのアイデアを活かした温暖化防止やごみ減量など、地球環境の保全につながる活動へ自主的に取り組むほか、区が行う環境啓発イベント等においては、自主的な地球温暖化防止啓発活動に加え、イベント運営のサポートを行うなど、区との協働による環境啓発活動を行っている。

## ( 8 ) 墨田区地球温暖化対策実行計画 ( 事務事業編 ) ( 第 4 次計画 平成 26 年度策定 )

### 計画期間 平成 27 年度 ~ 平成 31 年度 ( 令和元年度 )

区施設の電気、ガス、燃料、水、紙、廃棄物の使用量・排出量の削減を推進するため、平成 10 年度に「墨田区省資源・省エネルギー推進要綱」を制定した。さらに平成 12 年度には、地球温暖化を防止する観点から「墨田区省資源・省エネルギー推進要綱」を「墨田区地球温暖化防止推進要綱」に改正するとともに、「墨田区地球温暖化防止実行計画」を策定し、エコマネージャー ( 1 ) を中心とした省資源・省エネルギーに取り組んでいる。

現在は、平成 27 年 3 月に策定した第 4 次計画に基づき、区庁舎、事業所等から排出される温室効果ガスの削減に努めている。この計画の目標は、平成 26 年度を基準排出量として、平成 27 年度から 31 年度 ( 令和元年度 ) までの温室効果ガスの排出量を毎年前年度比で 1 % 以上削減し、5 年分の総排出量を基準年度比で 5 % 以上削減することで、温室効果ガス排出量の算定対象である電気及びガスの使用量に加えて、水及び紙の使用量、廃棄物の排出量についても、削減対象としている。

- 1 省資源・省エネルギーを推進して積極的に地球温暖化防止に取り組んでいくため、職員への意識啓発を行うことを目的として各課、事業所、小中学校に設置した環境管理者

### 取組項目別使用 ( 排出 ) 量

	平成 29 年度 排出量実績
CO <sub>2</sub> 排出量 ( k g / CO <sub>2</sub> )	23,300,144
基準年度比 ( % )	- 8.1
電気 ( kwh )	37,506,724
燃料 ( k g / CO <sub>2</sub> )	284,428
都市ガス ( m <sup>3</sup> )	2,395,040
用紙等 ( 枚 )	73,777,692
水道 ( m <sup>3</sup> )	633,944
本庁舎の廃棄物 ( k g )	14,700

備考 1 : 天然ガス車使用燃料は都市ガスに含まれる。

備考 2 : 燃料とは、ガソリン・軽油・重油などをいう。

備考 3 : 基準年度排出量 ( 平成 26 年度 ) CO<sub>2</sub> 排出量 ( k g / CO<sub>2</sub> )

25,417,351

## ( 9 ) 節電対策

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する原子力発電所停止の影響で、電力需給見通しにおける予備率が特に低下する夏期 ( 7 月 ~ 9 月 ) に節電対策を実施してきたが、平成 29 年度・平成 30 年度は予備率が確保できたため、夏期節電対策については、国・東京都と同様に具体的な削減目標値は設定せず、無理のない範囲での節電対策とした。

## ( 10 ) 水素社会の実現に向けた取り組み

第二次すみだ環境の共創プランに掲げる水素社会の実現に向け、区では水素を使用した燃料電池自動車平成 29 年 6 月に公用車として導入した。各種環境イベントや小中学校の環境学習の時間に、車の展示や試乗、水素に関する啓発を行っている。

## 7 環境影響評価制度（環境アセスメント）

大規模な事業を実施する際に、それが環境に与える影響について調査、予測及び評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴きながら環境に対する影響をできるだけ少なくする制度で、昭和 55 年に東京都が制定した「東京都環境影響評価条例」に基づき行われてきた。さらに国においては、平成 9 年 6 月「環境影響評価法」が成立し、平成 11 年 6 月から施行された。

対象となるのは、道路や鉄道の新設、工場の設置、高層建築物の新築など 26 種類の事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業である。この制度は「環境アセスメント」とも言われている。

東京都環境影響評価条例は、平成 14 年 7 月に一部改正され、対象事業の規模要件の緩和及び計画段階アセスの導入が図られた。条例では、予測・評価の項目としては、大気汚染、水質汚濁、電波障害、植物・動物に対する影響など 17 項目を定めている。本区に関するものとして現在 1 事業が対象になっている。

墨田区に関する環境アセスメント手続の進行状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

アセスメント名称	現在の進行状況
南千住北部地区住宅地区（E 街区）建設事業及び都市計画道路補助線街路第 321 号線建設事業	平成 18 年 3 月、事後調査報告書（工事の施行中その 5）を公表

# 公害の現状と対策

## 1 公害苦情の状況

### (1) 受付方法別の苦情件数 (平成30年度)

方法	電話	来庁	文書	その他	合計
件数	240	8	1	45	294

### (2) 発生源別の苦情受付件数

#### ア 発生源別・月別苦情受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
工場	6	3	4	5	1	1	3	2	0	1	2	2	30
指定作業場	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	6
建設作業	3	7	10	10	7	14	12	10	11	11	9	13	117
一般	22	13	17	12	13	8	22	15	2	5	8	4	141
合計	32	24	31	28	22	23	37	28	14	17	19	19	294

#### イ 発生源別苦情受付件数の推移 (平成21年度～平成30年度)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
工場	45	61	52	41	47	41	35	38	22	30
指定作業場	12	9	12	6	7	11	11	14	10	6
建設作業	62	81	82	76	98	120	91	117	94	117
一般	133	135	145	173	214	187	146	108	118	141
合計	252	286	291	296	366	359	283	277	244	294

### (3) 現象別の苦情受付件数

#### ア 現象別・月別苦情受付件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比
ばい煙	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1%
粉じん	2	2	6	5	1	1	2	1	2	1	2	1	26	8%
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
悪臭	7	4	8	8	1	1	11	5	3	1	4	3	56	16%
汚水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
騒音	19	13	17	11	13	12	26	21	9	11	10	12	174	51%
振動	4	3	0	2	0	3	5	7	1	2	2	6	35	10%
その他	5	4	5	8	7	9	2	1	2	2	3	1	49	14%
合計	38	27	37	34	22	26	46	35	17	17	21	23	343	
構成比	11%	8%	11%	10%	6%	8%	13%	10%	5%	5%	6%	7%		

イ 現象別苦情受付件数の推移（平成21年度～平成30年度）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
ばい煙	11	8	7	5	7	13	14	5	10	3
粉じん	16	20	14	12	19	16	8	27	23	26
有害ガス	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	42	39	42	46	50	40	33	43	35	56
汚水	0	0	1	0	0	2	1	3	0	0
騒音	107	134	150	142	135	176	156	138	133	174
振動	28	35	38	28	36	40	35	39	31	35
その他	74	87	70	89	145	114	71	55	38	49
合計	279	323	323	322	392	401	318	310	270	343

ウ 現象別・町別苦情受付件数

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
両国	0	2	0	2	0	6	4	1	15
千歳	0	2	0	2	0	7	0	5	16
緑	1	2	0	1	0	5	2	2	13
立川	0	2	0	3	0	6	3	2	16
菊川	0	0	0	1	0	3	0	0	4
江東橋	0	1	0	1	0	14	3	4	23
横網	0	1	0	1	0	3	0	1	6
亀沢	0	1	0	4	0	12	2	2	21
石原	0	0	1	0	0	6	0	1	8
本所	0	0	0	1	0	2	0	2	5
東駒形	1	1	0	3	0	10	0	3	18
吾妻橋	0	0	0	2	0	1	0	0	3
錦糸	0	0	0	5	0	8	0	0	13
太平	0	0	0	0	0	4	0	0	4
横川	0	0	0	1	0	0	0	1	2
業平	0	1	0	2	0	4	1	0	8
向島	0	3	0	2	0	11	1	0	17
東向島	0	0	0	4	0	7	2	7	20
堤通	0	1	0	0	0	2	0	0	3
墨田	1	4	0	2	0	11	4	3	25
押上	0	0	0	1	0	13	3	2	19
京島	0	1	0	2	0	4	2	6	15
文花	0	0	0	0	0	7	0	1	8
八広	0	1	0	7	0	14	3	4	29
立花	0	1	0	2	0	7	1	2	13
東墨田	0	2	0	6	0	5	3	0	16
その他	0	0	0	0	0	2	1	0	3
合計	3	26	1	55	0	174	35	49	343



エ 現象別・発生源別苦情受付件数

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
工場	0	3	0	12	0	14	4	2	35
指定作業場	1	1	0	1	0	3	0	0	6
建設作業	0	21	0	7	0	81	27	15	151
一般	2	1	1	35	0	76	4	32	151
合計	3	26	1	55	0	174	35	49	343

オ 現象別・業種別苦情受付件数

【工場】

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
製造業	0	3	0	12	0	12	4	2	33
(1)食料品製造業	0	0	0	5	0	0	0	0	5
(2)飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)繊維工業	0	0	0	0	0	1	1	0	2
(4)衣類・その他の繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)木材・木製品製造業	0	2	0	2	0	0	0	0	4
(6)家具・装備品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7)パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(8)出版・印刷・同関連産業	0	0	0	2	0	1	0	0	3
(9)化学工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10)石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11)プラスチック製品製造業	0	0	0	0	0	1	1	0	2
(12)ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(13)なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(14)窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(15)鉄鋼業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(16)非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(17)金属製品製造業	0	0	0	2	0	6	2	2	12
(18)一般機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(18)電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20)輸送用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(21)精密機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22)武器製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23)その他の製造業	0	1	0	1	0	0	0	0	2
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業									
(1)洗たく・理容・浴場業	0	0	0	0	0	2	0	0	2
(2)自動車整備業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)機械家具等修理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	0	12	0	14	4	2	35

【指定作業場】

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
(1)レディミクストコンクリート製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)自動車駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)自動車ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)ガソリンスタンド	0	0	0	0	0	1	1	0	2
(5)自動車洗車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)ウエスト・スクラップ処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7)廃棄物の積替え保管場所	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(8)セメントサイロ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9)材料置場	0	1	0	0	0	2	0	0	3
(10)死亡獣畜取扱場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11)と畜場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(12)畜舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(13)青写真作成作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(14)工業用材料薬品作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(15)食物くん蒸場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(16)めん類製造場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(17)豆腐煮豆製造場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(18)砂利採取場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(19)洗濯事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20)廃油処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(21)汚泥処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22)し尿処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23)汚水処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(24)下水処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25)暖房用熱風炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(26)ボイラー	1	0	0	1	0	0	0	0	2
(27)ガスタービン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(28)焼却炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(29)地下水揚水事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(30)浄水場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(31)病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(32)試験・研究機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	1	0	4	1	0	8

【建設作業】

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
特定建設作業	0	1	0	0	0	15	7	1	24
指定建設作業	0	6	0	1	0	32	13	2	54
その他の建設作業	0	15	0	6	0	35	7	13	76
合計	0	22	0	7	0	82	27	16	154

【一般】

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
(1)木工作业場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)その他の作業場	0	0	1	6	0	7	0	0	14
(3)興行場・遊戯場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)飲食店・喫茶店	0	0	0	13	0	16	1	2	32
(5)商店・百貨店	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(6)学校・病院	0	0	0	0	0	1	0	1	2
(7)ビル・事務所	0	0	0	0	0	2	0	1	3
(8)商業宣伝放送	0	0	0	0	0	6	0	0	6
(9)交通機関	自動車	0	0	0	0	1	0	0	1
	航空機	0	0	0	0	2	0	0	2
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
(10)一般家庭	1	0	0	2	0	10	0	1	14
(11)その他	1	0	0	14	0	28	2	26	71
合計	2	0	1	35	0	74	3	31	146

(4) 公害苦情件数及び指導内容

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
直接処理	38	0	2	154	10	0	45	23	272
他へ移送	0	0	0	2	0	0	0	2	4
その他	1	0	0	9	2	0	5	1	18
合計	39	0	2	165	12	0	50	26	294

## 2 大気汚染

大気汚染は、窒素酸化物や光化学オキシダント等の物質が直接人々の健康に影響を与えるだけでなく、酸性雨を引き起こす原因となり、その対策が求められている。墨田区の大気汚染の由来としては、自動車等の移動発生源から排出される物質の影響が大きいとされている。増え続ける自動車交通量やディーゼル車の排出ガスが大きな原因となり、長い期間大気汚染は改善されなかったが、平成 15 年 10 月からディーゼル車の走行規制により大気環境は改善している。

### (1) 常時測定

平成 28 年度から、庁舎分室とすみだ清掃事務所亀沢事業所で大気汚染物質の常時測定を実施している（平成 24 年度までは庁舎分室と家庭センター、平成 25 年度から平成 27 年度までは庁舎分室とすみだ環境ふれあい館で測定していた。）。

#### ア 測定地点及び項目

測定地点	所在地	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物
庁舎分室	吾妻橋一丁目 24 番 4 号	○	○	○
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	亀沢一丁目 8 番 3 号		○	○

#### イ 測定結果

##### (ア) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

主に燃料中に含まれる硫黄分が燃焼することによって発生する。近年は低い値で推移しており、14 年度以降は、環境基準を超えた日はない(環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。)

##### (イ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している微粒子で粒径が 10 μm 以下の物質をいう。自動車から排出されるものが多く、特にディーゼル車から多く排出される。浮遊粒子状物質の年平均値は、ここ数年横ばい傾向にある。長期的評価においても、両測定点共に環境基準を満たしていた(環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。)

##### (ウ) 窒素酸化物 (NO<sub>2</sub>、NO)

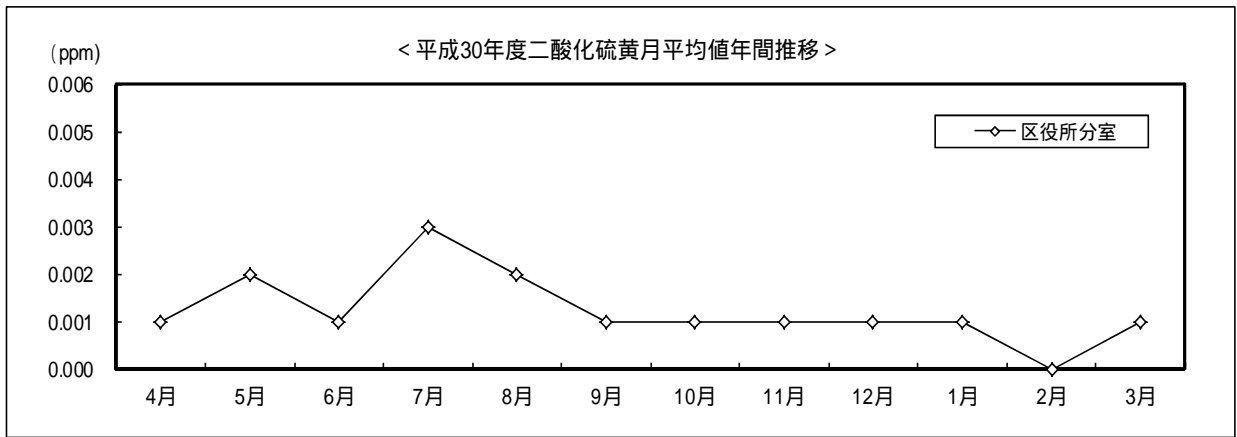
主に自動車から排出される。浮遊粒子状物質と同じく年平均値はここ数年横ばい傾向にある。長期的評価においては、両測定点共に環境基準を満たしていた(環境基準：NO<sub>2</sub> については、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。NO については、環境基準は設定されていない。)

データは次ページ以降の表、グラフのとおり

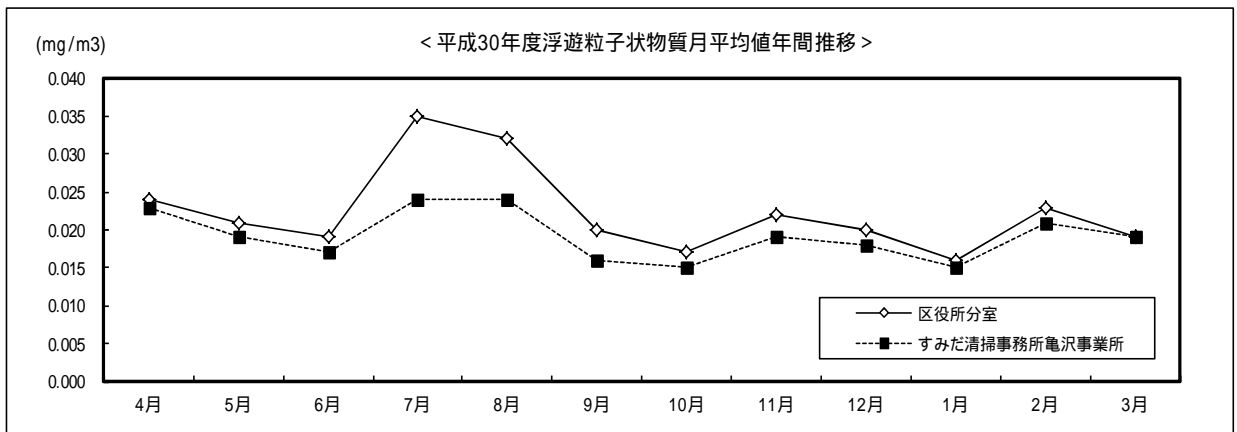
#### 長期的評価

SO<sub>2</sub>、SPM：年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

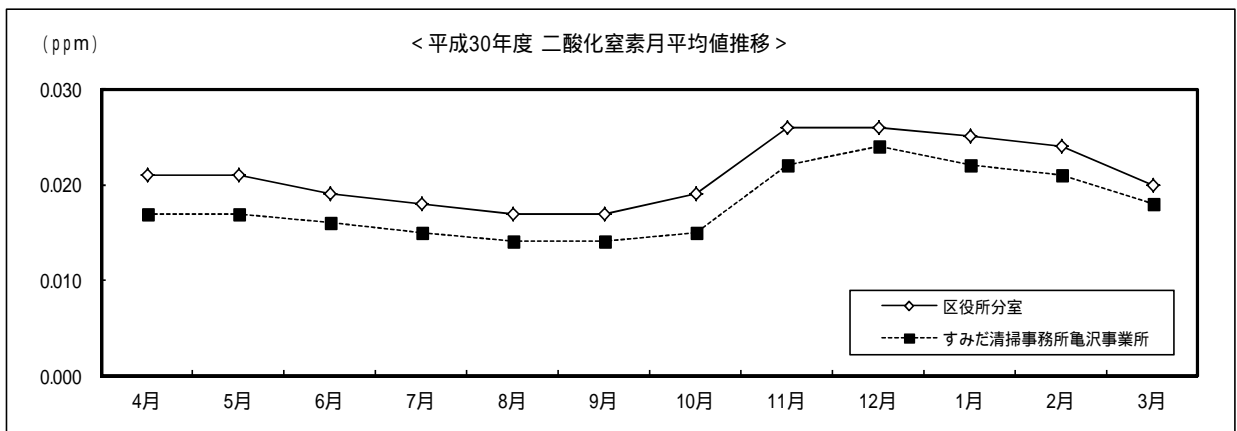
NO<sub>2</sub>：年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（1 日平均値の年間 98%）で評価を行う。



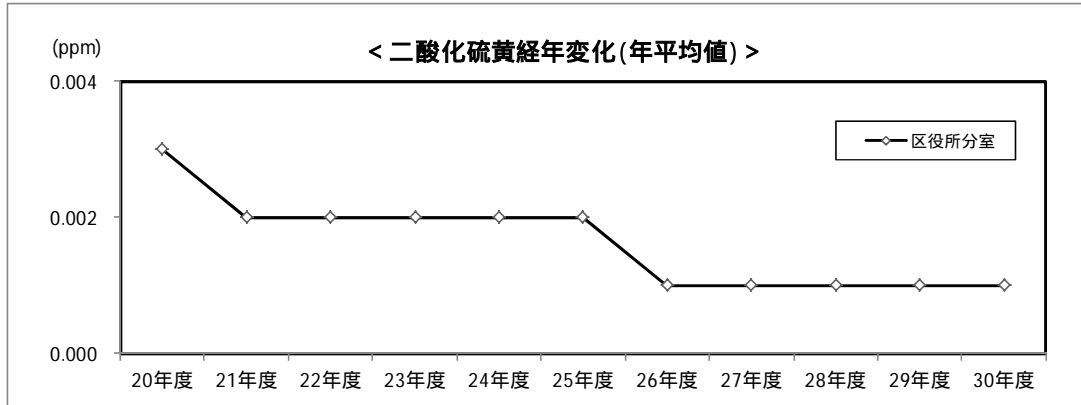
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.001	0.002	0.001	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001



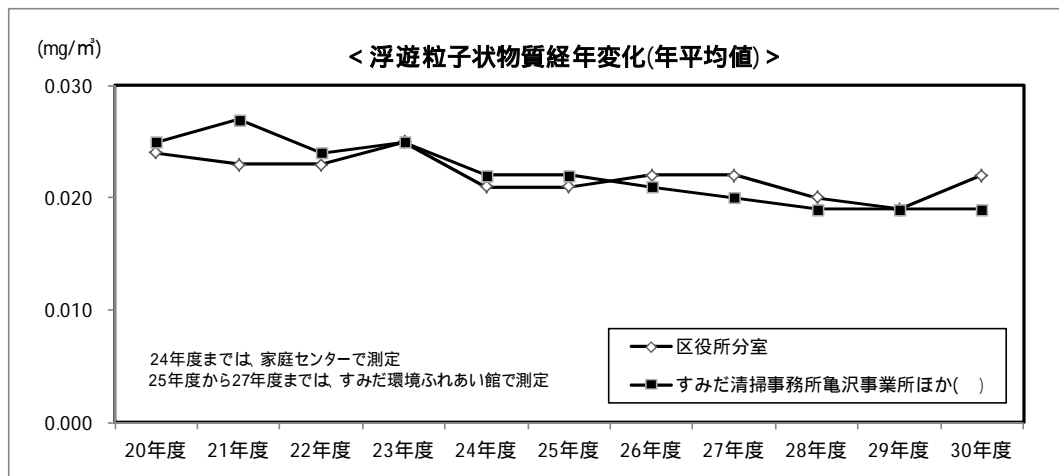
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.024	0.021	0.019	0.035	0.032	0.020	0.017	0.022	0.020	0.016	0.023	0.019
すみだ清掃事務所亀沢事業所	0.023	0.019	0.017	0.024	0.024	0.016	0.015	0.019	0.018	0.015	0.021	0.019



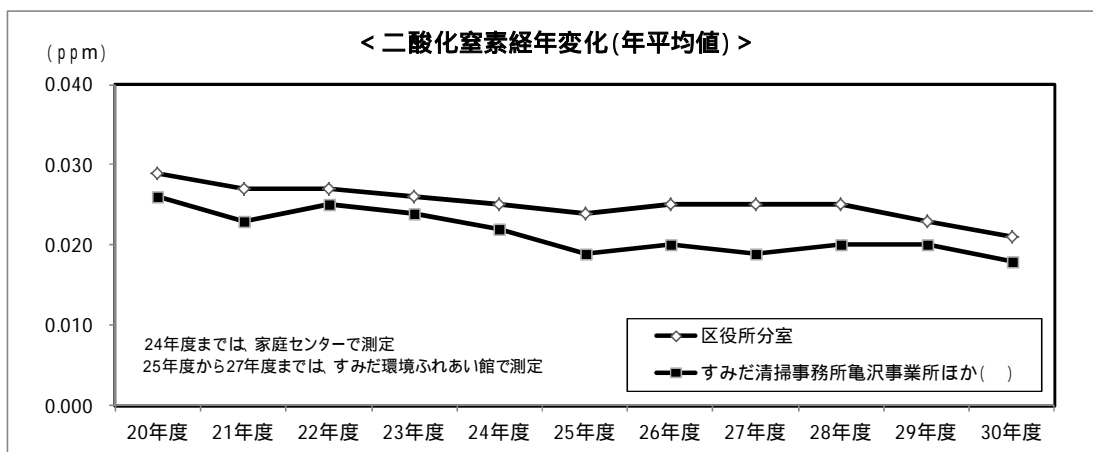
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.021	0.021	0.019	0.018	0.017	0.017	0.019	0.026	0.026	0.025	0.024	0.020
すみだ清掃事務所亀沢事業所	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	0.015	0.022	0.024	0.022	0.021	0.018



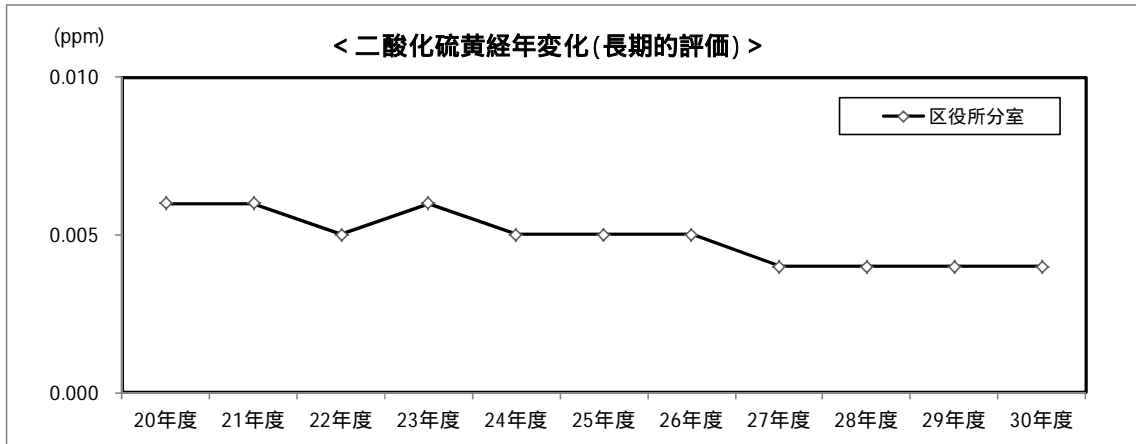
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区役所分室	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001



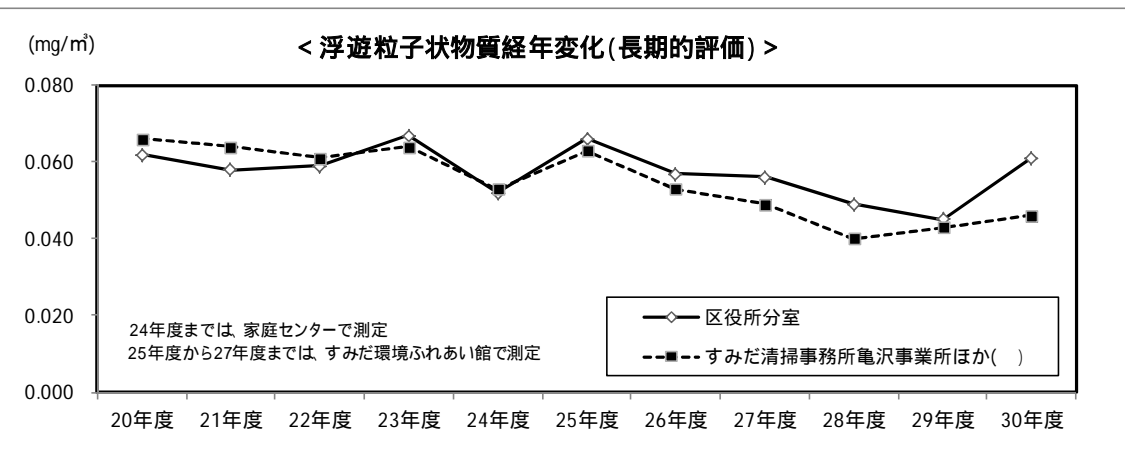
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区役所分室	0.024	0.023	0.023	0.025	0.021	0.021	0.022	0.022	0.020	0.019	0.022
家庭センター	0.025	0.027	0.024	0.025	0.022	-	-	-	-	-	-
すみだ環境ふれあい館	-	-	-	-	-	0.022	0.021	0.020	-	-	-
すみだ清掃事務所亀沢事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	0.019	0.019	0.019



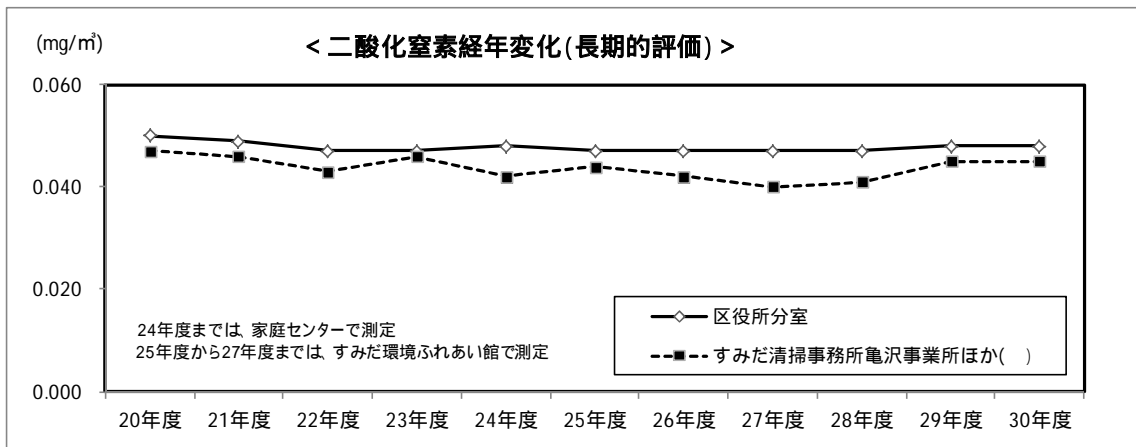
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区役所分室	0.029	0.027	0.027	0.026	0.025	0.024	0.025	0.025	0.025	0.023	0.021
家庭センター	0.026	0.023	0.025	0.024	0.022	-	-	-	-	-	-
すみだ環境ふれあい館	-	-	-	-	-	0.019	0.020	0.019	-	-	-
すみだ清掃事務所亀沢事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	0.020	0.020	0.018



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区役所分室	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区役所分室	0.062	0.058	0.059	0.067	0.052	0.066	0.057	0.056	0.049	0.045	0.061
家庭センター	0.066	0.064	0.061	0.064	0.053	-	-	-	-	-	-
すみだ環境ふれあい館	-	-	-	-	-	0.063	0.053	0.049	-	-	-
すみだ清掃事務所亀沢事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	0.040	0.043	0.046



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区役所分室	0.050	0.049	0.047	0.047	0.048	0.047	0.047	0.047	0.047	0.048	0.048
家庭センター	0.047	0.046	0.043	0.046	0.042	-	-	-	-	-	-
すみだ環境ふれあい館	-	-	-	-	-	0.044	0.042	0.040	-	-	-
すみだ清掃事務所亀沢事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	0.041	0.045	0.045

## (2) 光化学スモッグ

光化学オキシダントは、自動車や工場等から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽の紫外線を受け複雑な化学反応を起こし二次的に生成されるものであり、目や粘膜への刺激、植物への被害等の影響がある。

平成 30 年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、東京都全体で 9 日、墨田区が属する東京都区北部地域は、2 日であった。平成 30 年度の夏は、7 月中旬から 8 月にかけて太平洋高気圧が平年より強く注意報の発令が続いた。7 月上旬までは風が吹き抜ける日が多く、9 月以降は前線の影響で曇雨天の日が多くて、注意報の発令がなく、過去 10 年の平均より少ない 9 日の発令となった。

墨田区では、光化学スモッグ注意報等の発令時には、防災無線等を使って区民に屋外での運動を控えるよう注意を呼びかけている。

光化学スモッグ注意報等の発令状況

( ) 東京都全体

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予 報	11 ( 11 )	4 ( 5 )	4 ( 8 )	0 ( 0 )	3 ( 5 )	3 ( 4 )
注 意 報	5 ( 17 )	2 ( 9 )	3 ( 14 )	1 ( 5 )	5 ( 6 )	2 ( 9 )
学校情報	8 ( 28 )	8 ( 28 )	8 ( 28 )	15 ( 25 )	5 ( 15 )	11 ( 22 )

## (3) アスベスト対策

区では、平成 17 年 9 月から「民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱」を適用し、民間住宅や中小企業の建築物における吹付けアスベストの分析費用の助成を行うとともに、除去工事費用の融資あっ旋及び利子分の補助等を行っている。

また、平成 28 年 12 月から「建築物の解体等工事に係るアスベスト飛散防止に関する指導要綱」を制定し、全ての建築物の解体等工事について、アスベストに関する事前調査を行うように指導し、その結果を区へ報告すること及び現場に掲示することを求めている。

アスベスト含有建築物解体等工事については「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及び「大気汚染防止法」に基づき、石綿飛散防止方法等計画届出書等の提出を受け、工事施工前にアスベストの飛散防止対策の確認指導を行っている。

アスベストに関する受付件数

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
調査費助成件数	3 件	5 件	8 件	1 件	5 件	2 件
アスベストの事前調査に係る報告書				134 件	432 件	454 件
石綿飛散防止方法等計画届出書	20 件	11 件	31 件	33 件	30 件	54 件



#### (4) 眺望調査

大気汚染状況を把握するには、各種汚染物質を測定する方法以外に、一定の対象物を眺望する方法があり、平成3年4月から富士山等の観測を庁舎14階で行っている。観測結果は次の表のとおりである。平成30年度は、ほぼ例年どおりの結果となった。

観測期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

観測時刻：午前9時

#### ア 観測対象と観測結果

観測対象	方角	距離	観測日数	見えた日	割合
富士山	西	106km	241	36	14.9
筑波山	北東	64km		61	25.3
池袋サンシャイン	西北西	8km		223	92.5
幕張ワールドビジネスガーデン	東南東	22km		132	54.8

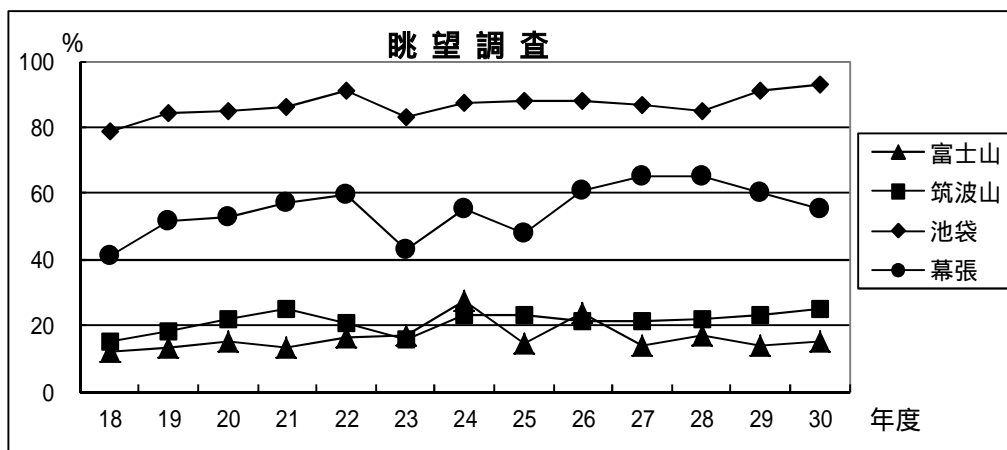
#### イ 月別観測結果

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
観測日数	20	21	21	21	23	17	22	21	19	18	18	20	241
富士山	0	0	0	0	1	0	5	4	4	13	5	4	36
筑波山	2	1	3	0	3	3	2	8	11	15	7	6	61
池袋サンシャイン	18	18	19	21	21	12	20	21	18	18	17	20	223
幕張ワールドビジネスガーデン	10	10	9	14	7	10	13	10	11	16	8	14	132

#### ウ 経年変化

見えた日/観測日数 単位：%

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
富士山	12	13	15	13	16	17	27	14	24	14	17	14	15
筑波山	15	18	22	25	21	16	23	23	21	21	22	23	25
池袋	79	84	85	86	91	83	88	88	88	87	85	91	93
幕張	41	52	53	57	59	43	55	48	61	65	65	60	55



### (5) ダイオキシン類測定結果

#### ア 調査日

大気測定：平成31年2月8日～2月15日 連続7日間

#### イ 調査内容

大気中のダイオキシン類調査

大気環境基準値 [0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>]

#### ウ 調査結果

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	測定値
亀沢のぞみの家	0.023
すみだ生涯学習センター別館	0.027

#### 《参考》 墨田清掃工場ダイオキシン類調査結果

測定項目：排ガス [単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N]

測定日	測定値
平成30年5月14日	0.00000026
平成30年9月6日	0.00000016
平成30年11月7日	0.00000085
平成30年12月3日	0.00000012

規制基準値：1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラム

TEQ : ダイオキシン類の毒性を2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに等価換算した量

m<sup>3</sup>N : ノルマル立方メートルを示し、標準状態(0°C、1気圧)における気体1立方メートル

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

## (6) 大気中の有害化学物質の測定結果

### ア 調査日

夏季 平成30年8月1日(水)～8月8日(水) 連続7日間  
 有害化学物質は、平成30年8月7日(火)～8月8日(水) 連続24時間  
 冬季 平成31年1月30日(水)～2月6日(水) 連続7日間  
 有害化学物質は、平成31年2月5日(火)～2月6日(水) 連続24時間

### イ 調査場所 豎川中学校、すみだ生涯学習センター別館

### ウ 調査結果

PM2.5については、夏季・冬季それぞれ1週間の測定のため、単純に年平均値との比較はできないが、豎川中の8/2～8/3において、環境基準の1日平均値を超過していた。  
 調査結果は次のとおりである。

#### (ア)揮発性有機化合物等

単位：μg/m<sup>3</sup>

項 目	豎川中学校			すみだ生涯学習センター別館			環境基準等
	夏 季	冬 季	平均値	夏 季	冬 季	平均値	
塩化ビニルモノマー	<0.006	0.051	0.027	<0.006	0.051	0.027	10 1
塩化メチル	1.1	2.0	1.6	1.1	2.0	1.6	基準なし
1,3-ブタジエン	0.056	0.19	0.12	0.025	0.12	0.072	2.5 1
ジクロロメタン	1.3	2.6	2.0	1.7	2.6	2.2	150
アクリロニトリル	<0.004	0.044	0.023	<0.004	0.038	0.020	2 1
クロロホルム	0.11	0.18	0.15	0.10	0.17	0.14	18 1
1,2-ジクロロエタン	0.050	0.14	0.095	0.049	0.14	0.095	1.6 1
ベンゼン	0.62	1.5	1.1	0.44	1.3	0.87	3
トリクロロエチレン	0.75	1.5	1.1	1.2	2.6	1.9	200
テトラクロロエチレン	0.068	0.29	0.18	0.14	0.42	0.28	200
トルエン	7.0	13	10	4.3	11	7.7	基準なし
アセトアルデヒド	1.7	2.5	2.1	1.7	2.3	2.0	5 2
ホルムアルデヒド	2.6	2.8	2.7	1.9	2.6	2.3	0.8 2
酸化エチレン	0.056	0.094	0.075	0.052	0.072	0.062	基準なし
ベンゾ(a)ピレン	0.000018	0.00025	0.00013	0.000016	0.00023	0.00012	0.00011 3
ニッケル化合物	0.0012	0.0031	0.0022	0.0015	0.0018	0.0017	0.025 1
ベリリウム及びその化合物	<0.000008	0.000017	0.000011	<0.000008	0.000010	<0.000008	0.004 2
マンガン及びその化合物	0.011	0.028	0.020	0.012	0.022	0.017	0.15 3
クロム及びその化合物	0.0068	0.0063	0.0066	<0.0012	0.043	0.022	0.00025 4
ひ素及びその化合物	0.00020	0.0020	0.0011	0.00024	0.0018	0.0010	0.006 1
水銀及びその化合物	0.0017	0.0024	0.0021	0.0022	0.0022	0.0022	0.04 1

1：指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

2：基準参考値(EPAユニットリスク10<sup>-5</sup>レベルの換算値)

3：基準参考値(WHO欧州事務局ガイドライン値)

4：六価クロムの参考値(WHO欧州事務局ガイドライン値)

## (イ) 粒子状物質 (2.5 μm以下)

単位：μg/m<sup>3</sup>

項目	豎川中学校			すみだ生涯学習センター別館			環境基準等
	夏季	冬季	平均値	夏季	冬季	平均値	
粉じん (PM2.5)	20.2	14.8	17.5	19.9	14.3	17.1	1日平均値：35 1年平均値：15
元素状炭素 (EC1)	1.63	1.57	1.60	1.20	1.32	1.26	
元素状炭素 (EC2)	0.92	0.74	0.83	0.71	0.49	0.60	
元素状炭素 (EC3)	0.13	0.17	0.15	0.12	0.09	0.10	
有機炭素 (OC1)	0.12	0.36	0.24	0.11	0.30	0.21	
有機炭素 (OC2)	1.56	1.02	1.29	1.29	0.83	1.06	
有機炭素 (OC3)	1.0	1.0	1.0	0.7	0.9	0.8	
有機炭素 (OC4)	0.66	0.70	0.68	0.60	0.66	0.63	
硫酸イオン	7.58	2.51	5.05	7.53	2.34	4.93	
硝酸イオン	0.18	3.31	1.75	0.14	3.10	1.62	
塩化物イオン	<0.009	0.33	0.17	<0.009	0.34	0.17	
ナトリウムイオン	0.23	0.14	0.19	0.23	0.14	0.18	
カリウムイオン	0.07	0.15	0.11	0.10	0.15	0.12	
カルシウムイオン	0.050	0.094	0.072	0.052	0.084	0.068	
マグネシウムイオン	0.026	0.014	0.020	0.028	0.012	0.020	
アンモニウムイオン	2.28	1.75	2.01	2.26	1.61	1.94	

粉じん濃度の環境基準：1年平均値が15 μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、  
1日平均値が35 μg/m<sup>3</sup>以下であること。

### 3 水質汚濁

墨田区は、隅田川と荒川に接し、内部には北十間川、旧中川等が流れ、文化的にも歴史的にも川とは縁の深い地域である。ところが、これらの河川も人口や産業の集中により、一時は悪臭を発するほどに汚れてしまった。しかし、下水道の整備により家庭排水や工場排水が直接河川に流入しなくなったことやヘド口の浚渫や浄化用水の導入などにより、昭和46年頃から浄化が進み、臭気を発することも少なくなってきた。

このような中で、河川は都市に残された貴重なオープンスペースとして再認識され、自然環境機能の回復や快適な水辺環境としての整備が望まれるようになってきた。

しかし、いったん汚れてしまった河川は、元に戻すには多くの費用と時間が必要となる。区内の下水道システムは、生活排水等と屋根や道路などに降った雨水を同じ下水道管に流す合流式であるため、豪雨の際には、マンホールなどから下水が溢れ出るといった浸水被害が起きることが過去にあった。このような浸水を防止するため、大雨が降ると下水をポンプ所から河川にやむを得ず放流している状況である。

また、降雨時には長年蓄積された川底に堆積しているヘド口の巻き上げ等で水質の悪化が起こり、時には魚の浮上も見られる。これらを防止するためヘド口の浚渫、浄化用水の導入、河川浄化の啓発等が行われている。また、河川への汚水まじりの雨水排出を防止するために、都では下水道の改善整備を推進しており、区でも雨水の流出抑制の観点から積極的に雨水利用をすすめている。平成6年には隅田川流域の下水道普及率が100%を達成した。今後、河川の水質の向上を図るには、下水処理場に高度処理を導入したり、上流の水循環を回復し湧水を増やしたり、豪雨時の対策として雨水貯留施設の設置や、汚水と雨水を別々の下水道管で集める分流式に転換する必要がある。

本区では、河川の水質状況を把握するため、昭和 48 年度から水質調査を続けている。

また、東京を代表する河川でもある隅田川の浄化のため、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川の流域自治体 9 区（墨田区、中央区、台東区、江東区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区）で昭和 53 年度に隅田川水系浄化対策連絡協議会を発足させ、合同水質調査、水質浄化の啓発等を行っている。同協議会の事業の一環として毎年 9 月と 2 月の同一日時に、本区では隅田川の両国橋で採水し、測定している。

河川水質調査及び隅田川水系合同水質調査の結果は次のとおりである。

### （１）調査期間

平成 30 年 6 月～31 年 2 月

### （２）調査地点

No	調査地点	河川名	No	調査地点	河川名
1	二之橋	豎川	6	桜橋	隅田川
2	天神橋	横十間川	7	東武橋	北十間川
3	京成橋	北十間川	8	枕橋	北十間川
4	平井橋	旧中川	9	両国橋	隅田川
5	木根川橋	荒川			

隅田川水系連絡協議会による合同調査のため年 2 回のみ実施

### （３）調査項目

現場測定項目	気温、水温、臭気、透視度、色相
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）、溶存酸素（DO）、化学的酸素要求量（COD）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数
その他の項目	塩化物イオン（Cl <sup>-</sup> ）、りん酸性りん（PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P）、アンモニア性窒素（NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N）、全りん（T-P）、全窒素（T-N）
健康項目（一部）	カドミウム、シアン、鉛、ひ素、六価クロム、総水銀、PCB、アルキル水銀

現場測定項目、生活環境項目、その他の項目は年 4 回測定

健康項目は平成 31 年 2 月 6 日に測定

### （４）調査結果

平成 29 年度に環境基準の水域類型の指定見直しが実施され、環境基準が引き上げられた河川では、DO 及び BOD について環境基準を満たしていなかった。採水時の降雨の影響が見られること及び年度によって測定結果に若干の変動もあることから、引き続き経過観察を行う。

調査結果は次のとおりである。

豎川（二之橋）

	6月15日(金)	9月26日(水)	11月14日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	11:50	10:45	11:30	8:50		
気温( )	16.8	19.5	20.0	8.5		
水温( )	20.0	22.0	17.0	10.4		
色相	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色		
臭気	微下水臭	下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	86	49	>100	>100	平均	環境基準(A類型)
pH	7.5	7.2	7.5	7.5	7.4	6.5以上8.5以下
DO(mg/l)	4.3	1.8	5.1	7.2	4.6	7.5mg/l以上
BOD(mg/l)	2.6	3.0	1.3	2.2	2.3	2mg/l以下
COD(mg/l)	5.5	6.9	5.8	4.6	5.7	-
SS(mg/l)	3	9	3	16	8	25mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	2,400	920,000	2,400	460	-	1000MPN/100ml以下
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	15,500	2,010	9,850	13,700	10,200	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P(mg/l)	0.293	0.336	0.234	0.161	0.256	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N(mg/l)	1.23	1.05	0.90	1.18	1.09	
全りん(mg/l)	0.341	0.422	0.259	0.184	0.302	
全窒素(mg/l)	3.79	6.38	6.10	6.70	5.74	

横十間川（天神橋）

	6月15日(金)	9月26日(水)	11月14日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	11:25	10:34	11:10	13:39		
気温( )	17.1	20.0	18.0	6.5		
水温( )	20.0	22.5	17.5	9.0		
色相	濃緑色	暗黄緑色	暗緑色	暗青緑色		
臭気	微下水臭	下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	79	>100	>100	85	平均	環境基準(B類型)
pH	7.6	7.4	7.5	8.0	7.6	6.5以上8.5以下
DO(mg/l)	9.6	4.1	4.3	10.6	7.2	5mg/l以上
BOD(mg/l)	3.5	3.1	1.6	3.2	2.9	3mg/l以下
COD(mg/l)	6.6	6.5	5.3	5.1	5.9	-
SS(mg/l)	5	4	15	6	8	25mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	230	7,000	490	6	-	5000MPN/100ml以下
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	17,700	15,900	13,100	16,500	15,800	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P(mg/l)	0.305	0.306	0.198	0.068	0.219	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N(mg/l)	0.99	0.54	0.39	0.39	0.58	
全りん(mg/l)	0.378	0.365	0.224	0.129	0.274	
全窒素(mg/l)	3.86	3.90	4.09	4.98	4.21	

北十間川（京成橋）

	6月15日(金)	9月26日(水)	11月14日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	11:08	11:36	10:45	11:58		
気温( )	17.0	22.0	16.5	5.0		
水温( )	20.0	23.5	18.0	7.5		
色相	濃緑色	暗緑色	暗緑色	濃青緑色		
臭気	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	81	92	>100	74	平均	環境基準(A類型)
pH	7.6	7.4	7.4	7.9	7.6	6.5以上8.5以下
DO(mg/l)	12.1	4.6	4.7	10.4	8.0	7.5mg/l以上
BOD(mg/l)	2.4	3.0	1.4	2.9	2.4	2mg/l以下
COD(mg/l)	5.7	5.9	6.3	4.5	5.6	-
SS(mg/l)	3	6	2	2	3	25mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	230	170,000	3,300	1,100	-	1000MPN/100ml以下
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	12,900	15,000	11,800	13,900	13,400	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P(mg/l)	0.367	0.359	0.223	0.120	0.267	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N(mg/l)	0.98	0.58	0.44	0.50	0.63	
全りん(mg/l)	0.414	0.400	0.239	0.182	0.309	
全窒素(mg/l)	3.90	3.96	4.33	5.12	4.33	

旧中川（平井橋）

	6月15日(金)	9月26日(水)	11月14日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	10:50	11:22	10:35	11:33		
気温( )	16.8	21.0	16.5	5.0		
水温( )	20.0	23.0	16.0	8.5		
色相	濃緑色	暗青緑色	暗青緑色	暗緑色		
臭気	微下水臭	微下水臭	下水臭	微下水臭		
透視度	63	>100	>100	67	平均	環境基準(A類型)
pH	7.4	7.3	7.4	8.3	7.6	6.5以上8.5以下
DO(mg/l)	5.3	2.4	4.0	12.9	6.2	7.5mg/l以上
BOD(mg/l)	1.8	2.8	1.6	4.9	2.8	2mg/l以下
COD(mg/l)	6.4	6.1	6.0	5.5	6.0	-
SS(mg/l)	3	5	1	9	5	25mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	790	17,000	460	2	-	1000MPN/100ml以下
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	17,000	17,400	13,100	15,300	15,700	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P(mg/l)	0.342	0.358	0.204	0.023	0.232	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N(mg/l)	1.12	0.63	0.72	0.12	0.65	
全りん(mg/l)	0.394	0.410	0.233	0.085	0.281	
全窒素(mg/l)	3.64	3.48	4.39	4.14	3.91	

荒川（木根川橋）

	6月15日(金)	9月26日(水)	11月14日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	10:25	11:03	10:15	10:34		
気温( )	16.9	20.0	15.0	5.0		
水温( )	20.0	22.5	18.0	10.0		
色相	暗緑色	灰茶色	暗緑色	灰茶色		
臭気	下水臭	下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	45	39	58	34	平均	環境基準(C類型)
pH	7.4	7.4	7.3	7.2	7.3	6.5以上8.5以下
DO(mg/l)	5.9	5.7	5.6	7.4	6.2	5mg/l以上
BOD(mg/l)	2.5	3.2	2.1	4.0	3.0	5mg/l以下
COD(mg/l)	5.8	6.0	5.3	7.0	6.0	-
SS(mg/l)	17	24	7	8	14	50mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)						なし
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	650	200	3,690	6,550	2,770	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P(mg/l)	0.286	0.150	0.283	0.285	0.251	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N(mg/l)	0.64	1.02	1.40	2.16	1.31	
全りん(mg/l)	0.351	0.235	0.330	0.316	0.308	
全窒素(mg/l)	3.02	4.32	6.50	9.01	5.71	

隅田川（桜橋）

	6月15日(金)	9月26日(水)	11月14日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	9:20	9:25	9:33	9:11		
気温( )	19.0	19.0	14.7	5.0		
水温( )	21.0	22.0	18.2	10.5		
色相	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色		
臭気	下水臭	微下水臭	下水臭	微下水臭		
透視度	78	35	98	64	平均	環境基準(C類型)
pH	7.3	7.1	7.4	7.3	7.3	6.5以上8.5以下
DO(mg/l)	5.1	3.9	4.0	6.9	5.0	5mg/l以上
BOD(mg/l)	2.0	3.6	1.5	3.2	2.6	5mg/l以下
COD(mg/l)	5.6	7.9	5.6	5.9	6.3	-
SS(mg/l)	7	13	2	6	7	50mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)						なし
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	5,150	261	11,500	10,300	6,800	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P(mg/l)	0.357	0.293	0.206	0.203	0.265	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N(mg/l)	1.04	1.26	0.91	1.56	1.19	
全りん(mg/l)	0.378	0.367	0.239	0.237	0.305	
全窒素(mg/l)	4.62	5.98	5.22	7.76	5.90	

## 北十間川（東武橋）

	6月15日(金)	9月26日(水)	11月14日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	11:08	9:45	9:55	9:31		
気温( )	21.2	20.5	19.0	6.5		
水温( )	21.0	23.0	19.5	9.5		
色相	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色		
臭気	下水臭	下水臭	下水臭	無		
透視度	53	54	51	76	平均	環境基準(A類型)
pH	7.5	7.1	7.4	8.0	7.5	6.5以上8.5以下
DO(mg/l)	5.6	3.7	4.8	10.4	6.1	7.5mg/l以上
BOD(mg/l)	2.0	3.1	1.5	3.1	2.4	2mg/l以下
COD(mg/l)	5.8	6.8	6.0	4.5	5.8	-
SS(mg/l)	13	10	8	11	11	25mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	3,300	170,000	2,400	23	-	1000MPN/100ml以下
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	12,500	6,400	11,600	15,800	11,500	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P(mg/l)	0.368	0.306	0.227	0.060	0.240	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N(mg/l)	1.07	0.86	0.67	0.39	0.75	
全NH(mg/l)	0.431	0.383	0.264	0.107	0.296	
全窒素(mg/l)	3.67	5.21	5.09	4.98	4.74	

## 北十間川（枕橋）

	6月15日(金)	9月26日(水)	11月14日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	9:01	9:06	9:20	8:56		
気温( )	20.8	22.4	16.5	6.5		
水温( )	20.0	23.5	18.6	11.2		
色相	暗緑色	暗緑色	濃緑色	暗緑色		
臭気	下水臭	微下水臭	微下水臭	無		
透視度	85	52	>100	>100	平均	環境基準(A類型)
pH	7.3	7.1	7.2	7.1	7.2	6.5以上8.5以下
DO(mg/l)	7.1	2.7	4.0	6.2	5.0	7.5mg/l以上
BOD(mg/l)	1.7	2.5	1.3	2.8	2.1	2mg/l以下
COD(mg/l)	5.6	6.2	5.4	6.2	5.9	-
SS(mg/l)	3	8	1	3	4	25mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	3,300	130,000	13,000	3,300	-	1000MPN/100ml以下
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	4,930	820	6,250	7,700	4,920	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> -P(mg/l)	0.364	0.291	0.252	0.251	0.290	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N(mg/l)	0.97	0.71	0.97	2.19	1.21	
全NH(mg/l)	0.435	0.366	0.293	0.296	0.348	
全窒素(mg/l)	4.92	6.16	7.13	9.56	6.94	



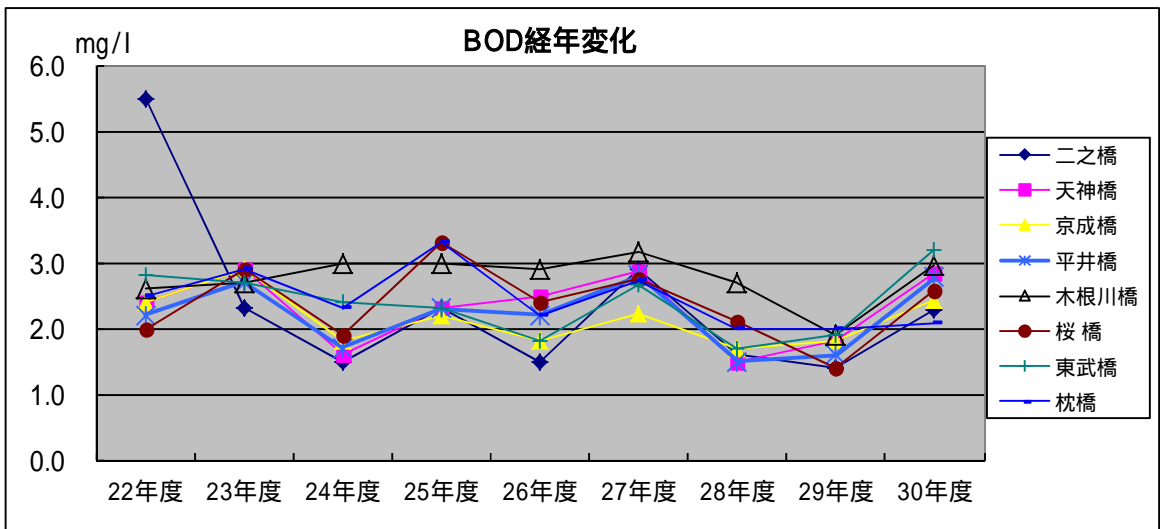
隅田川(両国橋) 隅田川水系合同水質調査

	9月26日(水)	2月6日(水)		
採水時刻	10:03	10:00		
気温( )	19.8	7.0		
水温( )	23.0	11.0		
色相	暗緑色	暗緑色		
臭気	下水臭	微下水臭		
透視度	41	80	平均	環境基準(C類型)
pH	7.1	7.7	7.4	6.5 以上 8.5 以下
DO (mg/l)	2.9	7.6	5.3	5mg/l 以上
BOD (mg/l)	2.5	2.0	2.3	5mg/l 以下
COD (mg/l)	6.8	4.2	5.5	-
SS (mg/l)	14	13	14	50mg/l 以下
大腸菌群数(MPN/100mL)				なし
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	1,890	15,800	8,840	
PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> - P (mg/l)	0.275	0.131	0.203	
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> - N (mg/l)	0.81	0.99	0.90	
全りん (mg/l)	0.363	0.158	0.261	
全窒素 (mg/l)	5.78	5.65	5.72	

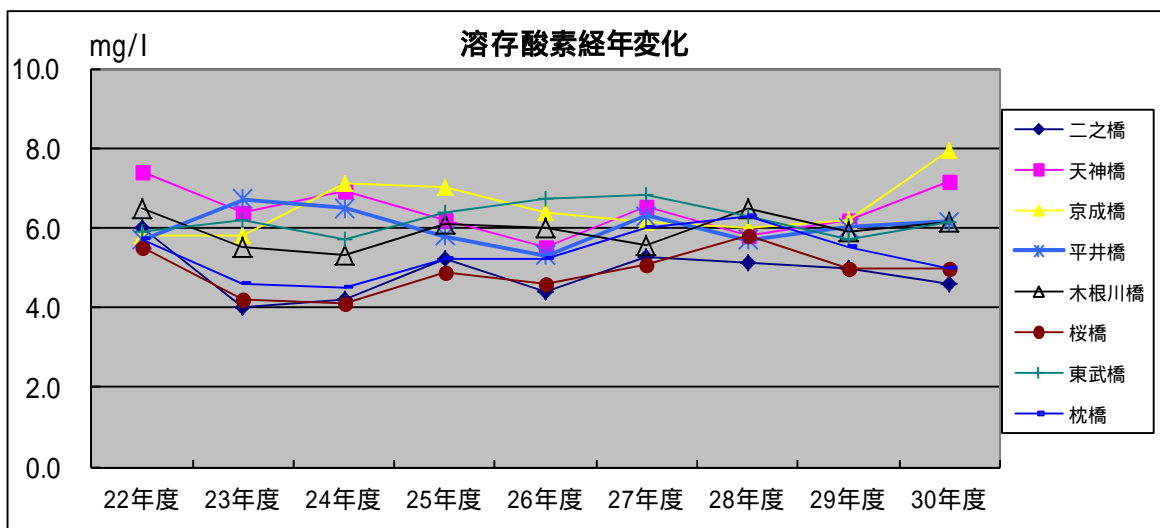
健康項目調査(測定点:横十間川 天神橋)

測定項目	測定値	環境基準	測定項目	測定値	環境基準
カドミウム	0.001mg/l 未満	0.003mg/l 以下	1,2-ジクロロエタン	0.0002mg/l 未満	0.004mg/l 以下
全シアン	不検出	検出されないこと。	1,1-ジクロロエチレン	0.0002mg/l 未満	0.1mg/l 以下
鉛	0.002mg/l未満	0.01mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.0002mg/l 未満	0.04mg/l 以下
六価クロム	0.01mg/l 未満	0.05mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.0002mg/l 未満	1mg/l 以下
砒素	0.005mg/l 未満	0.01mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.0002mg/l 未満	0.006mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 未満	0.0005mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.001mg/l 未満	0.03mg/l 以下
アルキル水銀	不検出	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.0002mg/l 未満	0.01mg/l 以下
PCB	不検出	検出されないこと。	1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/l 未満	0.002mg/l 以下
ジクロロメタン	0.0002mg/l 未満	0.02mg/l 以下	チウラム	0.0006mg/l 未満	0.006mg/l 以下
四塩化炭素	0.0002mg/l 未満	0.002mg/l 以下	シマジン	0.0003mg/l 未満	0.003mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.5mg/l	10mg/l 以下	チオベンカルブ	0.0003mg/l 未満	0.02mg/l 以下
ふっ素	0.62mg/l	0.8mg/l 以下	ベンゼン	0.0002mg/l 未満	0.01mg/l 以下
陰イオン界面活性剤	0.02mg/l 未満	基準なし	セレン	0.002mg/l 未満	0.01mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.005mg/l 未満	0.05mg/l 以下			

## 水質経年变化图



		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
BOD	二之橋	5.5	2.3	1.5	2.3	1.5	2.9	1.6	1.4	2.3
	天神橋	2.4	2.9	1.6	2.3	2.5	2.9	1.5	1.8	2.9
	京成橋	2.4	2.9	1.8	2.2	1.8	2.2	1.7	1.8	2.4
	平井橋	2.2	2.7	1.7	2.3	2.2	2.8	1.5	1.6	2.8
	木根川橋	2.6	2.7	3.0	3.0	2.9	3.2	2.7	1.9	3.0
	桜橋	2.0	2.9	1.9	3.3	2.4	2.8	2.1	1.4	2.6
	東武橋	2.8	2.7	2.4	2.3	1.8	2.7	1.7	1.9	3.2
	枕橋	2.5	2.9	2.3	3.3	2.2	2.7	2.0	2.0	2.1



		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
DO	二之橋	6.0	4.0	4.2	5.2	4.4	5.3	5.1	5.0	4.6
	天神橋	7.4	6.4	6.9	6.2	5.5	6.5	5.8	6.2	7.2
	京成橋	5.8	5.8	7.1	7.0	6.4	6.1	6.0	6.2	8.0
	平井橋	5.7	6.7	6.5	5.8	5.3	6.3	5.7	6.0	6.2
	木根川橋	6.5	5.5	5.3	6.1	6.0	5.6	6.5	5.9	6.2
	桜橋	5.5	4.2	4.1	4.9	4.6	5.1	5.8	5.0	5.0
	東武橋	5.9	6.2	5.7	6.4	6.7	6.8	6.3	5.7	6.1
	枕橋	5.7	4.6	4.5	5.2	5.2	6.0	6.3	5.5	5.0

## 4 交通公害

大都市地域における大気汚染原因物質は窒素酸化物や浮遊粒子状物質等によるものであり、その主な排出源は自動車からのものである。自動車排出ガス中の窒素酸化物の8割、浮遊粒子状物質についてはそのほとんどがディーゼル車から排出されている。特にディーゼル車から排出される黒煙に代表される粒子状物質は発がん性や呼吸器系疾患のおそれがある。また、花粉症とも関係があると言われており、区民の生命や健康への影響も心配される。

交通公害の原因としては、ディーゼル車の排ガス対策が不十分なことや自動車の保有台数の増加が考えられる。特にディーゼル車は、走行量が少ない割に窒素酸化物や浮遊粒子状物質の排出量が多く、排出規制や規制未対応自動車への取締りだけではなく、物流の合理化や公共交通機関の利用、エコドライブの普及、低公害車への転換など総合的な対策が必要である。

このような現状の中で、平成15年10月から「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)によりディーゼル車の排出ガス規制が実施され大気汚染状況は改善している。本区が実施している平成30年度の大気汚染常時測定結果では、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質、二酸化窒素の全ての項目について、庁舎分室及びすみだ清掃事務所亀沢事業所で環境基準(長期的評価)を満たしていた。

本区では、道路交通騒音や振動を継続的に監視するため、主要道路で調査を行っている。また、低公害車による環境パトロールや苦情処理などを行うとともに、大気汚染軽減のためのPRを行っている。さらに、「環境確保条例」の中では、自動車を運転する人にアイドリング・ストップが義務付けられている。今後、本区としても都と連携を取りながら、自動車公害対策の一層の強化を図っていく必要がある。

### (1) 道路交通騒音・振動・交通量調査

自動車による公害を継続的に監視するため、主要幹線道路の道路交通騒音・振動・交通量を調査している。今年度は下記の10か所で道路交通騒音と自動車交通量を、5か所で道路交通振動を測定した。測定地点のうち、水戸街道(四ツ木橋手前)では夜間における騒音の要請限度を超えていた。

測定結果は次のとおりである。

ア 測定地点と測定期間

No	測定地点		測定期間
	道路名	測定場所	
1	水戸街道	東向島一丁目28番 コモディイイダ前	平成30年 9月10日(月) ~ 9月14日(金)
2	水戸街道	墨田四丁目61番 四ツ木橋手前	平成30年 9月10日(月) ~ 9月14日(金)
3	明治通り	東向島三丁目17番 コーポエクスセル前	平成30年 10月29日(月) ~ 11月2日(金)
4	明治通り	東向島六丁目6番 東向島児童館前	平成30年 10月1日(月) ~ 10月5日(金)
5	京葉道路	江東橋一丁目7番 都立両国高校	平成30年 10月29日(月) ~ 11月2日(金)
6	京葉道路	両国一丁目11番 両国橋児童遊園	平成30年 10月1日(月) ~ 10月5日(金)
7	蔵前橋通り	横網二丁目3番 都立横網町公園	平成30年 10月15日(月) ~ 10月19日(金)
8	蔵前橋通り	太平一丁目17番 法恩寺橋児童遊園	平成30年 10月15日(月) ~ 10月19日(金)
9	三ツ目通り	菊川三丁目16番 都営新宿線菊川駅	平成30年 11月26日(月) ~ 11月30日(金)
10	三ツ目通り	本所四丁目1番 本四三ツ目児童遊園	平成30年 10月22日(月) ~ 10月26日(金)

騒音の測定は、基本的に各測定期間の月曜日から金曜日まで実施  
 振動の測定は、騒音の測定期間中のうち2日間にわたり24時間実施  
 交通量の測定は、各測定期間の初日に実施

イ 道路交通騒音調査結果

単位：dB(A)

No	道路名 測定場所	区域の区分 車線等	等価騒音レベル	
			昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
1	水戸街道 コモディイイダ前	c 2車線以上	73	70
2	水戸街道 四ツ木橋手前	c 2車線以上	73	72 x
3	明治通り 東向島児童館前	c 2車線以上	70	67
4	明治通り コーポエクスセル前	c 2車線以上	71	65
5	京葉道路 都立両国高校	c 2車線以上	70	66
6	京葉道路 両国橋児童遊園	c 2車線以上	70	68
7	蔵前橋通り 都立横網町公園	b 2車線以上	70	65
8	蔵前橋通り 法恩寺橋児童遊園	b 2車線以上	67	62
9	三ツ目通り 都営新宿線菊川駅	c 2車線以上	69	67
10	三ツ目通り 本四三ツ目児童遊園	c 2車線以上	70	68

測定値は3日間の平均値

xは要請限度との比較を表している。要請限度は区域の区分がb区域のうち  
 2車線以上の車線を有する区域及びc区域で昼間75dB、夜間70dBである。  
 環境基準値は、昼間70dB、夜間65dBで、昼間は6時~22時、夜間は22時~6時である。

ウ 道路交通騒音調査結果・経年変化(等価騒音レベル)

単位：dB(A)

No	道路名 測定場所		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1	水戸街道 コモディイイダ前	昼間	71	71	72	73	72	73
		夜間	69	69	70	71	70	70
2	水戸街道 四ツ木橋手前	昼間	74	74	74	75	73	73
		夜間	72	72	73	73	72	72
3	明治通り 東向島児童館前	昼間	68	69	71	69	69	70
		夜間	66	67	69	67	67	67
4	明治通り コーポエクスセル前	昼間	70	70	70	71	69	71
		夜間	68	68	68	68	68	65
5	京葉道路 都立両国高校	昼間	70	70	70	71	70	70
		夜間	67	67	67	67	67	66
6	京葉道路 両国橋児童遊園	昼間	73	73	73	73	73	70
		夜間	71	71	71	72	72	68
7	蔵前橋通り 都立横網町公園	昼間	70	70	70	71	71	70
		夜間	66	66	66	66	66	65
8	蔵前橋通り 法恩寺橋児童遊園	昼間	69	66	66	67	66	67
		夜間	66	62	62	64	62	62
9	三ツ目通り 都営新宿線菊川駅	昼間	70	72	70	70	70	69
		夜間	67	69	68	67	68	67
10	三ツ目通り 本四三ツ目児童遊園	昼間	68	70	69	68	69	70
		夜間	65	67	67	66	67	68

測定値は3日間の平均値

要請限度は、区域の区分がb区域のうち2車線以上の車線を有する区域及びc区域で、昼間75dB、夜間70dBである。

環境基準値は、昼間(6時~22時)70dB、夜間(22時~6時)65dBである。

平成25年度のNo. 3は、第三寺島小学校前での測定値

平成29年度までのNo. 6は、東京ガス前(緑二丁目13番)での測定値

エ 道路交通振動調査結果

単位：dB

No	道路名 測定場所	区域の区分	振動レベル		測定期間
			昼間	夜間	
1	水戸街道 コモディイイダ前	第2種区域	46	44	9月10日(月)~ 9月11日(火)
2	明治通り 東向島児童館前	第2種区域	45	42	10月1日(月)~ 10月2日(火)
3	京葉道路 都立両国高校	第2種区域	46	41	10月29日(月)~ 10月30日(火)
4	蔵前橋通り 都立横網町公園	第1種区域	47	42	10月15日(月)~ 10月16日(火)
5	三ツ目通り 本四三ツ目児童遊園	第2種区域	45	42	10月22日(月)~ 10月23日(火)

測定値は1日間測定した平均値

×は要請限度との比較を表している。要請限度は区域の区分が第1種区域で

昼間65dB、夜間60dB、第2種区域で昼間70dB、夜間65dBである。

第1種区域の昼間は8時~19時、夜間は19時~8時である。

第2種区域の昼間は8時~20時、夜間は20時~8時である。

才 自動車交通量調査結果

No	道路名 測定場所 測定日		10時	11時	14時	15時	平均
1	水戸街道 コモディイダ前 平成30年9月10日	交通量(台/10分)	342	347	340	315	336
		大型車混入率(%)	5.3	6.3	4.1	4.1	5.0
		二輪車混入率(%)	3.5	5.5	4.1	6.3	5.2
2	水戸街道 四ツ木橋手前 平成30年9月10日	交通量(台/10分)	348	348	379	390	366
		大型車混入率(%)	4.6	6.9	6.3	4.9	5.7
		二輪車混入率(%)	6.6	4.6	2.1	5.1	4.6
3	明治通り 東向島児童館前 平成30年10月1日	交通量(台/10分)	190	234	224	210	215
		大型車混入率(%)	11.1	7.7	5.8	2.9	6.8
		二輪車混入率(%)	6.8	6.8	7.6	7.1	7.1
4	明治通り コーポエクセル前 平成30年10月29日	交通量(台/10分)	235	235	282	241	248
		大型車混入率(%)	7.7	7.7	3.5	5.0	5.8
		二輪車混入率(%)	3.4	4.7	3.5	7.5	4.7
5	京葉道路 都立両国高校 平成30年10月29日	交通量(台/10分)	336	394	386	398	379
		大型車混入率(%)	7.4	7.4	6.5	4.8	6.5
		二輪車混入率(%)	6.5	4.6	6.2	5.8	5.7
6	京葉道路 両国橋児童遊園 平成30年10月1日	交通量(台/10分)	588	542	521	544	549
		大型車混入率(%)	1.7	2.0	1.5	4.4	2.4
		二輪車混入率(%)	6.6	4.1	4.0	5.1	5.0
7	蔵前橋通り 都立横網町公園 平成30年10月15日	交通量(台/10分)	336	337	328	375	344
		大型車混入率(%)	1.8	1.8	1.8	0.5	1.5
		二輪車混入率(%)	4.8	4.7	4.9	3.5	4.4
8	蔵前橋通り 法恩寺橋児童遊園 平成30年10月15日	交通量(台/10分)	256	287	348	267	290
		大型車混入率(%)	3.5	4.2	2.9	2.6	3.3
		二輪車混入率(%)	6.3	4.5	6.9	9.7	6.8
9	三ツ目通り 都営新宿線菊川駅 平成30年11月26日	交通量(台/10分)	289	240	280	264	268
		大型車混入率(%)	5.2	7.1	6.8	3.4	5.6
		二輪車混入率(%)	4.8	2.9	8.2	6.8	5.8
10	三ツ目通り 本四三ツ目児童遊園 平成30年10月22日	交通量(台/10分)	276	244	262	268	263
		大型車混入率(%)	5.4	5.7	5.0	4.5	5.1
		二輪車混入率(%)	5.8	5.3	6.5	7.8	6.4

## (2) 自動車騒音の常時監視

### ア 目的

区内の幹線道路における自動車騒音の状況について調査をし、道路に面する地域の環境基準の達成状況を把握している。なお、浅草通りと四ツ目通りについては、東京スカイツリー®の開業に伴う交通状況の変化を把握するため毎年実施している。

### イ 調査区間

No	道路名	起 点	終 点	区間距離 (km)
1	一般国道6号	向島二丁目1番	東向島二丁目37番	1.7
2	一般国道14号	両国一丁目12番	緑三丁目17番	1.3
3	一般国道14号	緑三丁目17番	江東橋四丁目30番	1.3
4	環状3号線	向島一丁目11番	緑四丁目30番	2.0
5	王子千住南砂町線	堤通二丁目1番	立花五丁目2番	2.2
6	本郷亀戸線	本所一丁目3番	業平四丁目16番	1.4
7	本郷亀戸線	業平四丁目16番	業平五丁目7番	0.5
8	深川吾嬬町線	江東橋四丁目1番	押上一丁目19番	2.3

### ウ 評価結果

No	道路名	車線数	沿道騒音レベル (dB)		残留騒音レベル (dB)		達成率 (%)		達成戸数 (戸)		全戸数
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道6号	4	74	72	49	47	72.5%	59.6%	1,295	1,065	1,786
2	一般国道14号	4	73	72	52	47	81.7%	63.0%	1,451	1,119	1,775
3	一般国道14号	6	70	67	51	47	93.0%	72.5%	1,055	822	1,134
4	環状3号線	4	69	68	46	40	97.3%	76.4%	2,493	1,959	2,563
5	王子千住南砂町線	4	68	63	42	42	99.1%	97.4%	2,114	2,078	2,134
6	本郷亀戸線	6	66	63	50	48	99.9%	97.8%	1,778	1,740	1,780
7	本郷亀戸線	6	70	67	50	44	99.2%	76.1%	394	302	397
8	深川吾嬬町線	4	65	62	47	45	99.6%	97.8%	1,536	1,508	1,542

環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）：昼間 70dB、夜間 65 dB

残留騒音レベルとは、対象道路の騒音の影響を受けにくい背後地で測定したものの沿道騒音レベル、残留騒音レベル等を用いて個々の住居等に到達する騒音レベルを推計し、環境基準達成率を把握している。

## 5 環境パトロール

工場等の事業活動に伴う騒音・振動・悪臭等の公害は地域環境の悪化になることから、区では苦情等をもとに地域を巡回し、公害防止の指導を行っている。

## 6 公害防止資金

工場等からの公害を防止するために、施設や設備の改善に必要な資金の融資をあっせんしている。区の融資制度において、商工業融資の公害防止資金では融資限度額を3,000万円とし、利子と信用保証協会の保証料の全額を補助している。

### 墨田区公害防止資金制度

平成30年度は、融資あっせんの申込みが2件あった。

## 7 工場認可及び各種届出の状況

### (1) 工場認可

環境確保条例では、工場などの事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するために工場の認可制度をとっている。この制度は、新規に工場を設置する場合や設備等の変更を計画したときに、計画の内容が条例に規定している規制基準等に適合するかを審査し、公害発生のおそれがないよう事前に行政上の指導を行うものである。このことによって、事業者は地域社会の一員として公害の発生の防止に努め、また、住民は地域環境の保全について安心感をもつことができる。

平成28年度から工場台帳システムによる統計処理を導入した。

#### ア 年度別工場認可申請及び認可件数の推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
設置申請	11	6	4	9	7	6	10	5	12	5
変更申請	5	1	10	8	6	8	8	6	5	4
設置認可	10	7	4	8	8	5	10	5	12	5
変更認可	5	1	10	8	5	7	8	7	5	4

#### イ 工場の諸届及び職権抹消

氏名変更 30件 承継 4件 廃止届 64件 職権抹消 7件

#### ウ 業種別認可工場

	申請件数		認可件数	
	設置	変更	設置	変更
1 製造業	5	3	5	3
(1)食料品製造業	0	0	0	0
(2)飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0
(3)繊維工業	1	0	1	0
(4)衣類・その他の繊維製品製造業	0	0	0	0
(5)木材・木製品製造業	0	0	0	0
(6)家具・装備品製造業	0	0	0	0
(7)パルプ・紙・紙加工品製造業	1	0	1	0
(8)出版・印刷・同関連産業	1	0	1	0
(9)化学工業	0	2	0	2
(10)石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0
(11)プラスチック製品製造業	0	0	0	0
(12)ゴム製品製造業	1	0	1	0
(13)なめし革・同製品・毛皮製造業	1	0	1	0
(14)窯業・土石製品製造業	0	0	0	0
(15)鉄鋼業	0	0	0	0
(16)非鉄金属製造業	0	0	0	0
(17)金属製品製造業	0	1	0	1
(18)一般機械器具製造業	0	0	0	0
(18)電気機械器具製造業	0	0	0	0
(20)輸送用機械器具製造業	0	0	0	0
(21)精密機械器具製造業	0	0	0	0
(22)武器製造業	0	0	0	0
(23)その他の製造業	0	0	0	0
2 卸売業・小売業	0	0	0	0
3 運輸業	0	0	0	0
4 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0
5 サービス業（他に分類されないもの）	0	1	0	1
6 広告業	0	0	0	0
7 情報通信業	0	0	0	0
8 飲食店・宿泊業	0	0	0	0
9 医療・福祉	0	0	0	0
10 教育・学習支援業	0	0	0	0
11 複合サービス	0	0	0	0
合計	5	4	5	4



## 町別・業種別認可工場数

	両国	千歳	緑	立川	菊川	江東橋	横網	亀沢	石原	本所	東駒形	吾妻橋	錦糸	太平	横川	業平	向島	東向島	堤通	墨田	押上	京島	文花	八広	立花	東墨田	総計
1 製造業	61	66	180	96	103	34	19	136	276	237	159	24	33	93	100	131	178	428	60	389	230	188	94	658	390	255	4,618
(1)食料品製造業	1	1	5	0	2	1	1	2	5	9	6	2	11	8	6	8	17	27	0	11	10	6	7	18	9	19	192
(2)繊維工業	3	3	13	3	1	1	0	24	18	5	3	0	1	0	7	3	10	10	1	9	15	6	1	9	5	3	154
(3)衣類・その他の繊維製品製造業	7	2	20	7	10	0	2	9	68	18	10	0	1	7	10	9	11	14	1	13	20	6	4	11	11	2	273
(4)木材・木製品製造業	6	1	7	5	8	1	2	2	12	13	16	3	2	4	5	5	11	13	2	14	9	8	1	24	18	3	195
(5)家具・装備品製造業	0	2	7	2	3	0	1	4	7	2	3	1	1	0	1	0	4	6	1	1	5	2	1	6	3	0	63
(6)パルプ・紙・紙加工品製造業	6	9	11	11	15	2	3	5	24	27	23	1	4	12	12	8	14	27	5	15	11	3	2	12	16	4	282
(7)出版・印刷・同関連産業	27	28	43	38	34	8	4	29	38	37	13	7	2	6	11	22	26	30	11	13	14	13	2	33	31	14	534
(8)化学工業	0	0	3	0	1	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	2	3	1	11	29
(9)プラスチック製品製造業	2	0	2	0	5	1	1	1	5	4	5	0	2	4	1	5	12	29	2	19	12	14	6	46	15	8	201
(10)ゴム製品製造業	0	0	3	0	0	0	1	0	2	3	5	0	1	7	0	0	3	18	3	49	2	8	4	43	19	14	185
(11)なめし革・同製品・毛皮製造業	0	1	1	1	3	1	1	1	10	14	13	1	0	2	2	5	11	18	5	10	7	2	0	17	2	104	232
(12)窯業・土石製品製造業	3	2	2	2	1	0	0	2	2	1	2	0	1	3	3	2	2	4	0	1	1	3	6	8	16	4	71
(13)鉄鋼業	0	1	13	2	0	2	0	21	19	13	3	1	2	2	2	6	2	1	0	3	1	0	2	13	2	3	114
(14)非鉄金属製造業	0	0	0	2	2	1	0	1	4	4	2	0	1	1	1	2	3	12	0	4	7	2	1	9	8	2	69
(15)金属製品製造業	5	15	43	13	15	9	3	31	49	75	44	4	3	27	34	45	44	192	24	204	95	108	54	355	210	55	1,756
(16)一般機械器具製造業	0	0	1	6	1	3	0	1	9	1	2	1	0	2	0	5	3	8	3	10	8	3	0	8	11	2	88
(17)電気機械器具製造業	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	13	2	0	25
(18)輸送用機械器具製造業	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3	1	0	10
(19)精密機械器具製造業	1	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	2	0	2	1	2	0	4	0	0	2	0	1	7	3	0	30
(20)その他の製造業	0	1	4	0	2	1	0	3	3	6	7	1	1	6	3	4	5	11	2	9	8	4	0	20	7	7	115
2 卸売業・小売業・飲食店	2	0	1	1	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	1	6	3	0	24
3 サービス業	10	1	8	17	10	10	0	14	14	14	11	8	0	12	11	17	15	19	11	9	8	10	7	34	26	18	314
4 広告業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	73	67	189	114	113	44	19	150	290	254	172	33	33	105	113	148	193	448	72	398	238	198	102	698	419	273	4,956

平成31年3月31日現在

## (2) 指定作業場の届出

環境確保条例では、工場に該当しない場合であっても公害を発生するおそれのある事業場等を「指定作業場」として定め、あらかじめ区長へ届け出ることになっている。この制度は、事業者が新規に指定作業場を設置する場合や設備等の変更を計画したときに公害防止対策が十分でない場合、区が改善の助言等を行い、事業者がそれに応じて必要な改善を行うことにより、公害の防止を図るものである。

平成28年度から工場台帳システムによる統計処理を導入した。

### ア 指定作業場届出件数

作業場の種類	設置件数	変更件数
(1)レディミクストコンクリート製造業	0	0
(2)自動車駐車場	3	1
(3)自動車ターミナル	0	0
(4)ガソリンスタンド	0	0
(5)自動車洗車場	0	0
(6)ウエスト・スクラップ処理場	0	0
(7)廃棄物の積替え保管場所	1	0
(8)セメントサイロ	0	0
(9)材料置場	0	0
(10)死亡獣畜取扱場	0	0
(11)と畜場	0	0
(12)畜舎	0	0
(13)青写真作成作業場	0	0
(14)工業用材料薬品作業場	0	1
(15)食物くん蒸場	0	0
(16)めん類製造場	0	0
(17)豆腐煮豆製造場	0	0
(18)砂利採取場	0	0
(19)洗濯事業場	2	0
(20)廃油処理事業場	0	0
(21)汚泥処理事業場	0	0
(22)し尿処理事業場	0	0
(23)汚水処理事業場	0	0
(24)下水処理場	0	0
(25)暖房用熱風炉	0	0
(26)ボイラー	1	0
(27)ガスタービン	0	0
(28)焼却炉	0	0
(29)地下水揚水事業場	0	0
(30)浄水場	0	0
(31)病院	0	0
(32)試験・研究機関	0	0
合計	7	2

### イ 指定作業場の諸届及び職権抹消

氏名変更届 11件 承継届 1件 廃止届 11件 職権抹消 0件

## 町別・業種別指定作業場数

	両国	千歳	緑	立川	菊川	江東橋	横網	亀沢	石原	本所	東駒形	吾妻橋	錦糸	太平	横川	業平	向島	東向島	堤通	墨田	押上	京島	文花	八広	立花	東墨田	総計	
自動車駐車場	17	4	17	11	7	52	10	14	12	5	5	8	12	14	18	14	5	32	12	28	16	12	14	21	36	13	409	
専用自動車ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ガソスタ*及び液化石油ガスタ*	1	2	0	0	2	1	0	2	2	3	1	0	0	2	1	1	2	5	1	3	0	0	2	3	3	2	39	
自動車洗車場	1	1	0	0	1	1	0	1	3	2	1	0	0	2	1	2	3	4	1	1	1	0	0	2	1	1	30	
ウエスト・スクラップ処理場	0	0	0	27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	2	37	
セメントサイロ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
材料置場	0	0	0	5	4	4	0	0	0	0	2	0	0	1	0	2	3	0	0	1	2	0	1	2	0	4	31	
死亡獣畜取扱場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
青写真作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
工業用材料薬品小分け作業場	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
めん類製造場	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	2	1	12	0	8	1	8	4	9	4	0	52	
豆腐・煮豆製造場	0	0	2	1	0	2	0	2	3	2	1	2	1	2	0	2	6	11	0	8	3	6	0	6	2	0	62	
洗濯事業場	1	1	4	1	1	1	0	1	4	7	0	2	3	4	5	8	7	13	0	9	8	4	2	5	4	0	95	
ボイラー	7	1	4	2	1	24	7	6	2	4	2	2	6	4	4	6	7	11	4	9	3	4	2	11	2	1	136	
廃棄物の積替え保管場所	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	11	
ガスタ・ピン・ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
病院	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
試験・研究機関	0	0	2	0	2	2	1	0	1	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	15	
汚水処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
総計	27	10	29	51	20	89	19	26	28	27	15	15	23	30	31	37	39	89	19	68	36	34	28	60	52	31	933	

平成31年3月31日現在

## 8 特定施設及び特定建設作業の届出状況

騒音規制法、振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」と、特定施設を有する事業所を「特定工場等」と、また、著しい騒音・振動を発生するおそれのある建設作業を「特定建設作業」と定め、施設の設置・設備等の変更、建設作業の実施に当たってあらかじめ区長に届け出るものとしている。

### (1) 騒音規制法に基づく特定施設

金属加工機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上の圧延機械等11種）、空気圧縮機及び送風機（原動機の規格出力が7.5kW以上のもの）等11施設について届出の義務がある。

#### ア 騒音規制法に基づく特定施設数（平成31年3月31日現在）

	特定工場等総数	特定施設総数
(1)金属加工機械	553	1,676
(2)空気圧縮機	254	1,869
(3)土石用破碎機等	3	4
(4)織機	0	0
(5)建築用資材製造機械	0	0
(6)穀物用製粉機	2	3
(7)木材加工機械	47	74
(8)抄紙機	0	0
(9)印刷機械	331	1,198
(10)合成樹脂用射出成形機	87	290
(11)鋳造型機	0	0
合計	延数	5,114
	実数	1,277

#### イ 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

	設置届出		使用全廃届出		数変更届出	
	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)
(1)金属加工機械	1	10	13	41	0	0
(2)空気圧縮機等	3	4	4	5	2	2
(3)土石用破碎機等	0	0	0	0	0	0
(4)織機	0	0	0	0	0	0
(5)建築用資材製造機械	0	0	0	0	0	0
(6)穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0
(7)木材加工機械	0	0	2	18	0	0
(8)抄紙機	0	0	0	0	0	0
(9)印刷機械	1	6	6	15	0	0
(10)合成樹脂用射出成形機	0	0	1	3	0	0
(11)鋳造型機	0	0	0	0	0	0
合計	延数	20		82		2
	実数	5	26		2	

(2) 振動規制法に基づく特定施設

金属加工機械（機械プレスほか4種類）、圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のもの）など、10種類について届出が義務付けられている。

ア 振動規制法に基づく特定施設数（平成31年3月31日現在）

	特定工場 等総数	特定施設 総数
(1) 金属加工機械	681	3,121
(2) 圧縮機	109	192
(3) 土石用破碎機等	3	4
(4) 織機	1	1
(5) コンクリートブロック マシン等	1	1
(6) 木材加工機械	0	0
(7) 印刷機械	233	728
(8) ロール機	15	24
(9) 合成樹脂用射出成形機	78	280
(10) 鋳造型機	0	0
合計	延数	4,351
	実数	1,121

イ 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

	設置届出		使用全廃届出		数変更届出	
	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)
(1) 金属加工機械	1	10	15	64	0	0
(2) 圧縮機	1	2	3	3	2	2
(3) 土石用破碎機等	0	0	0	0	0	0
(4) 織機	0	0	0	0	0	0
(5) コンクリートブロック マシン等	0	0	0	0	0	0
(6) 木材加工機械	0	0	0	0	0	0
(7) 印刷機械	1	5	4	12	0	0
(8) ロール機	0	0	1	1	0	0
(9) 合成樹脂用射出成形機	0	0	1	3	0	0
(10) 鋳造型機	0	0	0	0	0	0
合計	延数	17		83		2
	実数	3		24		2

### (3) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業

騒音規制法では建設作業のうち特に大きな騒音を発生するおそれのある作業8種類を、また、振動規制法では著しい振動を発生するおそれのある作業4種類を、それぞれ「特定建設作業」と定め、工事施工者に対し、建設作業開始の7日前までに、届出を義務付けている。ただし、その作業が開始した日に終わるものは除かれる。

届出時には、施工者に対し近隣住民への工事概要、作業時間、騒音防止、振動防止の方法等を十分説明し、理解を得て建設作業を実施するよう指導している。

#### ア 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数

作業種類	件数
くい打機等	12
びょう打機等	0
さく岩機	342
空気圧縮機	8
コンクリートプラント等	0
掘削機等	4
合計	366

#### イ 振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数

作業種類	件数
くい打機等	7
鋼球	0
舗装版破碎機	2
ブレーカー	198
合計	207

## 9 化学物質の適正管理

工場及び指定作業場を設置している者であって、適正管理化学物質(59物質)のいずれかを年間100kg以上取り扱うもの(適正管理化学物質取扱事業者)に使用量等の報告及び化学物質管理方法書の作成が義務づけられている。また、適正管理化学物質取扱事業者のうち従業員数21人以上の事業所を設置するものは、化学物質管理方法書の区長への提出が義務づけられている。

使用量等の届出件数 56件 化学物質管理方法書の提出件数 3件

## 10 土壌汚染の調査及び対策

有害物質取扱事業者及び土地改変者などには、法律、条例により汚染土壌に係る調査及び対策等が義務づけられている。これに伴い環境保全課では、調査や対策の方法について相談を受け、届出を受理している。また、工場や土壌汚染の履歴は、不動産取引において重要な事項であり、窓口に土地の履歴を調べに来た宅建業者等に対し、情報を提供している。

土壌汚染状況調査報告書 14件 汚染拡散防止措置完了届出書 3件  
 拡散防止計画書 1件 土壌汚染に関する情報提供数 1,645件

## 11 区内の空間放射線量の測定

墨田区では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能の影響を考え、空間放射線量を測定している。

空間放射線量について、隅田公園をはじめとした区内4か所の公園で定点測定を実施し、測定結果

を適時ホームページ等で公表している。

なお、区内の空間放射線量は、低い値で安定的に推移している。

また、区内の放射線量を自分で測定したい区民等に対し、放射線測定器を貸し出している。平成30年度の貸出しは5件だった。

定点における放射線量の測定結果（平成30年度）

単位：μSv/h

測定場所	最小値	最大値	平均値
隅田公園	0.04	0.06	0.05
錦糸公園	0.07	0.10	0.08
東向島北公園	0.05	0.06	0.05
東墨田公園	0.07	0.09	0.08

（地上50cmで測定）

## 12 カラス・ウミネコ対策

### （1）カラス

カラスは、3月から7月にかけての繁殖期に、巣に近づく人に対して、卵やヒナを守ろうとして威嚇や攻撃をする場合がある。人に危害を加える恐れがあり、危険と判断された場合は、巣がある場所の管理者や所有者に巣等の撤去を依頼している。なお、巣に卵やヒナがいる場合は、鳥獣保護管理法（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」）に基づく捕獲許可をもつ専門業者を紹介している。また、所有者や管理者自身では対応が困難な場合は、区が専門業者に巣等の撤去を委託している。

区による巣の撤去件数（過去5年間）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
撤去件数	2件	4件	2件	0件	0件

### （2）ウミネコ

平成27年度から、区南部地域で鳴き声や糞害に対する相談が寄せられ始めた。4月から8月の繁殖期に、建築物の屋上にウミネコが集団で営巣する例が確認されたことから、営巣が想定されそうな建築物の所有者（管理者）に防鳥対策のチラシを配布し、屋上の点検や防鳥ネットの設置が効果的であることを周知した。

## リサイクルと清掃事業

### 1 資源循環型社会の形成に向けて

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっており、大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有している。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係している。

こうした状況の中、私たちは、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、これまで、リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の、いわゆる「3R(スリーアール)」の促進、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく努力、排出者の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減を実現するなど、廃棄物の減量と資源化の推進に取り組んできたところである。

しかしながら、東日本大震災の影響により、大量に発生した災害廃棄物の処理に加え、放射性物質を含む廃棄物の処理が大きな社会問題となり、これまで予想していなかった事態が生じ、環境保全と安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが、今まで以上に求められている。合わせて、近年の資源価格の高騰に見られるように、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されている。

これらのことから、循環型社会の形成に向けた課題は、廃棄物の減量化に資するリサイクル等の推進から、質の面から捉えた環境保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制する取組へ進むことが求められる。

こうした背景から、国は、平成 25 年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、リサイクルより優先順位の高い 2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムを構築する基本的方向を示し、さらに、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、地方公共団体、国民、事業者などに循環型社会形成に向けた様々な取組を推進していくことを求めている。

これらを踏まえ、墨田区では、地域の特色・特性を生かし、区民の安全と安心を確保したごみ減量・3Rの推進を図り、未来に引き継ぐ「環境にやさしい」まちをつくるための各種事業を、積極的に展開している。

#### (1) 法体系及び特別区の動向

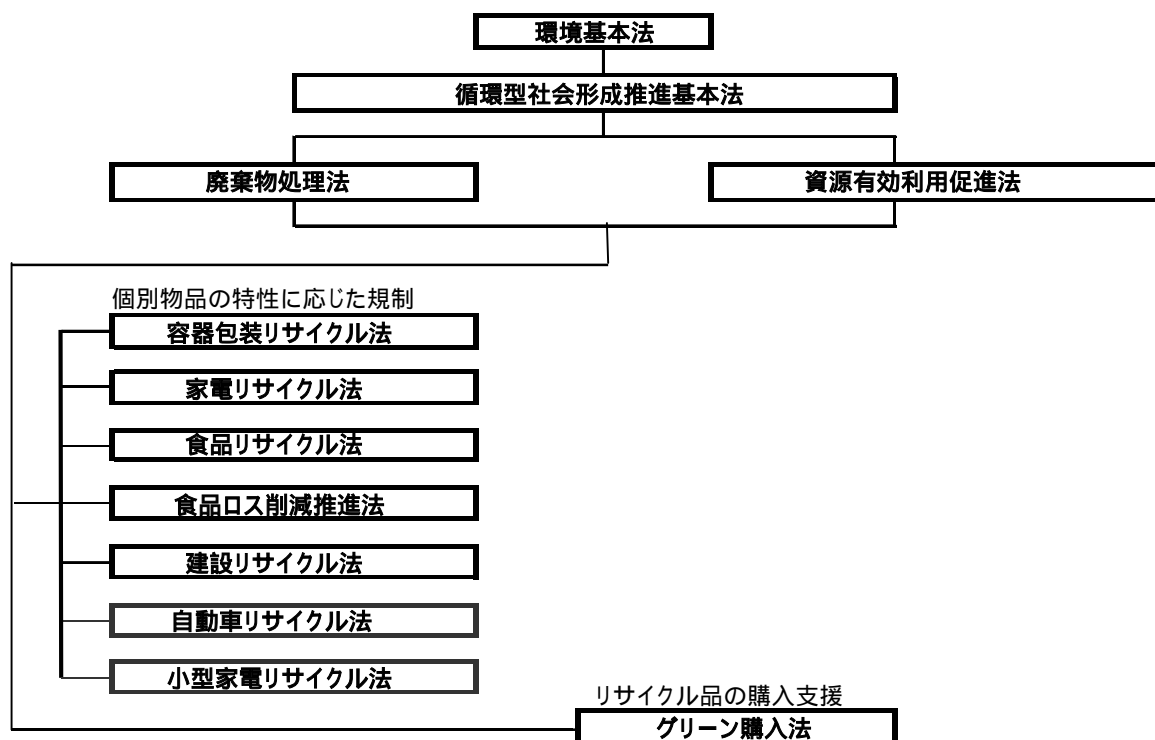
循環型社会の実現に向けた基本的枠組みとして、平成 13 年 1 月に完全施行された「循環型社会形成推進基本法」を基に、製品や素材の特性に応じて、適正処理やリサイクルのあり方を規律する法律も整備され、現在、下図のような法体系が整備されている。

平成 13 年以降、環境省は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正(平成 17 年 5 月)し、その中では、家庭系ごみ処理に係る有料化の推進や、廃プラスチック類を焼却することにより発生する熱エネルギーを有効活用する、サーマルリサイクルの方向性が示され、これを受けて東京 23 区では、最終処分場の延命を図るため廃プラスチック類の資源化に努めるとともに、残った廃プラスチック類のサーマルリサイクルを平成 20 年度から本格実施したところである。



また、近年の廃棄物処理を取り巻く情勢において、「食品ロス」が問題視されており、日本国内では年間 643 万トンもの食べ物が無駄に捨てられている。こうした状況の下、国では、日本初の「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が成立し、令和元年 10 月から施行を予定しており、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくこととなる。

こうした動向を踏まえ、各区においても、食品ロス削減対策をはじめ、さらなるごみの減量と資源化を図るための取組を進めていくこととなる。



## （２）墨田区リサイクル清掃事業の沿革

墨田区は、平成 2 年の「墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申」に基づいて、リサイクル都市づくりのための各種事業を積極的に展開してきた。

平成 12 年 4 月には、都区制度改革により、清掃事業が都から区に移管され、それまで区で取組を進めてきたリサイクル事業に加え、地域に根ざしたリサイクル清掃事業を展開している。

平成 18 年度には、資源物回収をより進めていくため、回収品目を増やし、誰もがわかり易く参加しやすいリサイクルとすることから、集積所による回収方法を始めた。更に、平成 19 年度には、廃プラスチック類のサーマルリサイクルに伴う分別変更のモデル収集、発泡スチロール製食品トレーのモデル回収を開始し、平成 20 年度から区内全域で本格的に実施した。

これらの経緯を踏まえ、平成 23 年 4 月には、「墨田区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次計画：平成 23 年度～32 年度）」を策定し、10 年間のごみ減量や資源化の目標を定めたところである。

さらに、平成 23 年 5 月には、リサイクル清掃事業をより円滑に進めるため、すみだ清掃事務所の機能を強化することにより、清掃事業だけではなくリサイクル事業をも担えるよう組織を統合し、体制を一元化して効果的且つ効率的に取組を進めているところである。

墨田区におけるリサイクル清掃事業のあゆみは、次のとおりである。

平成(年度)	
2年	<b>墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申</b>
3年	分別回収モデル事業を2町会・1自治会で実施し、平成9年から全町会・自治会で実施
4年	びん・缶の拠点回収を3拠点で実施。
6年	拠点回収に牛乳パック・段ボール・乾電池を追加し35拠点で実施する
9年	分別回収を全町会・自治会で実施
12年	<b>4月から清掃事業が区に移管。(平成12年4月)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都が行っていたペットボトルの店頭回収と資源・ごみ集積所での古紙回収を区が実施</li> <li>・拠点回収で廃食油の回収を実施</li> <li>・10月から飲料用自動販売機設置届出の実施</li> </ul>
17年	<b>墨田区廃棄物減量等推進審議会答申(平成17年5月)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多層型資源回収システムの再構築</li> <li>・事業系ごみの減量・リサイクルの推進</li> </ul>
18年	<b>新資源回収事業の開始(平成18年10月)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源・ごみ集積所での資源物回収の拡充(びん、缶、ペットボトルを追加)</li> <li>・分別回収の廃止</li> <li>・拠点回収の縮小(乾電池と廃食油のみ)</li> </ul>
19年	<b>サーマルリサイクルのモデル実施(平成19年7月)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック等分別変更のモデル収集を開始</li> <li>・発泡スチロール製食品トレーのモデル回収を開始</li> </ul>
20年	<b>サーマルリサイクル本格実施(平成20年10月)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック等分別変更の本格実施</li> <li>・発泡スチロール製食品トレー回収の本格実施</li> </ul>
21年	古着(古布)のイベント回収の試行実施
23年	<b>リサイクル清掃課とすみだ清掃事務所の統合(平成23年5月)</b>
25年	拠点回収で小型家電製品(12品目)の回収を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・試行実施(平成25年11月)</li> <li>・本格実施(平成26年4月)</li> </ul>
27年	ペットボトルの店頭回収を廃止(平成27年2月)
28年	鍋・かま・やかん等、金属製調理器具のイベント回収を開始(平成28年4月) フードドライブのイベント回収実施(平成28年10月)
29年	不燃ごみのリサイクルピックアップ回収を開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯等水銀含有廃棄物(平成29年4月)</li> <li>・陶磁器製食器類(平成29年10月)</li> </ul> ぬいぐるみ・靴のイベント回収を開始(平成30年2月)
30年	ごみ分別案内チャットボット利用開始(平成30年7月)
令和(年度)	
元年	自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業を開始(令和元年7月)

### (3) 墨田区一般廃棄物処理基本計画(平成23年4月改定)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び、「墨田区廃棄物減量及び処理に関する条例」第42条に則り、区における廃棄物処理やリサイクルの基本計画として策定している。

計画は概ね5年ごとに見直しを行うこととしている。現行計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間としており、計画策定から5年目にあたる平成27年度を区切りに前半期の間見直しを行い、その評価を基に、最終目標達成に向けた取組を進めている。

<計画の概要>

基本理念	「廃棄物を減量し、循環型社会の実現を目指す」
スローガン	「ごみ出すな ごみを増やすな もったいない」
基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発生・排出者責任の徹底</li><li>・ 環境に配慮したリサイクル清掃事業の推進</li><li>・ 普及・啓発の拡充</li><li>・ 参加・協働の促進</li><li>・ 公平性・透明性と効率性の追求</li></ul>
減量化目標	平成21年度のごみ量に対して、平成32年度のごみ量を8%削減する。
資源化目標	平成32年度の資源化率を23%以上にする。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 普及啓発事業の充実</li><li>・ 環境学習の充実</li><li>・ 東京スカイツリー<sup>®</sup>の開業に伴うごみの排出量増加に対する指導</li><li>・ 事業者に対する啓発の充実と排出指導の強化</li><li>・ 区民ニーズに即した収集運搬体制の構築</li></ul>

### (4) 墨田区廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正な処理に関する事項を審議するため、区長の附属機関として設置している。審議会は、学識者、区民、事業者および行政等から選出された20人以内の委員で構成し、廃棄物減量のための方策等について審議している。

<主な活動内容>

第9期審議会 平成30年6月2日～平成32年6月1日(2回開催)

- ・ 「墨田区一般廃棄物処理基本計画」改定に向けた意見聴取を行う。
- ・ 廃棄物減量のためのコンソーシアム「すみだEDO寄合」の活動。

### (5) すみだリサイクル清掃地域推進委員

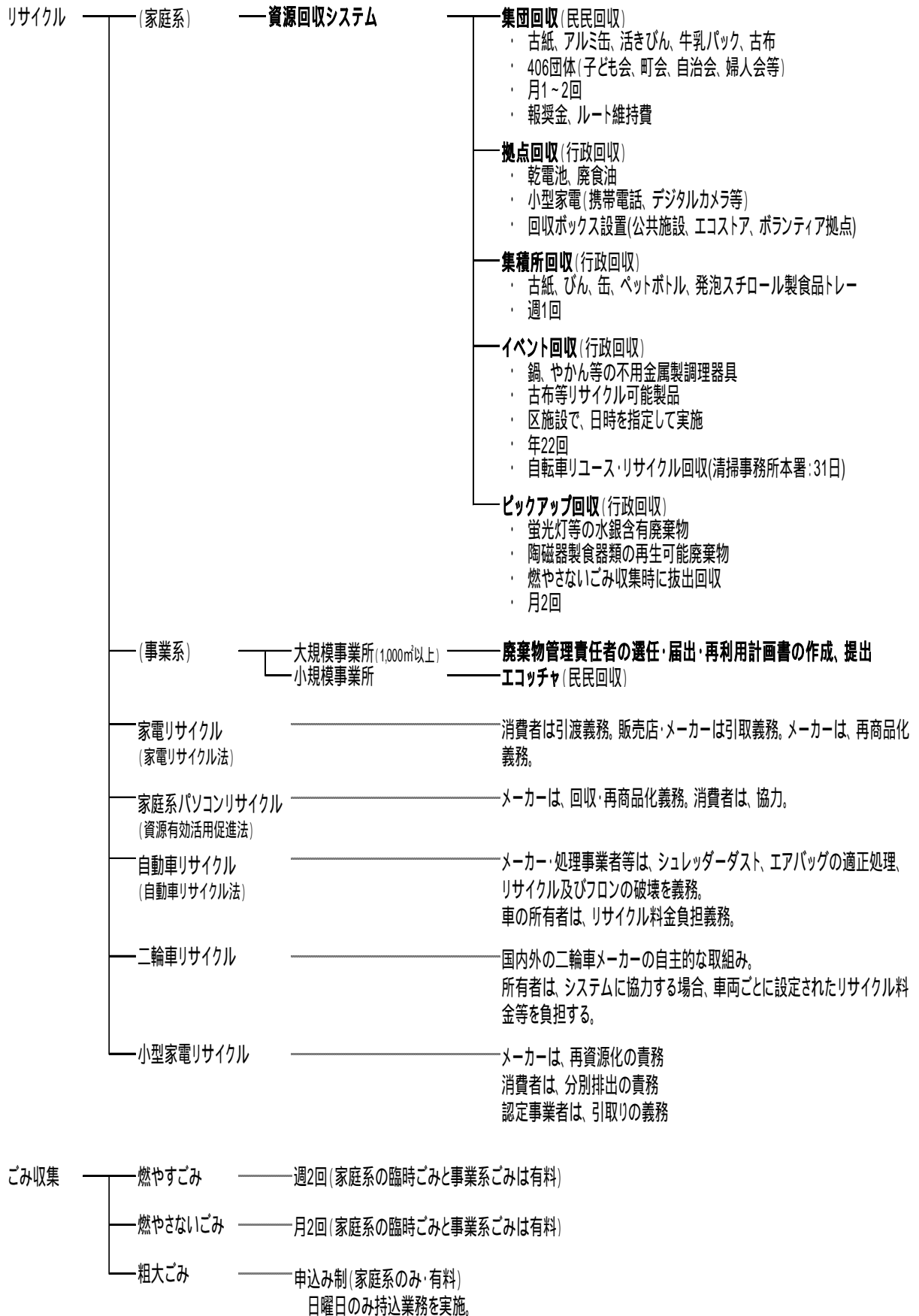
リサイクル清掃事業を地域住民の協力のもとに推進していくため、区民にすみだリサイクル清掃地域推進委員を委嘱し、その活動を支援している。委員の任期は2年間で、現在は第9期委員(任期満了:平成31年6月末)が活動を担っている。

それぞれの委員は地域において、主体的にリサイクルの推進やごみの減量、不法投棄防止などの活動を展開しており、区は委員への情報の提供や交換、研修等により支援を行っている。

<平成30年度活動内容>

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ・ 不法投棄防止パトロール | 平成30年12月(7日間実施) |
| ・ 施設見学会       | 平成30年11月(1日実施)  |

(6) 墨田区リサイクル清掃事業の体系



## (7) 廃棄物処理原価の算定

廃棄物処理原価は、区民が排出したごみや資源物の1tあたりの処理経費である。行政がその活動に要したコストについて、納税者に対する説明責任を果たすという観点からも、これを算出し公表していくことの意義は大きい。効率的な事業を運営していくためにはコストを正確に把握することが不可欠となる。23区では、各区からのデータを基に、東京二十三区清掃一部事務組合で算出している。

### ア 廃棄物処理原価算定の目的

23区全体の廃棄物処理原価を算定することにより、各区における廃棄物処理事業の運営に係る基礎資料とする。

廃棄物処理手数料を検討するための基礎資料とする。

廃棄物処理事業の普及・広報のための資料とする。

### イ 廃棄物処理原価の内容

決算に基づく原価（決算原価）

当該会計年度の会計決算に基づき算出した、廃棄物の収集・運搬・処理・処分に要した人件費及び物件費。

別途算定額（決算には直接現れないが、ごみ処理経費として算入する経費）

投資的経費に係る減価償却費、起債利子について、別途算定し、算入する。（投資的経費に係る減価償却費は、国庫補助金等の歳入を控除する。）

### ウ 決算原価から除外するもの（非原価経費等）

次の項目に該当するものは、原則として決算原価に算入しない。

事業目的に関連しない価値の増減（一般廃棄物処理業許可・指導、浄化槽指導関連等）

異常な状態を原因とする価値の増減（災害等による増減）

投資的経費（減価償却費として算入する経費：施設整備、車両等購入）

土地の購入費（施設用地）

起債償還元金（元金相当額は減価償却費に計上されているため）

### エ 平成29年度墨田区廃棄物処理原価（東京二十三区清掃一部事務組合） ごみ

経費総額(千円)		1,984,373
ごみ量(t)		54,557
原価 (円/t)	収集運搬費	36,373
	処理処分費*	21,386
	計	57,759

\*東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都が処理処分するごみの総コストを総重量で除した23区の処理原価

[ごみ処理原価の推移]					(円/t)	
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
墨田区	55,134	55,833	54,082	56,360	57,759	
23区平均	55,561	56,305	55,265	56,778	59,073	

## 資源物

	古紙	ペットボトル	びん	缶	トレイ	その他	集団回収
経費総額(千円)	44,056	70,444	127,536	75,751	99,779	39,672	42,822
資源量(t)	3,235	1,052	2,388	555	29	41	5,325
原価(円/t)*	13,620	66,964	53,413	136,537	3,481,478	960,808	8,042

その他：廃乾電池・廃食油・小型家電

\* 原価は、経費総額及び資源量の端数処理前の数値で算出している

## 2 リサイクル事業

### (1) リサイクル事業の概要

平成2年度の「リサイクル都市づくり懇談会」の答申に基づき、「3つのR」を基調に区民・事業者・区の三者が相互に協力しながら、資源回収システムを展開して、「環境にやさしいまち」の実現をめざした、総合的リサイクル事業を推進している。

#### < 3つのR >

- ・リデュース (Reduce)      ごみの量を減らすこと。具体例として、買い物時にマイバッグを持参してレジ袋を断ったり、電池は充電式の物を利用したりすることなどがある。
- ・リユース (Reuse)      繰り返し使うこと。具体例として、洋服や家具のように使い回しができる物は、修理したり譲り合ったりして使うことなどがある。
- ・リサイクル (Recycle)      資源として使うこと。具体例として、回収した古紙・古布・びん・缶などを原料とし、新しい製品をつくることなどがある。

### (2) 資源回収システム

家庭から出る古紙・びん・缶・ペットボトルなどの資源物を、ごみとして処分するのではなく、資源として活かすため、資源回収システムによるリサイクルを推進している。資源回収システムとは、集団回収・集積所回収・拠点回収等の回収方法の総称であり、このなかでは、地域コミュニティを支えるグループ等の、主体的な活動である集団回収を最も中心的な回収方法に位置づけている。

#### ア 集団回収

集団回収は、町会・自治会・婦人会・子ども会等が、市場価値のある資源物を自主的に回収し、回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことである。

区では、地域の集団回収団体を支援するため、実施団体の登録、相談、用具等の貸与、報奨金の支給、回収業者への協力等を行っている。

- ・事業開始年度      報奨金の支給は平成2年度。その後4年度から区が都より引き継ぐ。
- ・支援の内容  
     報奨金の支給      墨田区資源回収システム推進要綱により、回収した実績に応じて、集団回収団体に1kg6円を支給している。

- 資源回収用具の支給 軍手、紙ひも（古紙回収団体のみ）、表示旗、台車、コンテナ、ネット、ミニストックヤード
- ・登録団体 406 団体（平成 31 年 3 月末現在）
  - ・回収品目 新聞、雑誌、段ボール、古布、アルミ缶、活きびん、牛乳パック  
（団体により品目が異なる）
  - ・回収日時 各実施団体が定めている
  - ・回収場所 各実施団体が定めている

< 集団回収実績の推移 >

（回収量 単位：kg）

回収品目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
新聞	3,714,585	3,453,215	3,217,802	2,768,372	2,620,995
雑誌	1,373,140	1,281,757	1,212,392	1,133,895	1,177,228
段ボール	1,213,947	1,195,054	1,220,443	1,189,818	1,231,768
牛乳パック	21,939	19,864	20,798	19,792	19,114
古布	58,994	60,613	61,153	53,788	56,852
金属(アルミ缶)	152,318	155,637	161,242	154,983	166,313
びん	5,228	5,109	4,933	3,935	2,189
合計	6,540,151	6,171,249	5,898,763	5,324,583	5,274,459
登録団体数	398	393	386	400	406

イ 拠点回収・イベント回収

拠点回収は、家庭から出される乾電池、廃食油、小型家電製品等を区内各所の回収拠点で行政が回収するものである。

また、ペットボトルについては、「東京ルール」により店頭回収を進めてきたが、平成 18 年 10 月の集積所回収開始以降、次第に店頭での回収量が減少したため、平成 26 年度をもって事業を廃止した。

さらに、平成 21 年度より試行事業として進めてきた古布の回収を拡充するため、平成 27 年度には、実施回数を増やし、区が主催するイベントにおける事業展開を図っているところである。平成 28 年度から、鍋・かま・やかん等の金属製調理器具について、平成 29 年度からは家庭で余った食品について持ち寄っていただくフードドライブを実施した。また、平成 30 年度から、ぬいぐるみ・靴も回収して新たな事業展開を図っている。

- ・事業開始年度
 

びん、缶、乾電池	平成 3 年度（モデル地区）
ペットボトル	平成 9 年度
廃食油	平成 12 年度
古布	平成 21 年度（試行事業）
小型家電製品	平成 25 年度（試行事業）
金属製調理器具	平成 28 年度
- ・回収品目 乾電池、廃食油、小型家電製品、古布
- ・回収日時等
 

乾電池	公共施設等 138 か所	…常時
廃食油	公共施設等 62 か所	…毎月第 1・3 土曜日

小型家電製品	公共施設 15 か所	...常時
(回収拠点数は平成 31 年 3 月現在)		
古布	公共施設や区が主催するイベント	...不定期
金属製調理器具	公共施設や区が主催するイベント	...不定期
フードドライブ	公共施設や区が主催するイベント	...不定期
ぬいぐるみ	公共施設や区が主催するイベント	...不定期
靴	公共施設や区が主催するイベント	...不定期

< 拠点回収等実績の推移 >

(回収量 単位: kg)

回収品目		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
拠点回収	乾電池	19,381	19,954	18,219	19,146	19,169
	廃食用油	8141	8,501	7,372	6,793	5,549
	廃食用油 (区施設回収分)	10,728	10,021	10,640	11,338	10,991
	ペットボトル (26 年度廃止)	66,580	-	-	-	-
	小型家電製品	1,638	1,770	1,810	2,627	3,684
イベント回収	古布	25,940	29,340	30,460	35,540	44,800
	金属製調理器具	-	-	981	1,384	1,668
	フードドライブ	-	-	-	323	341
	ぬいぐるみ	-	-	-	-	802
	靴	-	-	-	-	1,386

ウ 特定資源物回収(清掃事業の項にも重複掲載)

区では、区内約 11,600 か所(戸別収集の約 3,100 か所を含む)の資源・ごみ集積所において、週 1 回、古紙(新聞・雑誌・段ボール・厚紙・包装紙)びん、缶、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーを回収・運搬している。

- ・事業開始 平成 12 年 2 月 東京都が実施し、同年 4 月に区移管(対象品目:古紙)
- 平成 18 年 10 月 回収品目拡大(対象品目:びん、缶、ペットボトル)
- 平成 19 年 7 月 一部地域でモデル回収(対象品目:発泡スチロール製食品トレー)
- 平成 19 年 10 月 モデル地域拡大(対象品目:同上)
- 平成 20 年 10 月 本格(全域)実施(対象品目:同上)

< 特定資源物回収量の推移 >

(回収量 単位: kg)

年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
回収量		7,280,513	7,283,023	7,274,052	7,257,869	7,224,958
内訳	古紙	3,301,110	3,298,170	3,249,280	3,234,710	3,141,310
	びん	2,362,675	2,438,615	2,431,160	2,387,735	2,353,180
	缶	557,275	535,400	554,610	554,800	556,260
	ペットボトル	1,030,500	982,160	1,012,270	1,051,960	1,145,150
	食品トレー	29,101	28,678	26,732	28,664	29,058



## エ 燃やさないごみのリサイクルピックアップ回収

区民・事業者から「ごみ」として出されるものの中には、「資源」として再生できるものが多く含まれている。このため、埋立処分場の延命と循環型社会の実現に向け、さらなるごみの減量及びリサイクルの推進に取り組むことを目的に、燃やさないごみの中から蛍光灯などの水銀含有廃棄物、陶磁器製食器、スプレー缶をピックアップ回収し、リサイクルしている。

<ピックアップ回収量の推移>

(回収量 単位：kg)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
内訳	水銀含有廃棄物	-	-	-	14,079	19,089
	陶磁器製食器	-	-	-	11,522	29,488
	スプレー缶	-	-	-	10,791	36,936

## オ 公共施設の生ごみリサイクル事業

区立の小学校・中学校の給食から出る生ごみを業者が回収し、飼料化するリサイクル事業を平成 17 年度からモデル事業として実施した。平成 22 年度からは 1 校を除く全校実施となり、事業が安定的に運用できるようになったため、平成 25 年度から学務課に事業を移管した。

その他の公共施設については、引き続き生ごみリサイクルの普及啓発を行っている。

## カ 容器入り飲料の自動販売機の届出

清涼飲料水などの容器入り飲料は、その相当量が自動販売機によって購入されている。地域を清潔に保ち、また、空き缶等のリサイクルを推進していくためには、販売機と回収容器の設置を一体的なものとして捉える必要がある。

そこで、区では条例により、一定条件にある容器入り飲料の自動販売機設置に際し、これを設置または管理する者に対して、空き缶等の回収容器の設置を義務付けている。また同様に、販売機設置場所を提供する者に対しても、回収容器設置への協力を求めている。

販売機の管理者は、販売機ごとに、その設置に係る届出を区に行うこととなっている(平成 30 年度は 125 件届出済証交付)。

## キ すみだリサイクルセンターの運営

まだ十分に使える状態であるにもかかわらず、粗大ごみとして出された家具類等について、修理等を施した後に展示して、希望者に抽選で無料(一部有料)提供している。

毎月第二週目の火曜日から第四週目の木曜日までの 15 日間(月曜日休館)に展示および、投票受付しており、最終日の午後に公開抽選を行っている。

すみだリサイクルセンターは、JR 錦糸町駅南口に所在するため、向島地区在住者の利便を図る機会として、「すみだ生涯学習センター」における出張展示を実施している。平成 30 年度は平成 30 年 4 月に実施した。

## ク すみだリサイクル活動センター「たんぽぽ」の運営 平成 30 年度閉館

「リサイクル都市すみだ」を目指し、区民のリサイクル活動を支援するため、平成 9 年 1 月に設置した。しかし、設置当初から施設運営を担ってきた区民のボランティア団体「すみだリ

サイクルの会」が、平成 30 年度をもって解散となり施設機能の当初目的も達成したことから、平成 30 年 11 月 30 日に閉館した。

<実績（平成 30 年度）>

- ・リサイクルショップ 出品点数 15,938 点、 来館者数 9,445 人
- ・不用品情報交換 「譲ります」 3 件 （成立 0 件）  
「譲ってください」 1 件 （成立 0 件）
- ・リサイクル手作り講座 実施回数 1 回 参加人数 19 名

#### ケ リサイクルストックヤードの管理運営

資源の有効利用とごみ減量を図るため、回収された資源物を一時保管している。

- ・向島ストックヤード  
集積所回収で集められたペットボトルの積み替え場として使用している。
- ・銅像堀ストックヤード（拠点回収事業で集められた乾電池を保管している）
- ・立川リサイクルストックヤード（平成 21 年 4 月より再使用）

	向島ストックヤード	銅像堀ストックヤード	立川リサイクルストックヤード
所在地	向島 5 - 9 - 1	向島 5 - 9	立川 2 - 9 - 5
敷地面積	1,993.61 m <sup>2</sup>	582.20 m <sup>2</sup>	571.89 m <sup>2</sup>
延床面積	302.00 m <sup>2</sup>	-	439.85 m <sup>2</sup>

#### コ 家庭用生ごみ処理容器の購入あっせん

資源の有効利用とごみの減量のため、区民が家庭用生ごみ処理容器を購入する場合には、通常価格より安価で購入できるようにあっせんしている。

- ・事業開始 平成 9 年 5 月
- ・対象者 区民
- ・申込方法 申込書を区に提出
- ・あっせん品目 生ごみ処理容器 8 品目
- ・あっせん実績 平成 30 年度末累計 260 台

<あっせん実績の推移>

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
生ごみ処理容器	1 台	0 台	1 台	0 台	0 台
電気式処理機	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
合計	1 台	0 台	1 台	0 台	0 台

#### サ 生ごみ減量の普及啓発

墨田区で排出されるごみのうち約 3 割は生ごみである。この生ごみを減らすことは、ごみ全体的大幅な減量になり、埋め立て処分場の延命化と清掃工場の焼却炉にかかる負荷の軽減につながる。そこで、食育イベントにおいて、生ごみ減量の必要性を認識してもらい、意識改革を促すため、発生抑制及びリサイクルの普及・啓発を行った。

<平成 30 年度実績>

- ・ごみ分別案内チャットボットの活用  
ペットボトルを使つての生ごみの水切り例を映像で紹介

#### シ エコストア、エコ商店街

環境に配慮している商店等をエコストアとして認定し、その利用を区民に推奨することにより、環境配慮型区民生活へと誘導し、さらに、地球環境の保全と環境にやさしいまちの実現をめざすため、平成 4 年度から展開している。

認定は、経営者等からの申請書を受け、認定基準（過剰包装の自粛、量り売りの推進、環境保全商品の積極的取り扱い、リサイクルの情報拠点となる等）に達しているものについて、2 年間の期限(再認定もある)を付して行っている。また、平成 29 年度より食品ロス削減に取り組む飲食店等も認定している。認定されたエコストアは、店頭でのステッカーの掲示のほか、区でも、ホームページへ掲載し PR する等の支援を行っている。

平成 30 年度末現在、92 店舗をエコストアとして認定している。

#### ス 自転車の海外供与等のリユース・リサイクル事業

家庭で不用になった自転車は、粗大ごみとして有料で回収処理しているところであるが、区民から、まだ乗ることのできる自転車を海外の国々で必要としている方に再利用してほしいという要望が寄せられていた。

区では、こうした区民の「想い」に応えるとともに、ごみの更なる減量を図ることを目的に、区民から提供を受けた自転車を集約し、協力事業者と海外輸出等の付帯条件付きで無償譲渡の協定を結び、アジアやアフリカの各国で使用してもらうリユース事業として、平成 30 年 9 月に試験的に実施した。

試験実施を経て、令和元年 7 月から、31 日を『サイクルの日』として設定し、本事業として開始している。

### 3 清掃事業

#### (1) 清掃事業の概要

平成 12 年 4 月、都区制度改革の実現により、東京 23 区は基礎的自治体に法的位置付けがなされることとなった。清掃事業はこの制度改革の一環として、都から区に移管された。

現在、区民生活に最も身近な家庭ごみの収集・運搬は区が直接行っており、中間処理(焼却等)は、「東京二十三区清掃一部事務組合」が行い、最終処分は、東京都に委託している。

区は、「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」を制定して、廃棄物の発生抑制、リサイクル推進および廃棄物の適正処理の事業を展開している。事業を効率的に推進していくための体制として、「すみだ清掃事務所」、「すみだ清掃事務所分室」及び、作業拠点として活用する 2 か所の待機所があり、地域特性を活かした廃棄物の収集運搬の中継機能として活用する「向島ストックヤード」等の諸施設を整備・運営している。

#### (2) ごみ収集など

区では、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみの区分で分別して収集している。

なお、平成 19 年 7 月より、一部の地域でごみの分別を変更したサーマルリサイクルモデル収集を開始し、平成 20 年 10 月より区内全域で本格実施を行った。

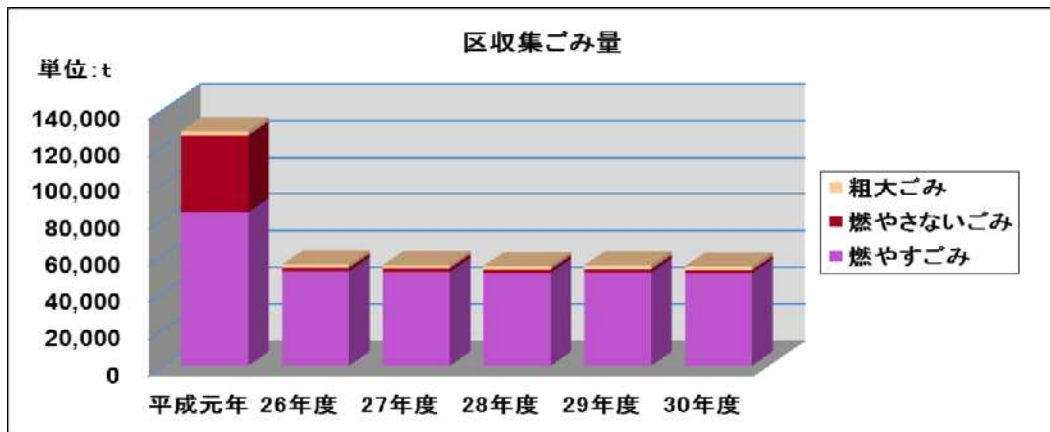
粗大ごみは申込制により、年末年始を除き毎日収集を行っており、日曜日については持込による受付も行っている。

墨田区のごみ量は、平成元年度をピークに年々減少傾向にあったが、ここ数年の区内人口の増加に伴い、平成 29 年度のごみ量は、増加に転じた。今後は、区外からの転入者に対するごみの適正分別排出の周知を徹底する必要がある。そのため、行政による普及啓発事業の重要性は、ますます高まっている。

- ・ 収集頻度 平成 12 年 4 月 清掃事業区移管  
燃やすごみ：週 2 回、燃やさないごみ：週 1 回、  
資源物：週 1 回
- 平成 18 年 7 月 粗大ごみ日曜日収集・持込受付開始
- 平成 19 年 7 月 一部モデル地域のみ、燃やさないごみ収集を隔週に変更
- 平成 19 年 10 月 モデル地域拡大
- 平成 20 年 10 月 本格（全域）実施。燃やさないごみ収集を月 2 回に変更
- 平成 22 年 4 月 主要幹線道路沿道や主要駅周辺地域で早朝回収を開始
- 平成 24 年 4 月 新タワー開業に合わせ第二期早期収集を開始

< 区収集ごみ量実績の推移 > (単位：t)

年 度	元年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
回収量	127,813	54,965	54,644	54,241	54,557	54,009



#### ア 燃やすごみ

家庭から排出される、生ごみ、紙屑、少量の木屑、プラスチック、ゴム、革製品等の燃やすごみは、ふた付きの容器または中身の見える袋で資源・ごみ集積所に出すことを原則とする（プラスチック、ゴム、革製品は、平成 20 年 10 月のサーマルリサイクル本格実施から、燃やすごみに分別変更。）

< 燃やすごみ収集実績の推移 > (単位：t)

年 度	元年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
回収量	83,356	51,252	50,927	50,401	50,622	50,303

イ 燃やさないごみ

家庭から排出される、金属、ガラス、陶磁器等の燃やさないごみは、ふた付きの容器または中身の見える袋で資源・ごみ集積所に出すことを原則とする(プラスチック、ゴム、革製品は、平成 20 年 10 月のサーマルリサイクル本格実施から、燃やすごみに分別変更。)

収集時に爆発や清掃車両火災の危険性があるスプレー缶、カセット式ボンベ、ライター等は、中身を使い切ってから、他の燃やさないごみとは別の袋で排出するよう指導している。

< 燃やさないごみ収集実績の推移 > (単位：t)

年 度	元年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
回収量	42,306	1,962	1,951	1,889	1,898	1,608

ウ 粗大ごみ

家庭で不要になった家具・家電製品(家電リサイクル法対象品目及び、家庭系パソコンを除く)等の大きなごみ(概ね 30 cm角以上のもの)は粗大ごみとして、事前の申し込みにより有料で処理している。料金の徴収は、「有料粗大ごみ処理券(シール)」を廃棄物に貼付することによる前納方式を採用している。粗大ごみ券は、A券(200 円)・B券(300 円)の 2 種があり、料金に合わせて貼付する。収集の申し込みは、(公財)東京都環境公社が運営する「粗大ごみ受付センター」に受付業務を委託している。

平成 18 年 7 月から、粗大ごみの日曜収集及び日曜持込事業を実施している。

各家庭で大掃除を行う年末や、転勤などによる転居が多数発生する 3・4 月に申し込みが集中する傾向にある。

< 粗大ごみ収集量の推移 > (単位：t)

年 度	元年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
回収量	2,151	1,752	1,766	1,951	2,036	2,098

< 平成 30 年度 主な粗大ごみの収集状況(収集件数順に抜粋) > (単位：件)

ふとん	26,205	衣装箱	5,906
タンス(高さ 90cm 未満)	16,221	タンス(高さ 90cm 以上)	5,518
いす(応接用を除く)	11,200	O A 機器	4,940
衣装箱	8,109	照明器具	4,682
敷物	7,649	自転車	4,451
掃除機	6,309	スーツケース	4,351

エ 特定資源物(資源回収に関する詳細は、「2 リサイクル事業」に掲載)

古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーを特定資源物として、週 1 回資源・ごみ集積所で回収している。なお、品目ごとに排出することを原則としている。

オ 事業系ごみ

事業活動から生じるごみは、事業者自らの責任で適正に処理することが原則である。

しかし、小規模事業所のごみについては、家庭ごみの収集に支障のない範囲で、有料で収集を行っている。事業者は、ごみ処理手数料として墨田区有料ごみ処理券(シール)を購入

し、シールに店や会社の名前を記入、廃棄物に貼付してごみを排出する。

事業系ごみの処理券は、平成 31 年 3 月末現在、70 リットル ( 1 セット 5 枚、2,660 円 ) ・ 45 リットル ( 1 セット 10 枚、3,420 円 ) ・ 20 リットル ( 1 セット 10 枚、1,520 円 ) ・ 10 リットル ( 1 セット 10 枚、760 円 ) の 4 種類がある。(平成 29 年 10 月改定)

#### カ 収集できないもの

以下のものについては、清掃事務所による収集を行っていない。処理については、購入店やメーカーに依頼する。相談先が不明な場合は、回収事業者を清掃事務所で紹介している。

・有害なもの、危険性のあるもの、引火のおそれのあるもの、著しく悪臭を発するもの。

(例) 塗料・薬品類、注射針、ガスボンベ類、石油類、未使用の花火・マッチなど

・処分場の管理または処分作業に支障をきたすおそれのあるもの。

(例) 消火器、金庫、石膏ボード・レンガ、コンクリート、石、土、砂(ペット専用砂除く) など

・事業者回収責任があるもの

(例) 自動車、オートバイ、タイヤ、バッテリー、ピアノなど

・家電リサイクル法対象品目

テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機

・家庭系パソコン

デスクトップパソコン(プリンタ、スキャナーを除く)、ディスプレイ、ノートパソコン

### (3) し尿の処理

公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り戸数は減少しており、やむを得ない事由で水洗化できない家庭についてのみ収集を行っている。なお収集は、葛飾区(清掃事務所)に委託している。

収集後のし尿の処理方法は、従来は千葉県勝浦沖で海洋投入していたが、海洋汚染等の問題に対応するため、平成 11 年度からは、東京二十三区清掃一部事務組合の品川清掃作業所に運搬して一定の処理を加え固形分を取り除いた後、下水道放流基準内に希釈し、下水道へ放流している。

### (4) 動物死体処理

家庭の飼い犬や猫などの動物死体は、飼い主の責任による処理が原則である。しかし、都市部においては自ら処理することが困難な場合が多いため、飼い主の申請により重量 25 kg 未満の場合については、清掃事務所が引き取り処理を行っている。

飼い主あるいは土地・建物の占有者から処理の依頼があった場合は、1 頭につき処理手数料 2,600 円を徴収し、引き取った動物死体を処理業者に委託して火葬・埋葬している。

道路上にあった動物死体は、各道路管理者が処理することになっている。現在、都道については、東京都から委託を受け、清掃事務所が収集を行い、都が処分を行っている。

<平成 30 年度 動物死体処理実績>

(単位:頭)

処理区分	処理頭数	種 別		
		犬	猫	その他
届 出 分	297	59	168	70
都 道	64	0	25	39
合 計	361	59	193	109

## (5) 業務指導等

### ア 排出指導

燃やすごみ・燃やさないごみの分別の不徹底、不法投棄、収集日以外の排出、事業系ごみの有料ごみ処理券の不貼付や料金不足、資源・ごみ集積所の問題など、ごみの排出方法に関するさまざまな問題に対処するため、「排出指導班」を設置している。「排出指導班」は一般的な指導やPRでは改善困難な苦情や要望に対応するため、区民や事業者との直接対話を基本とした排出指導や、地域に根ざした相談・広報活動を展開し、きめ細かな指導を日常的に行っている。

### イ 事業用大規模建築物に対する排出指導

事業用途に供する延床面積が1,000㎡以上の建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出、再利用に関する計画書の提出を条例により義務付けるとともに、個々の建築物に立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導及び助言を行っている。

また、1,000㎡未満の建築物の所有者に対しても、規則により同趣旨の協力を求めている。該当建築物においては、年度途中における廃棄物管理責任者の任免も想定されるため、廃棄物管理責任者講習会は年2回開催している。

平成30年度は、10,000㎡以上23件、3,000㎡～10,000㎡未満15件、1,000㎡～3,000㎡未満56件の立入調査を行った。

- \* 廃棄物管理責任者の選任や計画書の提出については、平成18年4月1日の規則改正により、1,000㎡以上は義務化され、それ未満は協力を求めることとなった。ただし、緩和措置として、当分の間1,000㎡以上3,000㎡未満の所有者については、順次立入調査を行い、規則改正の説明と、新たな協力を求めることとする。

(参考) 大規模建築物件数 平成30年度末現在 区立小・中学校も含む

	延床面積 1,000～3,000㎡未満	延床面積 3,000～10,000㎡未満	延床面積 10,000㎡以上	合計
オフィスビル	151	45	19	215
店舗等	43	8	9	60
工場等	24	10	5	39
その他	72	52	28	152
合計	290	115	61	466

### ウ 大規模建築物における廃棄物保管場所等の設置

生活環境及び公衆衛生の向上を目的に、延床面積1,000㎡以上の大規模建築物等の建築者に対して、条例により廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置を義務付けている。

また、1,000㎡未満の建築物の建築者に対しても、規則により同趣旨の協力を求めている。平成30年度に受付を行った設置届出は、1,000㎡以上139件、1,000㎡未満90件であった。

15戸以上の共同住宅または15部屋以上の寄宿舎もしくは長屋。3階建て以上で、10戸以上の共同住宅または10部屋以上の寄宿舎もしくは長屋。

## エ 事業系一般廃棄物保管場所の設置

事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。(墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の第三章、第三節、第五十一条参照)

### (6) 不法投棄対策

家電リサイクル法の施行などにより、処理費用に係る消費者負担が増したことから、ごみの不法投棄の一層の増加が懸念され、現在、社会問題としても大きく取り上げられている。

年末年始や引っ越し時期など、ごみ量が特に多い時期を中心に、清掃事務所・道路公園課の職員や「リサイクル清掃地域推進委員」による巡回パトロールや、不法投棄防止のPRに努めている。不法投棄は、投棄した者に原状回復させることが原則ではあるが、土地等の管理者にも不法投棄を招かないような適切な管理が求められる。区道上における不法投棄物の効率的な処理を図るため、区民からの通報を受けた場合、道路公園課等、道路管理者と連携し処理を行っている。

### (7) 持込ごみの受付

事業系一般廃棄物を事業者が自ら運搬し処理施設に持ち込む場合、または一般廃棄物処理業の許可業者が委託を受け処理施設に持ち込む場合は、清掃事務所もしくは、東京二十三区清掃一部事務組合に事前の持込み申請を行い、承認を得る必要がある。

持込み処理は、持込み申請者が区長又は東京二十三区清掃一部事務組合管理者の承認を受けて事業系一般廃棄物を処理施設に持ち込むことをいう。この持込み処理には、定期的に、または継続的に(概ね1週間に1回以上)処理施設等に持ち込む「継続持込」と、臨時の場合または、「継続持込」にならない程度の「臨時持込」の2区分に分かれる。

東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設(清掃工場・不燃ごみ処理センター)に持ち込む場合は、同組合の廃棄物処理手数料 15.5 円 / kg が必要となる。  
最終処分場に持ち込む場合は、区の廃棄物処理手数料 9.5 円 / kg が必要となる。

### (8) マニフェスト(一般廃棄物管理票)の受付

事業系一般廃棄物を1日平均 100kg 以上排出する事業者、または臨時に排出する事業者が、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し処理施設に持ち込む場合、または一般廃棄物処理業の許可業者に委託して処理施設に運搬させる場合は、条例により廃棄物の種類、排出場所・排出量等を記載した「マニフェスト(一般廃棄物管理票)」を、処理施設に引き渡すことを義務付けている。

1日平均 100kg 以上排出する事業者は、清掃事務所に対して予め「マニフェスト適用対象事業者届」を提出することとなっている。

### (9) 墨田区の特性を活かした清掃事業の展開

区では、基礎的自治体に相応しい、地域特性を踏まえた清掃事業を展開している。地域の住環境やごみ量の変化に的確に対応するため、平成 16 年 3 月 15 日からは、区の北部と南部の2つに分かれていた収集作業計画を統合し、より効率的に収集できる体制のもとで事業を推進している。

#### ア 早朝収集の実施

生ごみを餌にするカラスや猫、ねずみなどによる資源・ごみ集積所の鳥獣被害を防ぐため、区内随一の繁華街 JR 錦糸町の駅前商店街において、午前 7 時台に早朝収集を実施している。



#### イ 防鳥ネットの貸し出し

集積所におけるカラスなどによる鳥獣被害を防ぐ為に、防鳥ネットの貸し出しを行っている。平成 30 年度は、希望があった 230 か所の集積所に対して貸し出しを行った。

#### ウ 高齢者宅等への戸別収集（ふれあい収集）

概ね 65 歳以上の高齢者及び心身に障害のある方のみの世帯のうち、周辺から手助けが得られないため、指定の時間や集積所にごみや資源物を出せない世帯を対象に、玄関先までの戸別収集を行っている。平成 30 年度末現在は、400 世帯を対象に収集を行った。

#### エ すみだ S Q 隊の編成

清掃事務所職員が収集現場で区民などの急病や事故に遭遇した際、救急車到着までの間に応急措置を施し救命活動に寄与することができるよう、全職員が救急救命講習を受講し、「すみだ S Q 隊」を編成している。

#### オ 資源物（古紙等）の持ち去り防止対策

資源回収に出された資源物（古紙等）を区指定の業者以外の者が持ち去る「持ち去り行為」を防止するため、平成 16 年 10 月から防鳥ネットや資源・ごみ集積所看板に取り付けられる資源持ち去り防止シートの配布を始めた。平成 18 年 10 月には条例を一部改正し、持ち去り行為の禁止規定を追加することで、根拠を明確にした。しかし、持ち去り行為の減少には至っておらず、更なる対策強化が必要とのことから、平成 20 年 3 月、墨田区に資源物を譲渡する意思を表示したシール及び新聞専用回収袋を作成し、対策に協力いただける区民等に対して配布を開始した。平成 21 年 3 月には、集団回収用のシール及び新聞専用回収袋も作成し、配布を開始した。さらに、平成 22 年 6 月に条例の一部改正を行い、持ち去り行為の禁止命令違反者に対する罰則規定を追加し、防止対策の強化を図った。

また、委託業者による毎早朝パトロール（日曜日を除く）及び、清掃事務所職員による自主的な取り組みとして持ち去り通報などに基づいた地域重点パトロールを実施している。

持ち去り防止に関する区民への協力を呼びかける文言について、平成 28 年度からコンテナボックスに直接印字をしている。（平成 27 年度はコンテナボックスにシールを貼付）

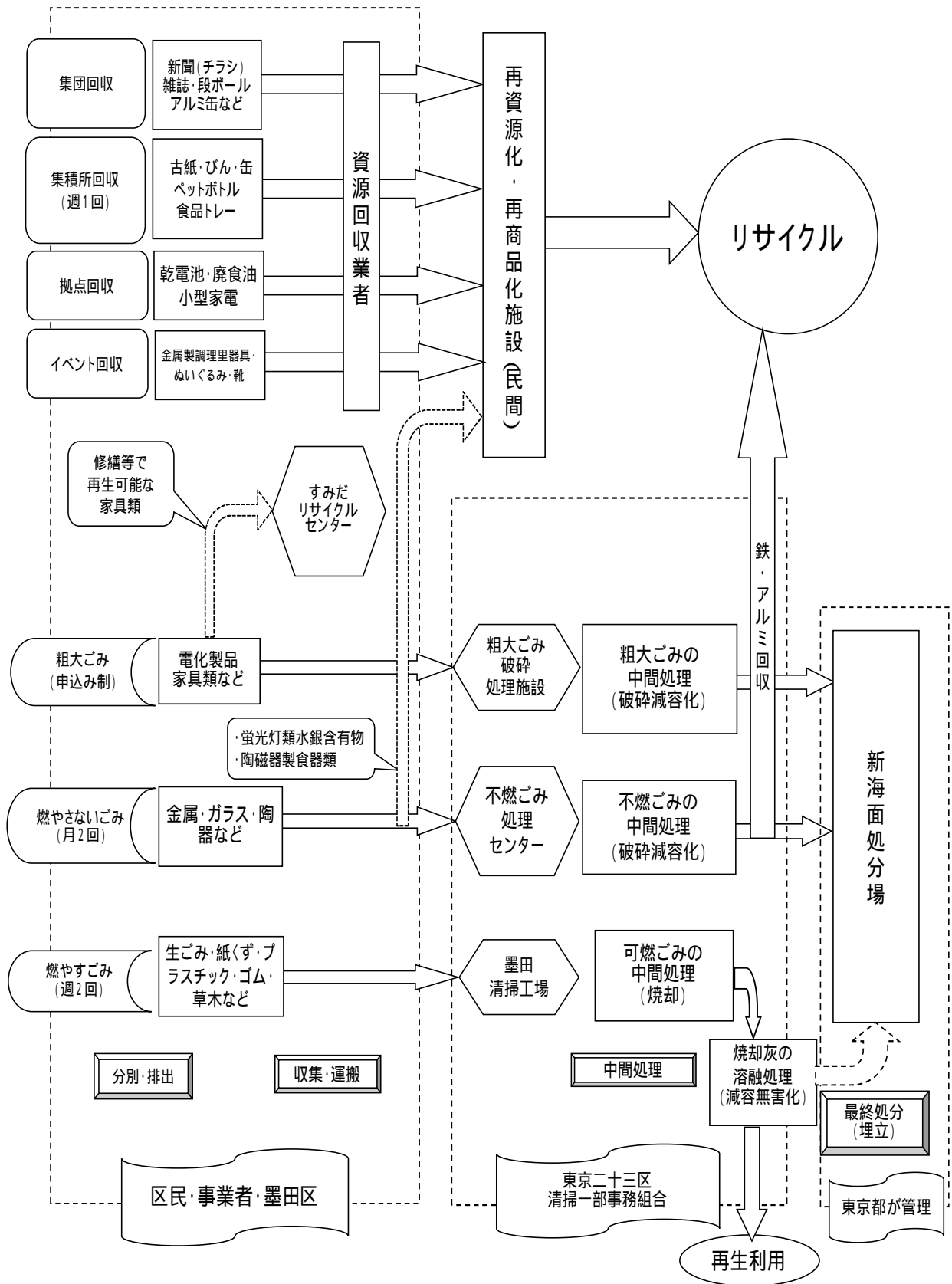
また、平成 30 年度は職員による早朝パトロールを延べ 301 回実施し、持ち去り行為を行った者に対して延べ 399 回の口頭注意を行った。

(10) 清掃事務所等の概要(平成31年4月1日現在)

名 称	所 在	敷地面積	建物概要	備 考
すみだ清掃事務所 5608-6922	業平 5 - 6 - 2	3,962.18 m <sup>2</sup>	3,022.14 m <sup>2</sup> (延床面積) S R C造 地上4階の1・2階部分 と地下1階 平成12年2月竣工	清掃車両車庫 (保有車両：塵芥) 小型プレス車 6台 小型ダンプ車 1台 新小型ダンプ車 1台 軽小型ダンプ車 6台 軽小型貨物車 5台
すみだ清掃事務所分室 3613 - 2228	東向島 5 - 9 - 11	556.47 m <sup>2</sup>	1,394.01 m <sup>2</sup> 延床面積 S R C造 地上3階地下1階 平成5年竣工	(保有車両：塵芥) 軽小型ダンプ車 3台 軽小型貨物車 1台
向島ストックヤード	向島 5 - 9 - 1	1,993.61 m <sup>2</sup>	302.00 m <sup>2</sup> (延床面積) R C造 2階建	粗大ごみ等積替 中継 清掃車待機所
すみだ清掃事務所亀沢事業所	亀沢 1 - 8 - 3	301.31 m <sup>2</sup>	1,467.04 m <sup>2</sup> (延床面積) S R C造 地上8階 地下1階 平成3年竣工	粗大ごみ日曜持込受領、修理・保管
すみだ清掃事務所業平待機所	東駒形 4 - 15 - 15	281.18 m <sup>2</sup>	788.76 m <sup>2</sup> (延床面積) S (一部 R C)造 地上4階 地下1階 平成元年竣工	スカイツリー周辺地域清掃活動拠点
すみだリサイクルセンター 3846 - 0241	江東橋 3 - 5 - 7	202.48 m <sup>2</sup>	93.96 m <sup>2</sup> (延床面積) 軽量鉄骨プレハブ造 平屋建て 平成4年竣工	粗大ごみのリサイクル 展示等
立川リサイクルストックヤード 3631 - 9050	立川 2 - 9 - 5	571.89 m <sup>2</sup>	439.85 m <sup>2</sup> (延床面積) 鉄骨造 平成11年竣工	食品トレー選別作業場所(平成23年4月から)
旧すみだリサイクル活動センター	横川 5-10-1-111	94.19 m <sup>2</sup>	374.08 m <sup>2</sup> (総延床面積) 110.65 m <sup>2</sup> (占有面積) S R C造 地上14階の1階部分 平成8年竣工	休止中 (平成30年11月末閉館)

# 【すみだの資源物・ごみの流れ】

平成31年3月31日現在



## 4 普及啓発事業

リサイクル推進やごみ減量を実現するためには、深刻化するごみ問題等について、区民や事業者に現状やその対策についての情報を公開し、区民や事業者自らの取り組みを促すことが必要である。そのため、さまざまなキャンペーンやイベントを通して各種普及啓発事業を展開している。

キャンペーンやイベントのなかでは、3Rの推進を重点として、ごみを発生させないライフスタイルや、再生品の積極的な活用、レジ袋削減につながるマイバッグ利用の推奨などを呼びかけている。

また、インターネットのホームページでは、区のリサイクル清掃事業の概要を紹介している。

さらに、ごみと資源物の分け方・出し方を24時間365日、瞬時に解決するAI機能を搭載した「墨田区ごみ分別案内チャットボット」を、東京23区で初めて導入した。

### (1) イベント・キャンペーンなど

#### ア クリーンキャンペーン

関東甲信越静環境美化推進連絡協議会では、毎年5月30日を“関東地方環境美化の日(ごみゼロデー)”と定め、この日を中心にして積極的に美化活動に取り組んでいる。これを受けて、墨田区においても、区民が自主的に町の清掃活動を行う『クリーンキャンペーン』を昭和59年から毎年実施しており、平成30年度で35回目を迎えている。とりわけ、平成12年7月に「区民宣言」として行われた『すみだ やさしいまち宣言』では、区民の行動指針として、「環境に配慮し、限りある資源を大切にす “環境にやさしいまち” の実現に努めます」と謳っており、本キャンペーンはその実践活動の中心的な取り組みとなっている。

平成30年度は5月20日に実施し、町会・自治会など248団体、13,877人が参加した。

#### イ リサイクル清掃展

「環境にやさしいまち すみだ」をめざし、リサイクルや清掃事業の円滑な推進に多くの区民の協力を得るため、そのPRを目的とした展示会をすみだ生涯学習センターにおいて、すみだリサイクルセンター出張展示(すみだ清掃事務所)と同時開催した。開催は平成30年4月に1回実施した。

#### ウ 古着の回収事業

区民のごみ減量意識の高揚とリサイクル意識を持続させることを目的に、普及啓発活動の一環としてすみだ生涯学習センター、みどりコミュニティセンター、すみだ清掃事務所、墨田区庁舎(すみだ環境フェア開催時)区立公園において、「古着の回収」を計24日間実施し、約5,700件の区民の参加があり約45tの古着を回収した。

#### エ ポスターコンクール

3R促進ポスターコンクール(環境省及び3R活動推進フォーラム)に応募した。作品は区内の小学校・中学校から募集し、平成30年度は中学生の部で佳作が1点選出された。

#### オ マイバッグ使用の推進

毎日の買い物の際に「マイバッグ」を使用し、レジ袋の使用量を削減してもらうことを目的として、すみだ消費生活展及びリサイクル清掃展において「マイバッグの使用・ふるしき

の包み方」についてPRを行った。

#### カ 各イベント等への出展

すみだリバーサイドホールで平成30年10月27・28日に開催した「くらしフェスタSUMIDA2018」に、「ごみ減量に必要なのはあなたのチカラ！」のテーマでブース出展した。

ごみの分別方法、3Rの推進、生ごみ減量等についてのPRを行った。

また、錦糸公園で平成30年10月6・7日に開催した「すみだまつり」にも出展し、ごみ減量・3Rの推進キャラクターの名称投票とごみ分別案内チャットボットの操作体験会を行った。

### (2) 冊子・リーフレット等の発行

ア 資源物・ごみの分別方法を記載したパンフレット「資源物とごみの分け方・出し方(保存版)」(日本語外3言語)を5年ぶりに改定し、全戸配付並びに墨田区内に転入した世帯にも配付した。

イ 小学校4年生を対象とした環境啓発冊子「できることからはじめよう！」を作成した。

ウ 地域ごとの収集日と収集種別を記載した収集日カレンダーを作成した。

### (3) 再生品の普及啓発事業

「すみだっ子」の積極的な使用とPRを行い、“すみだで集めてすみだで使う”をテーマに、区内で回収された古紙等を再生したトイレトーパー及び、家庭から回収した廃食油を原料とした液体石けんを、区民と事業者が共同開発し、「すみだっ子」のブランドで販売している。

### (4) リサイクル手作り講座(すみだリサイクルの会(平成30年度解散)主催)

牛乳パックや余り布など不用となった生活用品を使って、リサイクルの楽しさや大切さを学ぶ講座を開催している。平成30年度は合計19名が受講した。

### (5) 環境学習の出前講座

次代を担う子どもたちが、3Rの大切さや、ごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう、区内小学校の4年生を対象にして、職員による出前講座を実施している。講座では、ごみの分別や3Rの方法についての説明のほか、校庭内に環境啓発車「わかるくん」を運び、ごみ収集の実演も行っている。「わかるくん」による実演については、その学習効果を高めていくため、平成16年度から導入されたもので、清掃車両の一部を透明アクリル樹脂板で覆い、普段見ることが出来ない中の構造を見やすくし、活用している。平成30年度は合計12校で実施した。

### (6) フリーマーケット後援

家庭で不用になった生活用品を持ち寄って販売し、必要な人に再活用してもらおうという、リサイクルの普及・啓発に資する趣旨のフリーマーケットを開催する場合において、主催する区民(団体)等の活動を後援している。

<平成 30 年度フリーマーケット後援名義使用申請承認実績>

- ・ 錦糸公園フリーマーケット（「リサイクル運動市民の会」主催） 12 回
- ・ 大横川親水公園フリーマーケット（「環境を考える市民の会」主催） 12 回

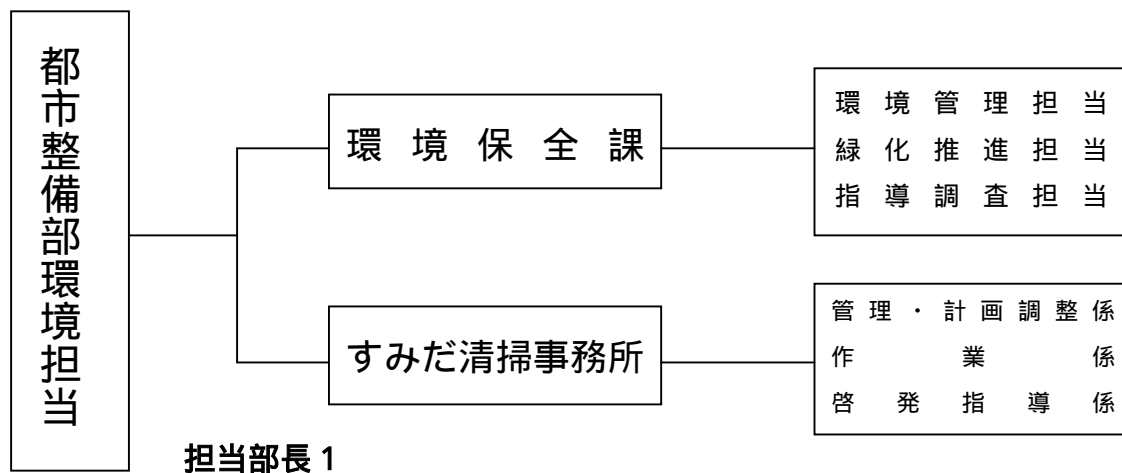
**（7）墨田区ごみ分別案内チャットボット（ごみ分別 A I (人工知能)サービス）の導入**

資源物とごみの分け方・出し方について、パソコンやスマートフォンから簡単に検索できる A I（人工知能）機能を搭載した「墨田区ごみ分別案内チャットボット」を、東京 23 区初の運用として、平成 30 年 7 月から開始している。機能には、分別案内を含む「資源物・ごみ」に関する情報（粗大ごみ処理手数料、資源物の回収拠点場所等）などを搭載している。

24 時間 365 日、ごみの問合せが可能であり、区民の利便性向上につなげている。

## 【資料】

### 都市整備部環境担当の組織と業務分担（31.4.1 現在）



## 【環境保全課の業務分担】

課長 1・主査 6・職員 19（再任用・非常勤含）計 26 名

### 環境管理担当

環境担当の総括に関すること

環境保全対策の企画、調整及び推進に関すること。

環境の共創の推進に関すること。

墨田区環境審議会に関すること。

すみだ環境共創区民会議に関すること。

すみだ環境の共創プラン(すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画)に関すること。

墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関すること。

環境保全関係事務の連絡調整に関すること。

環境保全の啓発及び環境教育に関すること。

旧すみだ環境ふれあい館に関すること。

旧文花小学校の管理に関すること。

環境担当の庶務に関すること。

### 緑化推進担当

緑化推進の計画に関すること。

自然保護に関すること。

緑と花の学習園に関すること。

民有地及び公共の緑化推進に関すること。

工場立地法に基づく届出等に関すること。

## 指導調査担当

- 雨水利用に関すること。
- 環境の調査及び監視に関すること。
- 工場認可及び指定作業場の届出に関すること。
- 公害防止の技術指導及び公害に係る苦情の相談処理に関すること。
- 公害防止及び環境保全に係る助成の調査に関すること。
- アスベスト対策に関すること。
- 公害関係法令等に係る各種届出、報告及び証明に関すること。
- 電波障害の相談に関すること。
- 空き地の管理の適正化に関すること。

## 【すみだ清掃事務所の業務分担】

所長 1 ・ 係長 3 ・ 主査 2 ・ 統括技能長 2 ・ 技能長 11 ・ 担当技能長 1  
・ 職員 97 (再任用含) 計 117 名

## 管理・計画調整係

- 所の庶務に関すること。
- 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料に関すること(作業係に属するものを除く。)
- 作業用自動車(作業係に属するものを除く。以下同じ。)の運行及び管理に関すること。
- 作業用自動車の事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること。
- 作業用自動車及び作業用具の修理に関すること。
- 作業用自動車の物品、材料及び燃料の管理に関すること。
- 作業用自動車の運行作業の統計に関すること。
- 作業計画の策定に関すること。
- リサイクル事業及び清掃事業に係る総合的な企画、調整等に関すること。
- 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会に関すること(作業係に属するものを除く。)
- 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画に関すること。
- 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査及び計画に関すること。
- 廃棄物の排出量の算定に関すること。
- 清掃事業に係る統計に関すること。
- 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- すみだリサイクル清掃地域推進委員に関すること。
- 上記に掲げるもののほか、都市整備部環境担当部長(以下「部長」という。)が必要と認めること。

## 作業係

- 廃棄物の収集及び運搬に関すること(計画調整係に属するものを除く。)



東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。  
動物の死体の処理に関すること。  
廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の減額及び免除に関すること。  
廃棄物の収集及び運搬作業の統計に関すること。  
作業用軽自動車の運行及び管理に関すること。  
作業用軽自動車、雇上げの自動車及び作業員の事故防止及び作業実施上等の事故の処理の指導に関すること。  
作業用軽自動車及び作業用具の修理に関すること。  
作業用軽自動車の物品、材料及び燃料の管理に関すること。  
作業用軽自動車、雇上げの自動車及び作業員の運行作業の統計に関すること。  
清掃事業に係る住民指導、住民相談及び苦情処理に関すること(指導啓発係に属するものを除く。)  
大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関すること。  
すみだリサイクルセンターの運営に関すること。  
リサイクル事業に係る統計に関すること。  
再生利用業の指定に関すること。  
上記に掲げるもののほか、部長が必要と認めること。

## 啓発指導係

ごみの減量に関すること。  
リサイクル事業及び清掃事業に関する啓発及び指導に関すること。  
自動販売機届出事業に関すること。  
再利用及び資源化の推進に関すること。  
一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。  
浄化槽の届出及び指導に関すること。  
浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。  
大規模排出事業者等の排出指導に関すること。  
上記に掲げるもののほか、部長が必要と認めること。

## 墨田区における環境行政の変遷（昭和44年以降）

### 1 条例・規則・要綱の制定及び主なできごと等

- 昭和 45 年 都公害防止条例施行（4月）、あき地の管理の適正化に関する条例制定（10月）
- 46 年 あき地の管理の適正化に関する条例施行規則制定（4月）
- 47 年 緑化宣言（3月）、文花2-12に苗圃完成（7月）
- 48 年 墨田区の緑化の推進に関する要綱制定（3月）、工場緑化協定実施細目制定（8月）
- 49 年 緑の救急隊設置要綱制定（5月）、緑化のシンボルマーク決まる（10月）
- 51 年 保護樹木等の指定に関する実施細目制定（9月）、第1回環境まつり開く（10月）
- 52 年 墨田区公害自主規制工場指定要綱制定（6月）、墨田区騒音計・振動計貸出要綱制定（6月）、墨田区公害自主規制工場指定実施細目制定（7月）、「区の木」「区の花」選定（9月）、公害自主規制工場制度開始（11月）
- 56 年 緑と花の学習園オープン（4月）
- 平成 2 年 墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申（12月）
- 3 年 緑のへい等設置補助金等交付要綱制定（5月）
- 4 年 墨田区エコストア制度実施要綱制定（3月）、エコストア認定（8月）
- 5 年 墨田区多層型資源回収システム推進要綱制定（3月）
- 6 年 雨水利用東京国際会議開催（7月）、墨田区リサイクル関係後援名義使用承認取扱要綱制定（9月）
- 7 年 墨田区雨水利用推進指針策定（3月）、墨田区環境誘導指針策定（3月）、墨田区環境誘導指針推進本部設置要綱制定（5月）、すみだ環境区民会議設置要綱制定（5月）、墨田区雨水利用促進助成金交付要綱制定（9月）
- 8 年 墨田区緑の基本計画策定（2月）、墨田区臭気測定パネル設置要綱制定（3月）、墨田区環境誘導指針行動計画策定（3月）、すみだリサイクル活動センター運営要綱制定（12月）、すみだリサイクルの会補助金交付要綱制定（12月）
- 9 年 すみだリサイクル活動センター開設（1月）
- 10 年 墨田清掃工場本格稼働（2月）、墨田区地球温暖化防止推進要綱制定（5月）、墨田

- 区リサイクルリーダー派遣制度実施要綱制定（6月）
- 11年 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例制定（12月） 墨田区浄化槽清掃業の許可に関する条例制定（12月）
- 12年 墨田区一般廃棄物処理基本計画策定（3月） 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則制定（3月） 墨田区浄化槽の清掃等に関する規則制定（3月） 清掃事業が区に移管される（4月） 雨水利用で国際自治体環境賞を受賞（6月）
- 13年 墨田区環境管理計画策定（3月） 墨田区地球温暖化防止実行計画策定（3月） すみだ環境ふれあい館企画運営委員会に関する要綱制定（4月） すみだ環境ふれあい館開設（5月） すみだ環境ふれあい館の管理及び運営に関する要綱制定（5月） 墨田区一般廃棄物処理業許可取扱要綱制定（6月） 墨田区一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する要綱制定（6月） すみだリサイクルセンター管理運営要綱制定（6月） 墨田区一般廃棄物処理業許可手数料の減免に関する要綱（6月） 墨田区一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱制定（6月） 墨田区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱要綱制定（6月） 墨田区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱制定（6月） 墨田区浄化槽指導要綱制定（6月） 墨田区浄化槽清掃業許可手数料及び浄化槽保守点検業者登録手数料の免除に関する要綱制定（6月） 動物死体処理作業要綱制定（6月） 高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集実施要綱制定（6月） 防鳥用ネット貸付要綱制定（6月） 医療廃棄物取扱要綱制定（6月） ゴミを収納する袋の規格等に関する要綱制定（6月） ごみ容器無償貸付要綱制定（6月） ごみ容器破損補償要綱制定（6月） すみだリサイクル清掃地域推進委員設置要綱制定（7月）
- 14年 墨田区廃棄物減量等推進審議会設置（2月） 墨田区高齢者・障害者等ごみ・資源戸別収集実施要綱制定（3月） ボランティアシール交付要綱制定（3月） 光化学スモッグ緊急時対策措置要綱制定（3月） 緑と花のサポーター制度開始（5月） 庁舎に屋上緑化見本コーナー開設（6月）
- 15年 墨田区屋上等緑化整備補助金交付要綱制定（5月）
- 16年 関野吉晴探検資料室オープン（2月） 墨田区転居廃棄物の持込みに係る取扱要綱制

- 定(2月)
- 17年 墨田区廃棄物減量等推進審議会答申(5月)、雨水東京国際会議開催(8月)、民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱制定(9月)、民間建築物アスベスト調査員派遣業実施要綱制定(9月)、すみだ環境基本条例制定(12月)
- 18年 墨田区地球温暖化防止実行計画改定(3月)、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則改正(大規模建築物の保管場所関係)(3月)、墨田区廃棄物管理責任者の責務を定める要綱制定(3月)、墨田区再利用保管場所及び廃棄物保管場所の設置要綱制定(3月)、事業系大規模建築物及び大規模建築物における再利用対象物及び廃棄物の適正処理に関する要綱制定(3月)、墨田区一般廃棄物処理基本計画改定(4月)、墨田区環境基本条例推進本部設置要綱(5月)
- 19年 すみだ環境の共創プラン策定(3月)、廃プラスチックのサーマルリサイクルに伴う分別変更モデル収集開始(7月)、同モデル収集の対象地区拡大(10月)
- 20年 墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定(3月)、地球温暖化防止設備導入助成制度開始(7月)、廃プラスチックのサーマルリサイクル(10月)
- 21年 すみだ環境区宣言の実施(10月)
- 22年 墨田区の緑化の推進に関する要綱改正(壁面緑化を緑化助成の対象とする。)(1月)、墨田区屋上緑化整備補助金交付要綱改正(墨田区屋上等・壁面緑化整備補助金交付要綱とする。)(1月)、墨田区特別保全樹木等補助金交付要綱制定(2月)、墨田区地球温暖化防止実行計画改定(3月)、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例改正(罰則規定の新設)(6月)、墨田区資源・ごみ集積所の設置等に関する要綱制定(8月)
- 23年 緑の基本計画改定(3月)、墨田区一般廃棄物処理基本計画改定(4月)
- 24年 すみだ環境の共創プラン改定(墨田区地球温暖化対策地域推進計画との合本化)(3月)
- 25年 工場立地法区準則条例制定(3月)、工場立地法に係る事務処理要綱制定(3月)
- 26年 使用済小型家電製品の拠点回収実施(4月)、墨田区緑と花のまちづくり推進地域制度実施要綱制定(6月)、墨田区屋上等・壁面緑化整備補助交付要綱改正(壁面緑化の工

法を個別に規定)( 8月)

27年 墨田区地球温暖化対策実行計画(区事務事業編)改定(3月)

28年 第二次すみだ環境の共創プラン策定(墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含)(3月) すみだ環境ふれあい館閉館(3月) すみだ環境ふれあい館企画運営委員会に関する要綱廃止(4月) すみだ環境ふれあい館の管理及び運営に関する要綱廃止(4月) 緑のへい等設置補助金等交付要綱改正(交付要件等の見直し)(9月)

29年 墨田区地球温暖化防止設備導入助成金交付要綱改正(5月) 墨田区一般廃棄物処理基本計画中間見直し(6月) 墨田区食べきり推奨店登録事業開始(10月)

30年 すみだリサイクル活動センター閉館(11月) すみだリサイクル活動センター運営要綱廃止(12月)

31年 すみだリサイクルの会補助金交付要綱廃止(3月)

## 2 環境行政組織の変遷

昭和 44 年度～

### 建設部

計画公害課・・・計画調査係、公害対策係

昭和 45 年度～

### 建築公害部

公害課・・・公害規制係、工場施設係

昭和 46 年度～

### 建築公害部

公害課・・・調査係、公害規制係、工場施設係

昭和 50 年度～

### 環境部

区民環境課・・・緑をふやす係

公害課・・・調査係、公害規制係、工場施設係

昭和 52 年度～

### 地域振興部

自治環境課・・・緑をふやす係

公害課・・・調査係、指導係、工場施設係

昭和 61 年度～

### 地域振興部

環境対策課・・・環境調査係、緑化係、公害相談係、工場施設係

平成 3 年度 ~

地域振興部

環境対策課・・・環境調査係、緑化係、公害相談係、工場施設係

リサイクル推進担当

平成 9 年度 ~

地域振興部

環境対策課・・・環境調整係、緑化係、環境推進係、指導相談係

清掃事業移管準備室

清掃準備担当

リサイクル推進担当

平成 12 年度 ~

環境清掃部

清掃課・・・管理係、計画係

向島清掃事務所・・・管理係、作業係

本所清掃事務所・・・管理係、作業係、なりひら清掃事業所

リサイクル推進課

環境保全課・・・環境調整係、緑化係、環境推進係、指導相談係

平成 13 年度 ~

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課・・・管理担当、労務担当、作業計画担当、ごみ減量担当  
普及啓発担当、資源回収担当

向島清掃事務所・・・管理係、作業係

本所清掃事務所・・・管理係、作業係、なりひら清掃事業所

環境保全課・・・環境調整担当、環境管理担当、緑化推進担当、雨水利用担当、環境調査担当、  
指導相談担当

平成 14 年度～

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課

向島清掃事務所・・・管理係、作業係

本所清掃事務所・・・管理係、作業係、なりひら清掃事業所

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、環境調査担当、指導相談担当

平成 15 年度～

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、指導係、車両係

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、環境調査担当、指導相談担当

平成 17 年度～

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、車両係

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、指導調査担当

平成 20 年度～

区民活動推進部 環境担当

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、車両係



環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、指導調査担当  
平成 23 年度～ リサイクル清掃課とすみだ清掃事務所の統合は 23 年 5 月

区民活動推進部 環境担当

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、計画係、ごみ減量・資源係、許可係

平成 25 年度～

区民活動推進部 環境担当

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、計画調整係、啓発指導係

平成 28 年度～

都市整備部 環境担当

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、計画調整係、啓発指導係

平成 31 年度～

都市整備部 環境担当

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所・・・管理・計画調整係、作業係、啓発指導係

## すみだ環境区宣言

### かけがえのない地球を未来の子どもたちへ

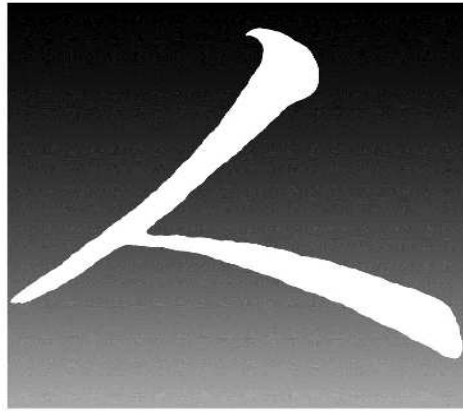
私たちの住む地球は、多様な生命の営みにより育まれ、  
多くの人々の英知と努力により守られてきました。  
この地球を、美しいままに未来の子どもたちへ引き継ぐことは、  
今を生きる私たちの責務です。

私たちの暮らす墨田区は、悠久の流れをたたえた隅田川と先人の力によって生まれた  
荒川の二つの河川に抱かれた豊かな水辺の地にあります。  
この地の自然をはじめとして、江戸下町文化を育んできた環境を守り、  
より豊かにして引き継ぐことは、墨田区に住み、働き、学び、集う私たちの願いです。

私たちは、自然の恵みに感謝するとともに、  
国内外の人々との交流を深め、共に手を携えて、  
この愛する墨田区を「環境にやさしいまち すみだ」として  
未来の子どもたちへ引き継ぐため、次のとおり行動することを宣言します。

- 1 地球温暖化を防ぐクリーンなエネルギーを導入し、低炭素型のまちをつくれます。
- 2 水辺と緑を守り増やし、自然と共生するまちをつくれます。
- 3 ごみを減らし、資源を大切にすまちをつくれます。
- 4 雨をたくわえ、水の恵みを活かしたまちをつくれます。
- 5 生活環境を守り、安全で安らぎのあるまちをつくれます。
- 6 環境について学び、行動し、発信するまちをつくれます。

平成21年10月1日



# つながる 墨田区

令和元年版 すみだの環境  
(平成30年度の実績)

令和元年9月

編集・発行 墨田区都市整備部環境担当

環境保全課

〒130-8640

墨田区吾妻橋1-23-20

03-5608-6207